

令和4年第1回宇城市議会定例会 会期日程表

会期25日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
2月15日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 施政方針演説 ○ 議案第2号から議案第49号までの48議案を一括上程・提案理由説明 ○ 議案第2号の詳細説明・質疑・討論・採決 ○ 議案第3号から議案第41号までの詳細説明 ○ 発議第1号の上程・趣旨説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
2月16日	水	休 会	○ 議事整理
2月17日	木	休 会	○ 議事整理
2月18日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 議案第3号から発議第1号までの質疑 ○ 請願第1号の上程 ○ 議案第3号から請願第1号までの委員会付託 ○ 議案第42号から議案第49号までの詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
2月19日	土	休 会	○ 市の休日
2月20日	日	休 会	○ 市の休日
2月21日	月	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会 ○ 民生常任委員会
2月22日	火	休 会	○ 議事整理
2月23日	水	休 会	○ 市の休日
2月24日	木	休 会	○ 議事整理
2月25日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 議案第3号から請願第1号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 発議第2号の追加上程・趣旨説明・質疑・討論・採決 ○ 議案第42号から議案第49号までの質疑・委員会付託 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>

2月26日	土	休 会	○ 市の休日
2月27日	日	休 会	○ 市の休日
2月28日	月	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 民生常任委員会
3月1日	火	休 会	○ 議事整理
2月2日	水	休 会	○ 建設経済常任委員会
3月3日	木	休 会	○ 議事整理
3月4日	金	休 会	○ 議事整理
3月5日	土	休 会	○ 市の休日
3月6日	日	休 会	○ 市の休日
3月7日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（渡邊、河野（正）、五嶋） 【 延 会 】
3月8日	火	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（永木、豊田、福永） 【 延 会 】
3月9日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（三角、高本、長谷） 【 散 会 】
3月10日	木	休 会	○ 議事整理
3月11日	金	本会議	○ 開議 ○ 議案第12号及び議案第42号から議案第49号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第50号から同意第3号までの追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 ○ 発議第3号の追加上程・趣旨説明・質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

2月15日 (火)

令和4年第1回宇城市議会定例会（第1号）

令和4年2月15日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | | 施政方針演説 |
| 日程第5 | 議案第2号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第6 | 議案第3号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第7 | 議案第4号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第5号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第6号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第7号 | 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第8号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 議案第9号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第10号 | 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第11号 | 宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第12号 | 宇城市工場立地法地域準則条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第14号 | 宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第15号 | 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第16号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第17号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第18号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す |

- る条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 宇城市税特別措置条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事(第2期))
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 財産の無償貸付けについて

- 日程第40 議案第37号 権利の放棄について（市営住宅の損害賠償請求金）
- 日程第41 議案第38号 権利の放棄について（水道料金）
- 日程第42 議案第39号 市道の路線の廃止について
- 日程第43 議案第40号 市道の路線の認定について
- 日程第44 議案第41号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第45 議案第42号 令和4年度宇城市一般会計予算
- 日程第46 議案第43号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第47 議案第44号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第48 議案第45号 令和4年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第49 議案第46号 令和4年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第50 議案第47号 令和4年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第51 議案第48号 令和4年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第52 議案第49号 令和4年度宇城市市民病院事業会計予算
- 日程第53 発議第1号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第54 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 2番 永 木 誠 君 | 3番 山 森 悦 嗣 君 |
| 4番 三 角 隆 史 君 | 5番 坂 下 勲 君 |
| 6番 高 橋 佳 大 君 | 7番 高 本 敬 義 君 |
| 10番 溝 見 友 一 君 | 11番 園 田 幸 雄 君 |
| 12番 五 嶋 映 司 君 | 13番 福 田 良 二 君 |
| 14番 河 野 正 明 君 | 15番 渡 邊 裕 生 君 |
| 16番 河 野 一 郎 君 | 17番 長 谷 誠 一 君 |
| 18番 入 江 学 君 | 19番 豊 田 紀代美 君 |
| 20番 中 山 弘 幸 君 | 21番 石 川 洋 一 君 |
| 22番 岡 本 泰 章 君 | |

4 欠席議員（2人）

8番 大村 悟 君

9番 福永 貴充 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田 憲史 君	副市長	浅井 正文 君
教育長	平岡 和徳 君	総務部長	天川 竜治 君
企画部長	西岡 澄浩 君	市民環境部長	杉浦 正秀 君
健康福祉部長	岩井 智 君	経済部長	黒崎 達也 君
土木部長	梅本 正直 君	教育部長	豊住 章 君
総務部次長	元田 智士 君	企画部次長	坂本 優子 君
市民環境部次長	森下 功治 君	健康福祉部次長	植野 修 君
経済部次長	浦田 敬介 君	土木部次長	平木 恵一 君
教育部次長	井住 寿宏 君	三角支所長	梅田 徳久 君
不知火支所長	岩竹 泰治 君	小川支所長	竹口 則和 君
豊野支所長	赤星 徹 君	市民病院事務長	坂井 明人 君
上下水道局長	木見田 洋一 君	会計管理者	井澤 ふさ子 君
監査委員事務局長	松川 弘幸 君	農業委員会事務局長	白木 太実男 君
財政課長	米田 年宏 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（園田幸雄君） ただいまから、令和4年第1回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（園田幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、5番、坂下勲君及び6番、高橋佳大君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（園田幸雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日2月15日から3月11日までの25日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの25日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（園田幸雄君） 日程第3、諸報告を行います。
まず、議長の諸般の報告として、1ページから6ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和3年10月分から12月分までが提出されております。
主な公式行事については、7ページのとおりです。
次に、陳情書等について申し上げます。去る2月4日の第2回議会運営委員会において、机上配布と決定した2件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。
以上で、議長の諸般の報告を終わります。
次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、民間への移譲を予定しております豊野保育園の運営法人について報告します。

2月8日、運営法人評価委員会において応募のあった2つの法人のプロポーザルを実施し、指名審査会で審議された結果、芦北町の社会福祉法人千隆福祉会を移管

先とすることが決定しました。

千隆福祉会は、芦北町で保育園やデイサービスセンター等を運営されており、芦北町から移管を受けた田浦保育園も順調に運営されるなど、豊富な実績のある法人です。

今後は、関係条例の改正を行った上で、令和5年4月1日の移管に向け、引継ぎや保護者を交えた協議を実施してまいります。

次に、市内における新型コロナウイルス感染症の動向について報告します。

市内においては、昨年9月30日以降、新規感染者は確認されておりませんが、1月8日、おおよそ100日ぶりに新たな感染者が確認されました。

以後、感染は急拡大を続け、2月9日と2月11日には過去最多の47人の新規感染者を確認するなど、1月以降に確認された感染件数は、既に770件を超えています。

さらに新たな変異株も確認されていることから、引き続き国県と連携した対策を継続するとともに、感染拡大防止への取組の実践を呼び掛けてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の実績を報告します。

2月14日現在、2回目の接種が終わっている割合は、65歳以上で94.7%、64歳以下で83.7%、全体で87.9%となっております。

3回目接種については、12月1日から医療従事者を中心に開始し、2月1日からは一般高齢者への接種を開始しております。2月14日現在の接種率は18.9%です。今後も、広報紙やホームページ等でワクチン接種に関する最新の情報を発信してまいります。

次に、中小企業者等一時支援金の申請状況について報告します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、市の独自支援として20万円を支給する一時支援金の申請は、258事業者分を受け付けました。

御存じのとおり、3月6日まで熊本県のまん延防止等重点措置が延長適用されております。更なる打撃が心配される中ですが、少しでも多くの市内事業者の支援につながればと願っております。

次に、松橋中学校耐力度調査の結果について報告します。

令和3年8月3日から実施しておりました松橋中学校耐力度調査の結果、9棟中7棟、面積では全体の94%が耐力度4,500点以下でした。

この耐力度が4,500点以下の場合、構造上危険な状態にある建物と判断されるため建て替えの必要があると判断し、令和4年度当初予算に関係費用を計上しております。

次に、フォレストリーヴズ熊本との協定締結について報告します。

1月21日、Vリーグに所属するフォレストリーヴズ熊本との間に、スポーツ振興による地域活性化を目的として地域連携協定を締結しました。

フォレストリーヴズ熊本は、コート外でも活躍するチームを目指し、子どもたちを対象にしたバレーボール教室の開催や地域イベントへの参加など、地域に根付いた活動を実施されていますが、練習時間や場所の確保に苦慮されていました。そこで市では、体育館等を貸し出すことにより、今後、豊野町を中心に地域活性化や公共施設の有効活用につながることを期待しております。

次に、復興会館の進捗状況について報告します。

熊本地震の際に建設された応急仮設住宅を活用して建築しております復興会館について、1月6日、4館目となる小川のコスモス会館が落成式を迎えることができました。

本年度中に三角の復興会館も落成予定ですので、でき次第御報告します。

以上、行政報告といたします。

○議長（園田幸雄君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 施政方針演説

○議長（園田幸雄君） 日程第4、施政方針演説を議題とします。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 令和4年第1回宇城市議会定例会の開会にあたり、施政方針を申し上げます。

令和元年12月、中国湖北省武漢市における肺炎の集団発生に端を発した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界へと広がり、翌令和2年1月16日には日本国内第1例目の感染者が確認されました。国は同年1月28日、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定しました。

以来、現在に至るまでの2年を超える期間、感染症への対応や低迷する景気、経済への対応に国を挙げて対策が行われてきました。

この間、市では令和2年2月1日に対策本部を立ち上げ、国及び県に連動した対策に加え、市の独自事業として、影響を受けた事業者支援と2度のプレミアム付商品券事業による経済対策を大胆に行いました。

一方で、熊本地震から約6年が経過しようとしている中、復旧・復興は1つの区切りを迎え、応急仮設住宅の利活用事業も大詰めとなっております。既に不知火ゆうあい館、小川刈萱館、コスモス会館、豊野ふれあい館の4つがそれぞれ供用を開始しており、本年度中には三角の復興会館と交番、松合の多目的集会所がしゅん工

する予定です。

令和4年度も、第2次宇城市総合計画に掲げる将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」を市民の皆様に感じていただけるよう、様々な事業を展開してまいります。

加えて、第2期宇城市まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる、市の理念を象徴するフレーズ「UKINISUM」を展開し、市外在住者に向け、宇城市に集う、暮らす、活躍する関係人口を創出する取組を実施してまいります。

内閣府の令和4年1月の経済報告によれば、景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中、持ち直しの動きが見られるとの基調判断がなされており、先行きについても下振れリスクに十分注意する必要があるものの、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しが期待されています。

一方、九州地域の経済動向によると、九州の景気は持ち直しの動きに弱さが見られるとされており、個人消費と雇用情勢には明るい兆しがあるものの、製造業を中心に予断を許さない状況にあります。

このような情勢の中、国の令和4年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2021及び2018に示された新経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされています。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に引き続き万全を期す中、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのため重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜き、成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現。さらには、全世代型社会保障改革を進めるとともに、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育てへの予算の重点化を進めるための新たな成長推進枠の措置がなされております。

ポイントとなる言葉は、新型コロナ対策、成長と分配の好循環、新しい資本主義です。

本市の財政状況は、経常収支比率は依然として高い水準にあるものの、人件費抑制や施設の統廃合、滞納整理強化などの行財政改革の取組の成果により、財政健全化判断比率は改善してきており、他の類似団体と比較しても遜色なく良好です。

令和4年度一般会計の収支見通しは、歳入で人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等を受けるものの、市税などの収入は一定程度の確保を見込んでおり、歳出では、社会保障関係費や、道路・橋りょうなどの社会資本の長寿命化や維持管理、防災・減災・国土強靱化に要する費用の増大により、厳しい状況を見込んでいます。

そのような中であっても、市町村間の競争時代を生き抜くには、必要な投資を適

切な時期に集中させる必要があります。

限られた財源を最大限、有効活用することを基本として、事務事業の効率的かつ効果的な支出並びに行政経営への民間活力導入による財政健全化に努めるとともに、デジタル、Society 5.0、SDGsなど、今後、社会の鍵となる成長分野や、市の将来を担う子どもたちに関する分野には、手を緩めることなく注力してまいります。

私の3期目の公約の1つである給食費の無料化や教育施設の整備、道の駅不知火の再整備は、まさにこの集中と投資の最たるものと自覚しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による家計への負担軽減と、冷え込んだ市内経済並びに事業者への支援策として経済対策も実施します。

繰返しになりますが、目指すのは、住んで良かった、住みたいと思えるまちです。この実現に向け、本年度も精一杯、皆様と共に取組を進めてまいります。

第2次宇城市総合計画及び第2期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに予算編成方針に基づき、令和4年度の重点施策の概要について申し上げます。

まず、1、再生・発展するまちづくり分野です。

熊本地震発災から約6年が経過しようとしている現在、市民生活を最優先とした復旧・復興はひと区切りを迎えました。令和4年度は、老朽化とともに被災した庁舎をより市民の利便性が高い庁舎へと生まれ変わらせるよう、大規模改修を進めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を緩和するため、引き続き生活基盤、社会基盤への支援を継続してまいります。

具体的には、本庁舎大規模改修事業費、中小企業利子補給補助金、令和3年度から繰越しを行う第3弾プレミアム付商品券事業費などを計上しております。

次に、2、育てるまちづくり分野です。

近年、子どもの育ちの変化の社会的背景として、少子化や核家族化、情報化などの経済社会の急激な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、社会の傾向としては、人間関係の希薄化や地域社会のコミュニティ意識の衰退、大人優先の社会風潮などの状況が見られるとの指摘がなされています。

子どもは地域の宝であり、市の将来を担う大切な人財です。子育て・教育の支援制度・環境・施設の充実は定住人口の増加にもつながることから、「子育てするなら宇城市」を念頭に継続して取り組んでまいります。

具体的には、保育所等の施設整備事業費、保育所等の副食費無償化事業費、子ども子育てに関する総合的な拠点施設整備費、三角―松橋間の定期バス路線の減便予定の代替えとして三角地域小中学校スクールバス購入費、不知火小学校・小川中学校建て替え事業費、松橋中学校建て替え設計費などを計上しております。

次に、3、住み続けるまちづくり分野です。

宇城市に暮らす皆様に、住みやすさを感じていただくには、医療・福祉の充実は不可欠です。医療、健康、福祉は、将来にわたって住み続けるための重要な要素であることから、目に見える形でより充実させてまいります。さらに、令和4年に入り、再び爆発的に感染が拡大している新型コロナウイルスに対するワクチン接種を急ぎます。

具体的には、結婚新生活支援事業費、さしより野菜推進事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費などを計上しております。

加えて、宇城市民病院の在り方について検討委員会に諮問していたところ、1月20日、現在の経営形態での存続は困難であり、民間への譲渡が最も適切であるとの答申がなされました。

答申で指摘を受けた存続困難な理由は、大きく次の3点でした。常勤医師の確保が困難であること、それにより公立病院としての役割を果たすことが難しいこと、医業収益が悪化し、改善が見込めない状況にあること。これを受け、市としての方針を協議した結果、地域医療を守るため、病院を持続させるためには民間譲渡やむなしとの苦渋の決断をしました。病院職員については、今後すぐに個々に意向確認を行い、市職員として引き継ぐこととします。

次に、4、持続するまちづくり分野です。

消滅可能性都市という言葉があります。日本創生会議が平成26年に公表した言葉で、少子化や人口移動などが原因で、行政や社会保障の維持、雇用の確保などが困難になると見られる自治体を指します。力強い産業、好循環する経済、高度な都市機能、高い災害対応力など、ひとが住み続け、まちが存続するためには、これらは必要不可欠です。もちろん行政運営が持続することが大前提となります。

そこで、引き続き行財政改革とともに、業務改革、意識改革に取り組むとともに、産業の振興、農業の再生、都市機能の充実、災害対応力の強化に取り組んでまいります。

具体的には、公共施設の民営化関連費、農林漁業の機能保全事業費、国営緊急農地再編整備事業費、小川駅西口整備事業費、市道大野川リバーサイドロード線整備事業費、雨水ポンプ場整備事業費などを計上しております。

次に、5、選ばれるまちづくり分野です。

宇城市は地理的・社会的な環境に恵まれ、他の自治体と比べ生活の利便性が整っているにもかかわらず、残念ながら人口は減少しています。市外からの移住・定住者から、住んでみたい、住んで良かったと評価されるよう、宇城市の知名度・注目度を上げ、ブランド力向上のため、シティプロモーション事業を継続するとともに、

市民と行政が一体となってまちづくりに取り組み、魅力あふれる都市を目指して環境整備を続けてまいります。

また、移住・定住だけでなく、企業からも選ばれる自治体となるよう、今まで以上に企業誘致にも取り組んでまいります。

具体的には、シティプロモーション事業費、企業誘致関係補助金などを計上しております。

最後に、6、活躍するまちづくり分野です。

一人一人が、仕事や社会、地域で生き生きと過ごすことができることは、好循環を生み、ひいては市の活性化につながります。そのためには、全ての男性と女性がお互いを対等なパートナーとして認め、人権を尊重し、共に協力するまちづくりが必要です。市、市民、事業者などがワーク・ライフ・バランスへの配慮や働き方改革に努め、皆が子育てをしやすい環境整備を推進するとともに、女性が活躍し、より働きやすい環境づくりを目指してまいります。

加えて、余暇の充実も重要な要素です。余暇を有意義に過ごすことは、生活に潤いを与え、明日への活力の原動力となります。来たる4月には、いよいよ生まれ変わった中央図書館・美術館がオープンします。また、スポーツ面では、先ほどの行政報告で申しましたとおり、フォレストリーヴズ熊本と連携協定を締結しました。この2つを新たな軸として加え、文化・スポーツ活動の振興・充実を進めてまいります。

具体的には、男女共同参画社会関係費、働き方改革関係費、図書館・美術館指定管理業務委託費、松橋総合体育文化センター大規模改修事業費、岡岳グラウンド照明取り替え費、豊野小学校体育館改修費などを計上しております。

新型コロナウイルス感染症により、社会活動の在り様、仕事の様態、日常の過ごし方など、私たちを取り巻く環境は大きく変容しています。

自治体においても、人口減少や超少子高齢化などの問題を抱え、運営はますます厳しさを増しております。行政改革や民間活力の導入、職員数の削減など、どれをとっても判断に迷う局面が多々あり、時には断腸の思いで決断しております。

今後も、市の財政収支の見通しは楽観できる状況にはありませんが、市の持続的発展のため、市民ニーズの的確な把握・分析により、重点事業をはじめ、特に取組を強化すべき施策を大胆かつ慎重に推進してまいります。

そのためにも、引き続き行財政改革を進めてまいります。

改めて、市民の皆様並びに市議会議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、令和4年度の重点施策と予算の概要を申し上げます。市議会におかれま

しては、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

○議長（園田幸雄君） これで、施政方針演説を終わります。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 令和 3 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 令和 3 年度宇城市一般会計補正予算（第 10 号） |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 令和 3 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 令和 3 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 | 令和 3 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 | 令和 3 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 | 令和 3 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 | 令和 3 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 14 | 議案第 11 号 | 宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 12 号 | 宇城市工場立地法地域準則条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 13 号 | 宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 14 号 | 宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 15 号 | 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 16 号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 17 号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 18 号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 19 号 | 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 23 | 議案第 20 号 | 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 24 | 議案第 21 号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に |

- について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 宇城市税特別措置条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事(第2期))
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 権利の放棄について(市営住宅の損害賠償請求金)
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 権利の放棄について(水道料金)
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 市道の路線の認定について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及

び規約の一部変更について

- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 令和 4 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 令和 4 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 令和 4 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 令和 4 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 令和 4 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 令和 4 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 令和 4 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 5 2 議案第 4 9 号 令和 4 年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（園田幸雄君） 日程第 5、議案第 2 号令和 3 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号）から、日程第 5 2、議案第 4 9 号令和 4 年度宇城市民病院事業会計予算までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から、令和 4 年第 1 回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出しますのは、予算案件として補正予算では令和 3 年度宇城市一般会計補正予算など 9 件、当初予算では令和 4 年度宇城市一般会計予算など 8 件、条例案件として宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定など 2 3 件、その他案件として工事請負契約の締結関係 2 件、財産関係 1 件、権利の放棄 2 件、道路の認定・廃止 2 件などの計 8 件、合わせて 4 8 件をお願いするものでございます。

令和 4 年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ 3 3 1 億 2, 0 0 0 万円余としています。なお、一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、先議をお願いするところでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第 2 号令和 3 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第 2 号令和 3 年度宇城市一般会計補正予算（第 9 号）について説明をいたします。

別冊で配布しております令和 3 年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第 9 号）の 1 ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,775万4千円を追加し、予算総額を385億5,336万9千円としております。また、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を行っております。

補正の内容につきましては、国税収入の上振れ等による普通交付税の追加交付や、国の経済対策による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分に伴い、感染症対策を行うための負担の軽減や地域経済の早期回復・活性化等を目的としたプレミアム付商品券事業を行うため、歳入歳出予算の補正を行うものです。

予算書の4ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、新型コロナウイルス感染症経済対策プレミアム付商品券事業1億8,775万4千円を追加しております。

続いて5ページをお願いします。第3表、地方債補正です。1変更で、臨時財政対策費の限度額を2億2,430万円減額し、紙面のとおり変更しております。

続いて、歳入費目の主なものを説明します。

8ページをお願いします。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で、普通交付税3億7,500万円余を補正しております。昨年12月に成立した国補正予算（第1号）において、国税収入の増額等に伴い地方交付税が追加交付されたものです。交付額の内訳は、臨時経済対策費が1億4,000万円余、臨時財政対策債の振替分の交付が2億2,400万円余、交付税の調整額の復活交付が1,076万8千円となります。

続いて、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億5,700万円余を追加しています。こちらも国補正予算に伴い、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の交付金になります。

次に、款21諸収入、項6雑入、目5雑入で5億8,000万円余を補正しています。プレミアム付商品券事業の販売収入です。

歳入の最後に、款22市債、項1市債、目6臨時財政対策債で2億2,400万円余を減額しております。普通交付税の追加交付で、臨時財政対策債の振替分が現金交付されたことによる減額になります。

続いて、歳出費目を説明します。

9ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費で1億8,700万円余を補正しております。国補正の経済対策として交付される臨時交付金を主な財源としたプレミアム付商品券事業に必要な経費を補正しております。

事業費の財源につきましては、商品券販売収入5億8,000万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億5,799万6千円を充当し、不足額

に普通交付税の臨時経済対策費と調整額の復活交付分の1億5,145万8千円の活用と、財政調整基金の繰入れで財源調整しています。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第2号の詳細説明が終わりました。

なお、本案につきましては、先議の申出がっておりますので採決まで行います。

これから、議案第2号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番（五嶋映司君） 今の財源説明で分かりましたが、いわゆる今回発行するプレミアム付商品券の財源として一番妥当なのは、コロナ対策の10兆円と言われる補正に組まれた中の3億5,700万円だと思います。その他の地方交付税に上乗せされた部分もコロナ対策という文句がありますけれども、ある意味ではこの部分については、その他のコロナに対する対策と同時に何にでも使えるお金ですから、もっとほかの使い方があったのではないかというような気がします。この商品券発行そのものに異議を唱えるわけではありませんが、財源の使い方として何かもっとほかの方法があったのではないかというような気がしますけれども、その辺の検討をどうされたのかちょっとお伺いしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 今回の交付税の臨時経済対策費につきましては、国の補正予算に伴う地方負担分として計上されております。今回、国の補正予算にのせられました新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金もその分に当たりますので、国の申し上げております地方負担分の財源充当として充てております。

○12番（五嶋映司君） 概略は分かりましたけれども、例えば今回の部分でもやり方によっていろいろなやり方があると思うんですけれども、この予算の枠内で処理するとすると、例えば、結局各個人に対して一人当たり1万円の交付をするわけですから、結果的にいけばですね。そうするとこの3億5,700万円に対してあとわずかを使えば、いわゆる6万人弱の人口に対しては対応できると。その他の部分に関しては、このコロナ禍の中で苦しんでいる業者その他に対する20万円のものがありますけれども、対策をもっと綿密にするような検討をされたのかどうかということをお伺いしたかったですけれども、いかがなものでしょうか。

○市長（守田憲史君） 今回我々もあらゆることを検討いたしました。その中で農業関係では燃油、そして飲食業の方々、そして代行タクシーその他の方といろんところから、そしてひとり親世帯、教育関係者の方々、いろんな希望がありました。その中で全部をすることはとてもとてもできませんでした。その中で、事業主の方々には、やはり国県からもそれなりの補助金が出ておりますので、今回はやはり市民の方々に直接プレミアム付商品券第3弾をすることによって、一番くまなく、もれなく市民の方々に御支援したいという判断でございます。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

○20番（中山弘幸君） 今市長が、これはいわゆる生活者支援の意味があるということでありました。でも、もともとのこの交付金の趣旨は経済対策だろうと思います。ですから、第2回のときも、第1回を踏まえていろいろ委員会でもかなり議論をいたしました。第1回も第2回も大部分は地元でなくていわゆる大店舗、大型の店舗の方に7割方ぐらい消費があったように聞いております。そういう中で、市長の答弁で生活者支援という側面もありますが、やはり地元対策として今回の第3弾は、第2弾との改善点といいますか、その点の何か配慮はあっているのかどうか、その点をお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 今、第一が経済対策とおっしゃいましたが、経済対策もですが、生活支援が第一義でございます。その中でプレミアムな部分を付けて2万円で1万円を出していただく、2万円のところで経済対策ですが、本来は生活支援であるということでございます。その他また500円の券がいいとかいろいろな御意見もありましたが、急がないといけないこともいろいろありまして、やはり同じことを同じ形でやった方が、一番市民の方々に混乱をしてもらわないところではあるだろうというところから、同じ形で第3弾をさせていただきます。

○20番（中山弘幸君） その生活者支援が第一義ということでございます。そうであるならば、これまでも議論がありましたが、わざわざ2万円で購入しなくても1万円分の商品券を全部配布した方がいいのではないかという、そういった議論もありました。そういった検討はなされなかったのか、その点をお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 検討いたしました。それぞれにそれぞれの皆さんの意見があるかと思えます。最大公約数を取らせていただきました。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第9号）を採決しま

す。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時51分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案ごとの詳細説明を求めます。

まず、議案第3号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第3号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号）について説明します。別冊で配布しております令和3年度宇城市各会計補正予算書1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7億7,335万6千円を減額し、予算総額を377億8,001万3千円とおります。

また、第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為、第4条で地方債をそれぞれ補正しております。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために中止または縮小した事務事業の減額や入札等による執行不用額の減額、国の補正予算の成立等に伴い、新たに生じた財政需要に対する予算対応などの補正になります。

そのほか、基本的には本年度の最終補正となりますので、予算全般にわたり歳入歳出の見込みを精査した上で、予算の増減を調整しております。

予算書の7ページから8ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。

1追加で、議会用タブレット端末購入事業ほか32件を紙面のとおり追加しております。また、国補正予算（第1号）の関連事業については、金額欄に※印を表示しております。次に、2変更で、道路維持単独事業を紙面のとおり変更しています。

続いて9ページから10ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。

1 追加で計 13 件、2 廃止で計 2 件、3 変更で計 6 件を紙面のとおりに補正していません。

続いて 11 ページをお願いします。第 4 表、地方債補正です。1 廃止、2 変更で、起債の限度額等を紙面のとおりに補正しております。

次に、歳出の主なものとその特定財源について説明します。

28 ページをお願いします。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費、節 1 2 委託料で、熊本ヴォルターズ交流人口拡大事業委託料 210 万円を追加しております。財源は、企業版ふるさと納税寄附金を活用します。

同じく委託料で、ふるさと納税事務一括代行業務委託料 3 億 3,180 万円を減額しております。関連して 29 ページに移り、節 2 4 積立金で、地域振興基金の元金積立金 2 億 5,426 万円を減額しています。ふるさと応援寄附の昨年 12 月までの実績と年度末の見込額により、歳入歳出予算を補正しています。

また、同じく節 2 4 積立金、まち・ひと・しごと創生推進基金 823 万円は、企業版ふるさと納税の寄附金を活用して行う事業を翌年度以降に実施する場合の財源として、基金に積み立てるものです。

続いて、上段の節 1 8 負担金補助及び交付金で、バス運行対策費補助金 3,384 万円を追加しております。新型コロナウイルス感染症による乗車人員の減少や減便、原油価格の高騰などの影響により、当初予算からの増額補正になります。

31 ページをお願いします。同じく目 1 7 熊本地震復興基金事業費、節 1 2 委託料で、応急仮設住宅・みんなの家移転業務委託料 6,700 万円、節 1 4 工事請負費で、外構工事費 1,500 万円を追加しております。財源は、県補助金の平成 28 年熊本地震復興基金交付金を 2 分の 1 から 4 分の 3、市の復興基金繰入金を 4 分の 1 から 2 分の 1 活用予定です。

続いて、38 ページをお願いします。款 3 民生費、項 4 児童福祉費、目 3 子ども・子育て支援費、節 1 8 負担金補助及び交付金の補助金で、保育士等処遇改善臨時特例補助金 5,010 万 2 千円、3 行下の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金 686 万 4 千円を追加しております。どちらも国補正予算関連の事業で、財源は、国庫補助金の保育士等処遇改善臨時特例交付金 10 分の 10 になります。

続いて、43 ページをお願いします。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 6 上水道費で 1 億 3,000 万円を補正しております。水道事業会計の企業債元金償還赤字補填に対する一般会計からの基準外繰出です。

47 ページをお願いします。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 4 湛水防除事業費で、県営湛水防除事業負担金 3,900 万円を追加しております。国補正予算関連の県の負担金事業で、財源は公共事業等債を活用いたします。

48ページに移ります。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費、節18負担金補助及び交付金で、飲食店等時間短縮要請協力金事業負担金506万8千円を補正しております。県の協力金事業に対する市10分の1負担の予算で、県からの通知による補正です。

また、下段の補助金では、祭り関連等の予算を48、49ページにかけて、紙面のおとりに減額しております。

同じく目5花の学校費、50ページに移り、節21補償補填及び賠償金の補償費1,100万円は、今回上程しております戸馳花の学校条例の廃止等に伴う補償費になります。

続いて、款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費で9,087万8千円を補正しております。通常予算の執行残の減額補正のほか国補正予算関連として、節12委託料の路面性状調査業務委託料550万円、路面防災点検業務委託料855万円、長寿命化計画策定業務委託料1,050万円、51ページに移り、節14工事請負費の道路維持工事費7,661万円を補正しております。財源は、国庫補助金の社会資本整備総合交付金、補助裏に地方債の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用します。

同じく目3道路新設改良費で1億2,632万円を補正しております。国補正予算関連として、節12委託料の補償等調査業務委託料70万円、測量設計業務委託料367万5千円、節14工事請負費の道路新設改良工事費1億4,900万円を補正しております。財源は、社会資本整備総合交付金、補助裏には公共事業等債を活用します。

52ページに移ります。同じく目4橋りょう維持費で2,350万円を補正しております。国補正予算関連として、節12委託料の測量設計業務委託料1,600万円、節14工事請負費の橋りょう維持工事費950万円を補正しております。財源は、社会資本整備総合交付金、補助裏に防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用します。

続いて、54ページをお願いします。同じく項5都市計画費、目2下水道費で2億7,400万円余を補正しております。下水道事業会計補助金4,403万5千円は、高資本費対策経費等の基準内繰出です。下段の出資金2億3,000万円は、企業債元金償還赤字補填の基準外繰出になります。

続いて、58ページをお願いします。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費のうち、節10需用費の消耗品費499万2千円、節12委託料の消毒業務委託料181万5千円、節17備品購入費543万6千円は、国補正予算関連の補正です。

同じく項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の消耗品費144万3千円、節12委託料の消毒業務委託料210万1千円、59ページに移り、節17備品購入費204万9千円も国補正予算関連の補正で、それぞれの財源は、国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金2分の1と、県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を一部活用しております。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

次に、歳入予算を説明します。特定財源は、歳出予算において説明しておりますので、一般財源の主なものを説明します。

14ページをお願いします。款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税で9,000万円を減額しております。新型コロナウイルス感染症対策に係る固定資産税の軽減措置の影響などによる償却資産の減額です。

15ページをお願いします。款7地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金で2億4,700万円余を補正しております。県からの通知等による増額です。

款10地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金、目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金で5,387万1千円を補正しております。こちらも県からの通知等による増額となります。

22ページをお願いします。款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で5億5,000万円余を減額しております。今回の補正予算による歳出事業費の減額や、先ほど説明いたしました地方消費税交付金などの歳入増により財源不足額が減少したものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第3号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第4号及び議案第5号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第4号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明します。補正予算書の101ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,948万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億5,424万4千円とするものです。

107ページに移ります。まず、歳入について説明します。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の2,500万2千円の増額は、3月までの国保税の納付見込みにより14億1,500万円余とするものです。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金の4,089万2千円の減額は、主に市町村事務処理システム導入支援業務委託料が不要になったこと及び新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の交付等によるものです。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金の3,540万9千円の減額は、国県繰入額の確定による減額です。減額の主なものは、保険基盤安定繰入金 保険税軽減分593万円、保険者支援分1,368万8千円、出産育児一時金等繰入金282万円、財政安定化支援事業繰入金973万7千円などです。

108ページに移ります。款8 国庫支出金、項1 国庫補助金、目8 災害臨時特例補助金の246万6千円の増額は、新型コロナ感染症に伴う国民健康保険税減免の特例措置として、国民健康保険税の減免額411万円の10分の6の金額が、国から補助されるものです。

109ページに移ります。次に、歳出を説明します。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の3,627万4千円の減額は、レセプト点検業務委託料等の見込みや市町村事務処理システム導入支援業務委託料が不要になったことによるものです。

110ページに移ります。款2 保険給付費、項4 出産育児諸費、目1 出産一時金の423万円の減額は、出産一時金の執行見込みによる減額です。同じく項6 傷病手当諸費、目1 傷病手当費の604万9千円の減額は、新型コロナ感染症による傷病手当の執行見込みによる減額です。

款5 保健事業費、項1 保健事業費、目2 疾病予防費、節12 委託料322万4千円の減額は、人間ドック業務委託料の執行見込みによる減額です。

款8 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目7 特定健康診査等負担金償還金の227万9千円の増額は、令和2年度県支出金による事業実績に基づき精算金を返還するものです。

111ページに移ります。同じく項2 繰出金、目1 一般会計繰出金49万9千円の増額は、特定継続世帯に係る減免について適切な処理を行わなかったため、基盤安定負担金の超過繰入れをしたことによる保険者支援分を国・県・一般会計それぞれに返還するものです。同じく目2 直営診療施設勘定繰出金の220万円の減額は、市民病院事業会計において支出の予定がなく予算計上がされなかったため、220万円全額を減額するものです。

以上で、議案第4号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第5号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。補正予算書の201ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,590万

円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億232万2千円とするものです。

206ページに移ります。まず、歳入について説明します。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1保険基盤安定事業繰入金の1,107万5千円の減額は、保健基盤安定事業の負担金決定による減額です。同じく目2事務費繰入金の256万5千円の減額は、人件費及び一般管理費実績見込みによる減額です。

款6諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金の50万円の増額は、調定実績見込みを基に増額するものです。同じく項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入の276万円の減額は、健診受託事業収入見込みと保健・介護予防受託事業の会計年度任用職員人件費を減額するものです。

207ページに移ります。次に、歳出を説明します。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の268万1千円の減額は、会計年度任用職員の報酬、期末手当、共済費、旅費など、需用費及び役務費等、歳出見込及び後期高齢者医療特別会計人件費の減額です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の1,107万5千円の減額は、歳入で申し上げました保険基盤安定負担金決定による減額です。

208ページに移ります。款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費の264万4千円の減額は、特定検診審査業務の見込みによる減額です。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金50万円の増額は、保険料還付金の歳出見込みを基に増額するものです。

以上で、議案第5号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第4号及び議案第5号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第6号の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 議案第6号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。各会計補正予算書の301ページです。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,662万円を減額し、総額をそれぞれ71億2,265万2千円とするものです。

歳入から説明いたします。306ページです。

款1保険料では、実績に合わせて3,100万5千円を減額しております。

款3国庫支出金の項1国庫負担金と項2国庫補助金は、歳出に応じて法定の割合で減額するものです。

款4支払基金交付金と307ページの款5県支出金、款8繰入金までも、歳出に応じて法定の割合で減額するものです。

次に歳出を説明します。309ページです。

款2保険給付費、項1保険給付費、目2介護サービス等給付費負担金から、目6特定入所者介護サービス等給付費負担金までについては、給付実績見込みにより増減をしております。

次に、項2地域支援事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費も、実績見込みにより減額しております。

以上で、議案第6号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第6号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第7号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案第7号令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）について説明します。補正予算書の401ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ69万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,732万5千円とするものです。

歳入を説明します。406ページをお願いします。

款5諸収入、項1貸付金元利収入、節1奨学資金貸付収入で21万4千円を減額し、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分で48万4千円を減額、合わせて69万8千円を減額しています。今年度の当初予算額と貸付収入見込額との差額を減額したものです。

歳出を説明します。407ページをお願いします。

款1育英事業費の節20貸付金において、家計急変対応分を除いた不用額442万円を減額しています。なお、令和3年9月に新設した入学支度貸付金160万円を増額しています。高校生4人、大学生2人申請額確定によるものです。

節24積立金については、歳入と歳出の差引額212万2千円を奨学基金に積み立てるものです。

以上で、議案第7号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第7号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第8号及び議案第9号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第8号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）について詳細説明いたします。別冊の補正予算書501ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第2条、収益的収入及び支出で、収入の第1款水道事業収益の既決予定額から補正予定額1,756万円を減額し、収入予定額を11億7,152万4千円としています。第1項営業収益における給水収益及び受託工事収益の減額が主なものとなり

ます。

同じく支出では、第1款水道事業費用の既決予定額から補正予定額3,439万7千円を減額し、支出予定額を12億9,717万6千円としています。第1項営業費用におけます受託工事費等の不用額の減額及び第2項営業外費用における消費税及び地方消費税の減額が主な要因となります。

502ページに移ります。第3条、資本的収入及び支出です。

収入の第1款資本的収入の既決予定額に補正予定額1億170万円を増額し、収入予定額を2億7,147万5千円としています。第3項出資金における一般会計出資金の増額が主な要因となります。

同じく支出では、第1款資本的支出の既決予定額から補正予定額3,178万5千円を減額し、支出予定額を4億7,002万9千円としています。第1項建設改良費における不用額の減額となります。

次に、第4条、債務負担行為です。502ページから503ページにかけまして、記載の5件の事項について紙面のとおり廃止しております。

次に503ページ、第5条、企業債です。変更で、建設改良費の減額に伴い、起債の限度額について紙面のとおり減額しております。

続けて、議案第9号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。資料は同じく補正予算書601ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第2条、収益的収入及び支出で、収入の第1款下水道事業収益の既決予定額に補正予定額8,723万9千円を増額し、収入予定額を13億2,707万3千円としています。第2項営業外収益における繰出基準に基づく一般会計補助金等の増額が主な要因となります。

同じく支出では、第1款下水道事業費用の既決予定額から補正予定額118万8千円を減額し、支出予定額を14億2,259万7千円としています。第1項営業費用においては、施設や管渠等の運転・維持管理経費における不用額の減額、また第3項特別損失においては、松橋不知火浄水管理センター敷地の一部11,211平方メートルについて、一般会計への所管替えを行ったことによります譲渡損を計上しております。

602ページに移ります。第3条、資本的収入及び支出です。

収入の第1款資本的収入の既決予定額に補正予定額1億9,810万円を増額し、収入予定額を9億2,583万4千円としております。第5項出資金における一般会計出資金の増額が主な要因となります。

同じく支出では、第1款資本的支出の既決予定額から補正予定額4,924万円

を減額し、支出予定額を11億8,757万3千円としています。第1項建設改良費における不用額の減額となります。

次に、第4条、債務負担行為です。変更で、宇城市下水道管理システム保守業務委託について期間及び限度額の変更を行っております。

また、603ページに移りまして、同じく廃止では、松橋不知火浄水管理センター自家用電気工作物保安管理業務委託、ほか3件につきまして、長期継続契約の適用に伴い、廃止を行っております。

次に、第5条、企業債です。変更で、建設改良費の減額に伴い、起債の限度額について紙面のとおり減額しております。

以上で、議案第8号から議案第9号までの詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第8号及び議案第9号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第10号の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議案第10号令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）について説明します。補正予算書701ページをお願いします。

第2条は収益的収入及び支出です。収入の第1款病院事業収益の第1項医業収益を補正予定額5,039万2千円減額し、第2項医業外収益を補正予定額460万2千円減額し、病院事業収益総額を3億7,197万7千円としています。主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、入院・外来患者数の減少によるものです。

支出の第1款病院事業費用の第1項医業費用を補正予定額2,107万7千円減額し、病院事業費用総額を4億9,667万3千円としています。主な理由は、患者数の減少により、薬品費や委託料が見込みより少なくなったためです。

702ページをお願いします。第3条は、他会計からの補助金を9,339万6千円に改めるものです。主な理由は、他会計補助金や他会計負担金の基準内繰入金の減少によるものです。

以上で、議案第10号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第10号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時27分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第11号及び議案第12号の詳細説明を求めます。

○企画部長（西岡澄浩君） 議案集 12 ページから 13 ページをお願いいたします。議案第 11 号宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について説明いたします。

地域再生法第 5 条第 15 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 3 日付けで国から認定された宇城市まち・ひと・しごと創生推進計画において、新規事業に対して法人から寄附を受け入れる場合に事業の企画立案に時間を要することや、寄附受入れの機会を逸することのないように基金を創設し、法人から寄附された寄附金を適正に管理するため基金条例を制定するものです。

以上で、議案第 11 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集 14 ページから 16 ページをお願いいたします。議案第 12 号宇城市工場立地法地域準則条例の制定について説明いたします。

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項の規定より公表された、国による全国一律の緑地面積率及び環境施設面積率に代えて適用する市独自の基準を、国の定める基準の範囲内で定めるものです。

条例の制定により、現行の緑地面積率 20% が最大 5% まで、環境施設面積率 25% が最大 10% まで緩和されることから、限られた工場用地を有効活用することで工場等の新設及び増設を促進し、市内企業の成長と市税収入の増加を図ります。

以上で、議案第 12 号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第 11 号及び議案第 12 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 13 号の詳細説明を求めます。

○経済部長（黒崎達也君） 議案集 17 ページです。議案第 13 号宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定について説明します。

宇城地区国営緊急農地再編整備事業及び中心経営体農地集積促進事業の負担金の支払いが、事業完了年度の翌年度以降に発生します。事業完了予定年度は令和 16 年度です。

将来的な負担を後世に残すことなく、現段階から財源確保を行い、将来発生する費用負担の財源を確保するため基金による積立てが必要であり、今回基金条例を制定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第 13 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 14 号から議案第 21 号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集 19 ページ、説明資料集 4 ページをお願いします。議案第 14 号宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明します。

本条例は、令和4年4月1日の行政組織改革に伴い、関係条例を改正するものです。

主な内容といたしましては、総務部と企画部との事務を整理し、企画部を市長政策部に名称を変更します。

次に、市民環境部と健康福祉部の業務を整理し、市民環境部を市民部に、健康福祉部を福祉部に名称の変更を行い、新たに保健衛生部を新設します。

市民部においては、市民生活に関すること、戸籍・住民基本台帳に関すること、税に関すること、交通防犯に関することなどを所管し、これまで所管していた国民健康保険、後期高齢者医療、環境衛生及び廃棄物対策に関する業務については、新たに設置する保健衛生部に移管しております。なお、これまで総務部で所管しておりました消防防災に関する業務について、市民部で所管することとしています。

福祉部においては、社会福祉に関すること、子育て支援に関すること、介護保険に関することを所管し、これまで所管していた市民の健康に関することについては、新たに設置する保健衛生部へ移管します。

次に、新たに設置する保健衛生部においては、医療施策に関することをはじめとして、国民健康保険や後期高齢者医療、市民の健康、環境衛生に関する業務を所管します。

そのほか、行政組織の改革に伴い、部の名称変更等により改正が必要となる条例の改正を行います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案集22ページ、説明資料集15ページをお願いします。議案第15号宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、国家公務員に準じて、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、職員及び非常勤職員の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずることに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件であった「引き続き在職した期間が1年以上であること」とする要件を廃止します。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、次の3つの措置を講じることとする規定を新設します。1点目が、職員本人または職員の配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の育児休業制度の周知及び育児休業を取得する予定があるかの確認です。2点目が、職員に対する育児休業に係る研修の実施です。3点目が、育児休業に関する相談体制の整備です。以上の3点です。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案集 24 ページ、説明資料集 17 ページをお願いします。議案第 16 号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、一般職の国家公務員等の給与改定に準拠し、議員等及び一般職の職員の期末手当の額の改定を行うものです。

改正の主な内容を説明します。

議員、市長、副市長及び教育長について年間 3.35 月分を 3.25 月分に、年間 0.1 月分引下げます。職員については、年間 0.15 月分を引下げます。なお、再任用職員及び特定任期付職員につきましては、年間 0.1 月分の引下げとなります。

そのほか昨年 12 月の期末手当で引き下げる予定であった分について、本年 6 月支給分で調整を行う規定を設けております。具体的には、議員、市長、副市長及び教育長については、令和 3 年 12 月に支給した期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じた額を 6 月に支給する期末手当から減額して支給します。

同じく 12 月の期末手当の支給の際の職員の区分ごとに、次の割合を乗じて算出した額を減額して支給します。一般職の職員は 127.5 分の 15、一般職のうち、部長級職員は 107.5 分の 15、特定任期付職員は 167.5 分の 10、再任用職員は 72.5 分の 10 以上の割合を乗じた額を減額して支給します。

以上で説明を終わります。

続いて、議案集 27 ページ、説明資料集 22 ページをお願いします。議案第 17 号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

令和 3 年 4 月に、消防団員の処遇の改善を図るため消防団員の報酬等の基準が消防庁において策定されたことに伴い、消防団と協議を重ねた結果、市においても同様の改善を図るため、宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものです。

主な改正は、市消防団の年額報酬について、団員階級の年額報酬を 17,000 円から 22,000 円に引き上げます。また、大規模な水火災その他災害に関する出動により、7 時間 45 分を超える対応を要した場合に、1 日当たり 8,000 円を支給する出動報酬を創設するものです。

また、併せまして、令和 4 年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に定める学校運営協議会を宇城市立の各小中学校に設置します。この協議会の委員は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に該当し、特別職の地方公務員の身分を有するため今回改定するものです。学校運営協議会の報酬として、年額 10,000 円とする旨を別表第 1 に加えるものです。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案集29ページ、説明資料集24ページをお願いします。議案第18号宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本議案は、職務給の原則の徹底を目的として、等級別基準職務分類表を明確化することに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、次のとおりです。

現在、5級の職務として課長を補佐する職務とこれに相当する職の職務としての上席があります。このうち上席の職務については、現状では、4級の職務である係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する職務と同等程度となっております。このような実情を踏まえ、5級の職務から上席の職を廃止し、職務内容に応じた職務の級とするため、等級別基準職務分類表を改正するものです。

なお、本改正により、5級から4級に格付けされた職員のうち給与が減額となった職員につきましては、来年3月31日までの間、現給保障を行うこととしております。

以上で説明を終わります。

議案集31ページ、説明資料集25ページをお願いします。議案第19号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

近年は、全国的に人口減少や少子高齢化により消防団員の減少が続き、市でも年々減少しております。現在の消防団員数は1,507人で、条例定数の1,892人に対し充足率79.7%と低迷し、今後も少数班の統合編成など団員の増加が見込めない状況でもあるため、団員の定数を実員数に近い1,550人へ引き下げるものです。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案集32ページ、説明資料集26ページをお願いします。議案第20号宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報保護制度が2段階で見直され、1段階目では、民間事業者、国の行政機関そして独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されます。

これに伴い、条例の例規整備が必要となったため改正を提案するものです。なお、2段階目につきましては、令和5年春を予定しております。

以上で、議案第20号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集33ページ、説明資料集27ページをお願いします。議案第21号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

これまでプロポーザル方式による委託業務等の提案者を特定する評価委員については、本市職員の中から選定を行ってまいりました。しかしながら、近年担当部局が全庁にまたがる特に重要な政策事業が増加し、プロポーザルで求める提案内容も専門化、高度化している状況にあります。プロポーザル方式においては、客観的な評価基準による公正な審査を実施し、公平性、透明性、客観性を備えた提案者の選定を行う必要があります。

提案内容の公平で確実な評価を行うため、学識経験者等の外部委員を加えた評価委員会を設置する必要があり、今回条例の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第14号から議案第21号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第22号及び議案第23号の詳細説明を求めます。

○企画部長（西岡澄浩君） 議案集34ページから35ページ、説明資料は28ページから29ページをお願いいたします。議案第22号宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

宇城市地域振興基金条例に基づく基金の一部として管理運用していたふるさと応援寄附金について、宇城市ふるさと応援寄附基金として管理運用を規定し、他の基金と区分することにより、適切な基金の管理運用を図るものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案集36ページから39ページ、説明資料は30ページから35ページをお願いいたします。議案第23号宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本条例は、企業誘致における競争力を高めるため、誘致の現状に合わせて補助対象となる産業及び奨励措置を見直すとともに、県の補助制度との併用効果の向上を目的として条例の一部改正するものです。

具体的には、奨励措置の対象となる適用施設等を研究開発施設、物流施設及び工場またはその他の事業の用に供する施設の3つに区分し、県の企業立地促進補助金交付要項に準じ、交付要件となる投下固定資産額等を設定しております。

さらに、他自治体で整備されている用地取得補助金を本市でも創設する一方、奨励措置の効果及び意義が低下した雇用要件及び雇用奨励金を廃止し、加えて交付実績がない緑化奨励金についても廃止するものです。

以上で、議案第23号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第22号及び議案第23号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第24号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案集の40ページから43ページ、説明資料集は3

6 ページから 40 ページをお願いします。議案第 24 号宇城市税特別措置条例について詳細説明します。

本条例は、固定資産税の課税免除等の要件などを詳細に規定するために規定条文を整備するものです。

条例に新過疎法、半島振興法、地域未来投資促進法の法令に準拠した課税免除等についての要件等を詳細に明記することにより、市が行った課税免除等の減収額に対し、国からの交付税による減収補てん措置を受けることが可能になります。

これに伴い、企業振興促進条例第 3 条の規定による指定を受けた施設等に対し、課税免除等を行うために、宇城市税特別措置条例の全部を改正する必要があるため提案するものです。

以上で、議案第 24 号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第 24 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 25 号及び議案第 26 号の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 議案集は 44 ページ、説明資料は 41 ページです。議案第 25 号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の条例改正は、豊野保育園の民営化に伴う施設の廃止により、宇城市立保育所条例の第 2 条中、豊野保育園の記載を削る一部改正となります。

令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 1 月 28 日までの間、豊野保育園の運営移管先法人の募集を行っております。募集にあたっては、民営化移行時の子どもたちの環境変化を可能な限り少なくするため、これまで子どもたちに携わってきている会計年度任用職員の継続雇用を要請するとともに、これまでの保育内容について、移管先法人に引き継ぐことを応募の条件に織り込み、応募期間内に 2 つの法人から申請がありました。

その後、宇城市立保育所民営化に係る運営法人評価委員会及び宇城市工事入札指名等審査会を経て、保育所運営や保育の内容、また引継ぎ等で評価基準を満たしております社会福祉法人千隆福社会（現、芦北町の田浦保育園運営法人）を移管先予定法人に決定したものです。

今後、千隆福社会との移管手続を進めるため、今回の宇城市立保育所条例の一部改正を提案し、民営化に向けた施設廃止の提案を行うものです。

なお、園児や保護者等の不安解消のために十分な期間を確保したいことから、引継ぎ及び共同保育など移管までの期間を令和 5 年 3 月 31 日までとし、本条例改正の施行日は令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。

以上で、議案第 25 号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案集は４５ページから４７ページ、説明資料集は４２ページから４７ページです。議案第２６号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

今回の改正は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減につながるものであることから、国の改正に準じて本市の当該条例を改正するものです。

改正の内容は、保育所等の事業者の業務負担軽減と利用者の利便性向上の観点から、事業者等における書面等の作成・保存及び保護者への説明のうち、書面等で行うものまたは行うことを想定されるものについて、電磁的記録方法による対応も可能である旨を規定しております。その他、国に準じた所要の規定の改正を行います。

以上で、議案第２６号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第２５号及び議案第２６号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後０時００分

再開 午後１時００分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第２７号から議案第２９号までの詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） 議案集４８ページから５３ページ、説明資料集４８ページから５４ページです。議案第２７号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

道路法施行令の改正により、占用料の額改定及び占用料の単価項目に自動運行補助施設が追加されました。

前者は、占用料の額が見直されたものであり、後者は、自動運転車の運行を補助する施設を道路付属物に自動運行補助施設として位置付け、占用料を徴収する単価項目を設けたものです。これを受け、本市も同様に、占用料の改定及び自動運行補助施設の項目追加を行うため改正するものです。

以上で、議案第２７号の説明を終わります。

続きまして、議案集５４ページ、説明資料集５５ページです。議案第２８号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明します。

平成２８年熊本地震により建設された当尾仮設住宅を公営住宅として利活用を行

うため、令和3年度に移築、令和4年度より新古氷団地として住宅管理を開始するため条例を改正するものです。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案集55ページ、説明資料集56ページをお願いします。議案第29号宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

道路構造令の改正により、同第31条において交通安全施設として自動運行補助施設が追加されました。これを受け、本市も同様に自動運行補助施設の追加を行うため改正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第27号から議案第29号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第30号から議案第32号までの詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案第30号宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集は56ページから57ページ、説明資料集は57ページから61ページです。

本条例は、宇城市の社会体育施設等の関連条例の一部に体育施設等の使用料の不還付の要件を条文に明記するため、5つの関連条例の一部を改正するものです。

使用料は原則還付しないという規定になっていますが、ただし書の規定として不還付の適用除外要件を設け、その場合は還付することとしています。

施設利用日の3日前までに利用取消しを申し出た場合、使用料を還付するように実務上では運用しているところですが、運用での取扱いと各条例との整合性を図るために改正するものです。

なお、施行期日は、公布の日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第31号宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集は58ページから60ページ、説明資料集は62ページから66ページです。

本条例は、旧豊野小学校の体育施設の位置付けを学校教育施設から社会体育施設へ移行するため、関連する条例の一部を改正するものです。

関連する条例は3つで、学校体育施設の使用に関する条例では、豊野小学校のグラウンドと体育館を削除し、グラウンド条例及び体育館条例では、旧豊野小学校グラウンド及び旧豊野小学校体育館をそれぞれ新たに追加する内容となります。

なお、施行期日は公布の日から6か月を超えない範囲で、文科省の承認を経た段階で、教育委員会規則で定める日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第32号宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集61ページ、説明資料集67ページです。

老朽化した宇城市農業就業改善センター解体後、市民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的とした宇城市松合地区市民館設置に伴い、名称及び位置並びに使用料を追加するため条例を改正するものです。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第30号から議案第32号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第33号及び議案第34号の詳細説明を求めます。

○経済部長（黒崎達也君） 議案集は62ページです。議案第33号宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定について説明します。

宇城市戸馳花の学校は、開設から27年余りが経過し、平成27年度からの指定管理者制度導入後、熊本地震や台風等の自然災害、新型コロナウイルス等の影響により来場者数や売上げが伸びず、今後も業績の回復、好転が見込めないと判断しました。また、施設が老朽化し、今後大規模な改修等が見込まれ、維持管理コストの増大も懸念されます。このような状況を鑑み、当該施設の用途廃止を提案いたします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案集63ページ、説明資料集68ページから69ページをお願いします。議案第34号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について詳細説明します。

萩尾隧道（用水路）災害復旧工事の工事請負変更契約でございます。

主な変更内容は、ずい道内に充填したエアームタルを掘削し、水とともに泥水として排水しますが、泥水中の気泡を除去できないことが判明いたしました。循環水として再利用することができなくなっておりまして、泥水処分量が増加したものでございます。また、工事用道路の施工箇所におきまして、降雨時に周辺雑種地からの雨水が流入し、施工時の安全を確保するため、排水処理工を追加したことによる増額です。

説明資料は、公共工事請負変更仮契約書と工事概要図です。

工事名、萩尾隧道（用水路）災害復旧工事。今回変更増額839万1,359円、現請負金額4億4,220万円、変更請負金額4億5,059万1,359円、いずれも税込です。契約の相手方、住所、宇城市松橋町南豊崎731-3。商号又は名称、田中・河崎・共和建設工事共同企業体。代表者氏名、株式会社田中機工、代表取締役、嶋崎昌美。

以上で、議案第34号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第33号及び議案第34号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第35号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集64ページ、説明資料集70ページをお願いします。

議案第35号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について説明します。

今回、宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期）の変更契約につきましては、令和4年1月12日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

工事名、宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期）。今回変更増額1,958万3,499円、現請負金額10億9,450万円、変更請負金額1億1,408万3,499円、いずれも税込です。契約の相手方、住所、八代市萩原町1丁目11番6号。商号又は名称、藤永・いさお建設工事共同企業体。代表者氏名、代表取締役、藤永和広。

主な変更内容としましては、外壁改修において、外壁タイル撤去後の劣化調査において発見された壁面コンクリートのひび割れ及び欠損等の劣化補修に係る費用が増加したことや、2階屋上庭園の改修に伴い露出する天窓及び給排気塔への転落防止対策として、手すりまたは柵等の追加施工が必要になったことによる増額です。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第35号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第36号の詳細説明を求めます。

○経済部長（黒崎達也君） 議案集は65ページです。議案第36号財産の無償貸付について説明します。

宇城市戸馳花の学校は、現在、合同会社花のがっこうと指定管理協定を締結し運営しています。本議会で当該施設の廃止条例を上程しておりまして、議決を得ましたら協定の効力がなくなりますので、予定より1年前倒しで協定を解除することになります。そのため貸付けを行うものです。

種別、土地及び建物。所在地、熊本県宇城市三角町戸馳字宮内1番2他30筆。財産の概要、宇城市戸馳花の学校。土地33,680.45平方メートル。建物10棟（延べ床面積4,550.49平方メートル）含みます。供用開始日、平成7年4月26日。詳細は66ページから68ページのとおりでございます。貸付期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。貸付けの目的、施設廃止に伴う指定管理協定の効力失効のため、1年前倒しで協定を破棄することになり、その合意条件の1つとして無償貸付としたため。相手方、熊本県宇城市三角町戸馳523番地4、合同会社花のがっこう代表社員、北内清張。

以上で説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第36号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第37号の詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） 議案集69ページ、説明資料集72ページです。議案第37号権利の放棄について説明します。

市営住宅を不当に占有したため課した不法行為に基づく損害賠償請求金を滞納したまま破産した債務者に係る金銭債権の放棄をするものです。

なお、今回、権利の放棄をお願いします対象者は、現在市営住宅から退去しております。

以上で説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第37号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第38号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案集70ページ、説明資料集73ページをお願いします。議案第38号権利の放棄について説明します。

本案は、水道料金の債権について、破産法253条第1項に基づく自己破産による免責決定に係る1件、倒産に係る2件、民法第915条に基づく債務者死亡後の相続人による相続放棄に係る2件の合計5件の金銭債権の放棄をするため提案するものです。

以上で、議案38号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第38号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第39号及び議案第40号の詳細説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） 議案集71ページ、説明資料集74ページです。議案第39号市道の路線の廃止について説明します。

道路法第10条第1項及び第2項の規定に基づく市道の路線の廃止は、豊野町の丸尾線1路線です。丸尾線につきましては一部区間が私有地となっており、一般車両の往来もないことから終点を変更する必要があるため、一旦廃止し、再度認定するものです。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

続きまして、議案集72ページ、説明資料集75ページです。議案第40号市道の路線の認定について説明します。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線として認定するのは、豊野町の丸尾線1路線です。丸尾線につきましては一部区間が私有地となっており、一般車両の往来もないことから終点を変更して認定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第39号及び議案第40号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第41号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集73ページをお願いします。議案第41号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明します。

本議案は、市が令和4年6月30日限りで、交通災害見舞金に関する事務の共同処理から脱退することに伴うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第41号の詳細説明が終わりました。

この後、残余の議案第42号から議案第49号までの詳細説明につきましては、2月18日の本会議において求めることといたします。

-----○-----

日程第53 発議第1号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長（園田幸雄君） 日程第53、発議第1号宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案の提出者に趣旨説明を求めます。

○4番（三角隆史君） 発議第1号についての趣旨説明を申し上げます。

市内企業の99%、雇用の約70%は中小企業・小規模企業が担っています。しかし、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化に加え、産業構造の変化さらには消費者ニーズの多様化といった経営環境の変化に直面し、厳しい状況が続いています。

このようなことから、中小企業・小規模企業振興について、基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進することで経済の発展及び雇用の場の創出を図り、市民生活を向上させる必要があります。そこで、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていけるよう、この条例制定の提案をさせていただきます。

どうか議員各位には、本条例の趣旨を十分御理解いただき、是非御賛同賜わりますようよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（園田幸雄君） 発議第1号の趣旨説明が終わりました。

-----○-----

日程第54 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第54、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日2月16日水曜日及び17日木曜日は、議事整理のため休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、明日2月16日及び明後日

17日は、休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後1時23分

第 2 号

2月18日 (金)

令和4年第1回宇城市議会定例会（第2号）

令和4年2月18日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第3号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第2 | 議案第4号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第5号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第6号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第7号 | 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第8号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議案第9号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第10号 | 令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第11号 | 宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第12号 | 宇城市工場立地法地域準則条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第18号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第19号 | 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第20号 | 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第21号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に |

- について
- 日程第20 議案第22号 宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 宇城市税特別措置条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第31号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第32号 宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第33号 宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定について
- 日程第32 議案第34号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)
- 日程第33 議案第35号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事(第2期))
- 日程第34 議案第36号 財産の無償貸付けについて
- 日程第35 議案第37号 権利の放棄について(市営住宅の損害賠償請求金)
- 日程第36 議案第38号 権利の放棄について(水道料金)
- 日程第37 議案第39号 市道の路線の廃止について
- 日程第38 議案第40号 市道の路線の認定について
- 日程第39 議案第41号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及

び規約の一部変更について

- 日程第40 発議第1号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第41 請願第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める請願書
- 日程第42 議案第42号 令和4年度宇城市一般会計予算
- 日程第43 議案第43号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第44号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第45号 令和4年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第46 議案第46号 令和4年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第47 議案第47号 令和4年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第48 議案第48号 令和4年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第49 議案第49号 令和4年度宇城市民病院事業会計予算
- 日程第50 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(19人)

- | | |
|-------------|--------------|
| 2番 永木 誠 君 | 3番 山森 悦嗣 君 |
| 4番 三角 隆史 君 | 5番 坂下 勲 君 |
| 6番 高橋 佳大 君 | 7番 高本 敬義 君 |
| 10番 溝見 友一 君 | 11番 園田 幸雄 君 |
| 12番 五嶋 映司 君 | 13番 福田 良二 君 |
| 14番 河野 正明 君 | 15番 渡邊 裕生 君 |
| 16番 河野 一郎 君 | 17番 長谷 誠一 君 |
| 18番 入江 学 君 | 19番 豊田 紀代美 君 |
| 20番 中山 弘幸 君 | 21番 石川 洋一 君 |
| 22番 岡本 泰章 君 | |

4 欠席議員(2人)

- | | |
|-----------|------------|
| 8番 大村 悟 君 | 9番 福永 貴充 君 |
|-----------|------------|

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書 記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
市民環境部長	杉浦正秀君	健康福祉部長	岩井智君
経済部長	黒崎達也君	土木部長	梅本正直君
教育部長	豊住章君	総務部次長	元田智士君
企画部次長	坂本優子君	市民環境部次長	森下功治君
健康福祉部次長	植野修君	経済部次長	浦田敬介君
土木部次長	平木恵一君	教育部次長	井住寿宏君
三角支所長	梅田徳久君	不知火支所長	岩竹泰治君
小川支所長	竹口則和君	豊野支所長	赤星徹君
市民病院事務長	坂井明人君	上下水道局長	木見田洋一君
会計管理者	井澤ふさ子君	監査委員事務局長	松川弘幸君
農業委員会事務局長	白木太実男君	財政課長	米田年宏君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第3号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号）

○議長（園田幸雄君） 日程第1、議案第3号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これから、質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。

まず12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） ただいま議題となっております、議案第3号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号）について質疑をいたします。

歳入では、コロナ禍の中で消費が低迷しているのにもかかわらず、消費税交付金が増額になっていることなど、4点ほど疑問点を通告いたしました。これらの点については、事前に執行部から説明を受け理解しましたので、この4点は取下げをいたします。

歳出についても、農業費を中心に5点ほど疑問点を通告いたしました。4点については事前説明で理解をいたしましたので取り下げますが、28ページの款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節12のヴォルターズ交流人口拡大事業210万円について詳細説明を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○総務部長（天川竜治君） ただいま御質問のヴォルターズ交流人口拡大事業について説明をします。

今事業につきましては、熊本ヴォルターズのメインスポンサーである株式会社こうゆう様から、企業版ふるさと納税を使った寄附をいただいたため実施するものです。

事業内容は、4月9日土曜日、10日日曜日に、熊本県立体育館で行われるホームゲームを宇城市がゲームパートナーとして主催をいたします。ヴォルターズ公式ホームページ、SNSへの掲載、会場の大型ビジョンでのPR動画の放映など、この両日のゲームを宇城市一色にして観客者、ファンに対し、宇城市の魅力のPRを行います。

また、宇城市内のひとり親家庭を対象に、2日間で200人を無料招待します。そのほかにも、会場内外で市の特設ブースをつくり、物産品の販売やパンフレット等の配布、MVP賞に市の特産品の授与など、市の食やモノのPRも併せて行ってまいります。

○12番（五嶋映司君） ありがとうございます。理解しましたのでこれで終わります。

○議長（園田幸雄君） 次に、7番、高本敬義君の発言を許します。

○7番（高本敬義君） 今回のこの補正は、実績見込みとか収入見込み等を勘案しての補正というふうにお聞きしましたが、2、3点あります。

まず、総務に関係する部分ですが、25ページの歳出の部分で目1総務一般管理費の中で、今、懸案事項となっております、市民病院の在り方検討委員会報酬が13万円ほど減額になっています。もう答申も出されましたので、実績によるものだろうと思いますが、併せて議事録の開示をお尋ねしたいと思います。簡潔にお願いします。

2点目ですが、これも総務部関連で、26ページの今の一般管理費の委託料の中で300万円余りの減額になっているのですが、その中で勤怠管理システム構築業務委託料ということで、こちらは11万円ほど追加になっています。当初予算の方では見当たりませんでしたので、新しい新規の補正事業なのか、内容等をお尋ねしたいと思います。

それからもう1点、総務関係で28ページ、目5財産管理費の中で、節13使用料及び賃借料で142万9千円減額になっていますが、この中で長期の継続的な土地建物賃借料ということで105万6千円減額になっています。その理由と、できましたら具体的などこのどういう物件なのかをお尋ねしたいと思います。

健康福祉部の関連ですが、38ページの民生児童福祉の目3子ども・子育て支援費のところで、節18負担金補助及び交付金7,247万円ほど減額で、節としてはなっているのですが、その補助金の内訳のところ、保育士等処遇改善臨時特例補助金が5,010万2千円追加、それと放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金が686万4千円追加ということで、コロナ対策の国の支援策の一環というふうには思いますが、この補助の対象というか、補助の制度、基準とか単価など、内容をお聞かせいただきたいと思います。今日の熊日新聞にも、若干関連した記事が載っていましたが、そのようなことなのだろうと思いながらお尋ねをしたいと思います。

それともう1点は、同じく節18負担金補助及び交付金で、保育補助者雇上強化事業補助金、保育体制強化事業補助金、こちらがいずれも減額になっています。これは、従来からある保育所等での人員確保、賃金労働条件の改善等に対する国の施策というふうにはお聞きしていますが、この減額の理由等をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） まず1点目、令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号）の市民病院の在り方検討委員会の委員報酬の減額の理由はということなんですけれども、当初、市民病院の在り方検討委員会については、10回程度の開催を見

込み、予算の承認をいただいております。結果として、10月から1月まで毎月1回、計4回の開催となりましたので、6回分の予算を減額するものです。

また、委員会議事録の開示につきましては、開示請求をしていただければ開示をいたします。

続きまして、勤怠管理システム構築業務委託料の新規補正の内容と理由ということなんですけれども、そもそも今回勤怠管理システムの導入につきましては、職員の長時間労働による健康障害を防止するために、適正に職員の労働時間を把握することが重要であることを鑑み、令和3年10月1日から、職員の出勤時間及び退勤時間を把握するため、勤怠管理システムを試行的に導入しているところでございます。

今回の補正は、4月1日からシステムを本格導入するために必要となる現在使用している無料のシステムから、本格導入するシステムへの設定移行などに係る費用となっております。

なお、今回本システムのデータを利用して時間外勤務手当の再配分をし、補正予算を計上しております。

続きまして、土地建物賃貸料（長期継続契約）の減額の物件と理由を問うということでございます。

まずは物件ですけれども、現在、イオンモール株式会社から土地建物を賃借しています小川支所となります。

次に減額の理由でございますけれども、当初、イオンモール株式会社との賃貸借契約により、市が負担する空調設備のフィルター清掃回数を1回当たりの13万2千円、毎月12回で158万4千円と見積もっておりましたが、実際は4回で済んだため8回分の105万6千円を減額しております。

○健康福祉部長（岩井 智君） 補正予算書38ページの保育士等処遇改善臨時特例補助金、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金についてお答えいたします。

本補助事業は、コロナ対策・新時代開拓のための経済対策が令和3年11月に閣議決定され、国の12月補正予算で計上された、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる、最前線において働く保育士をはじめとした幼児教育・保育施設の職員の処遇改善及び放課後における児童の受け皿となっている学童クラブで働く支援員等の処遇改善について、継続的な賃上げ効果の取組を行うことを前提として、収入を3%程度、金額にして一人当たり月額約9,000円程度を引き上げることを目的とした補助事業です。

本補助事業の対象期間は、令和4年2月支給分から9月支給分であり、今回の補正額は令和3年度と令和4年度分を一括して計上しております、その全額を繰越

明許費に計上しております。補助率は、国10分の10の事業です。

本事業の申請時は、賃金改善計画書を各施設等から提出していただき、事業終了後には、賃金改善実績報告書及び賃金規定や賃金台帳等の提出を求めるとし、補助金が確実に対象者のもとに届いているか、その内容の確認を行うこととしております。

続きまして、同ページの保育補助者雇上強化事業補助金、保育体制強化事業補助金の減額についてですが、まず保育補助者雇上強化事業とは、保育士の離職防止と負担軽減を主な目的として、保育資格を持たない短時間勤務職員を雇用する施設に対して補助金を交付する事業です。

当初予算では、事業実施の要望がありました9か所の幼児教育・保育施設分として、補助基準額の上限額2,566万3千円を計上しておりました。令和3年度はこの9施設のうち、8施設で2,004万3千円の支出額を見込んでおります。

また、保育体制強化事業とは、地域住民や子育て経験者など地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担軽減を図り保育体制を強化して、保育士が働きやすい職場環境を整備する施設に対して補助金を交付する事業です。

当初予算では、事業実施の要望がありました12か所の幼児教育・保育施設分として、補助基準額の上限額1,440万円を計上しておりました。令和3年度は、この12施設のうち、9施設で1,191万6千円の支出額を見込んでおります。

両補助事業の実績見込額が当初予算額を下回った要因は、雇用者の給与が上限額を下回ったことと、雇用者の確保ができず、申請を取り下げた施設があったことであります。

今回の両補助事業の補正については、事業実施施設における支出額が確定したことにより、当初予算額から実績額を差し引いた残額を減額するものであります。

○7番（高本敬義君） 総務部の関係の方は大体分かりました。特に2点目の勤怠システムですか、ある意味至らぬ超勤をしないと、やはり今は非常に問題になっている健康でなおかつ仕事ができるという、そういう職場環境をつくる意味でも良いシステムなんだろうというふうに受け取りました。有効活用して、働きやすい職場環境をつくっていただきたいというふうに思います。

健康福祉部の方に関連しては、2点どちらもコロナ対策とかこれまでの経済対策等もありますが、保育現場のやはり人材確保と働き方改革、こちらもそうですが改善をしていかないと人材も集まらないという実態の中での事業だろうと思います。それで、先ほど答弁の中でも言われましたけれども、やはりそこで実際に働く人たちに、直接どれだけ行き届いていくかということが一番大事だろうと思いますので、

そこらあたりを十分認識されて、これからも質の高い保育を実現するために御尽力
いただきたいと思います。

それで1点お尋ねですが、今回のコロナ対策の保育士の処遇改善それと児童支援
員の処遇改善ですが、主には民間を想定されているようですが、公立の宇城市の直
営の保育所が民間委託されたといえども、まだ非常勤さんたちもおられます。それ
と直営の学童施設もあります。そちらにも非常勤さんたちがおられると思いますが、
そういう方々はこの対象になるのでしょうか。

○健康福祉部長（岩井 智君） お答えします。公立保育施設や学童支援員等の会計年
度任用職員の給与等については、本市におきましては、宇城市会計年度任用職員の
給与等に関する条例及び規則に基づき支給しておりますが、民間運営の職員等の給
与と比較した場合、公立施設の職員給与水準が現行で高い状況にあり、今回の補助
事業を公立職員等に適用した場合には、民間保育施設等の職員との更なる格差が生
じる結果になると思われましたので、今回につきましては、公立の職員については対
象外としております。

○7番（高本敬義君） お考えになっていることは分かりますが、ちなみにコロナ対策
のこういった支援金、給付金ということで行くと、2年前に新型コロナウイルス感
染症の拡大感染が大きくなりつつあった2020年の6月ぐらいに、厚労省が医療
と福祉の従事者に対する給付金実施要項を出したんですね。それによってこの宇城
市の関係で行くと、市民病院は医療機関ですので、当然その職員も申請をして給
付金を受けました。いろんな区分があるのですが、30万円、20万円、10万円
と。ここが市民病院の場合は、その他の区分ということで5万円だったと思います。
そして福祉ですから社会福祉協議会、地域包括支援センターが主には該当するの
ですが、社会福祉協議会の職員も5万円受給されています。これは当時、市から派遣
で出向されていた方々にも支給してあると思います。ですから、その従事者慰労金
給付事業、それとは若干制度の趣旨が違いかもかもしれませんが、今回のこの処遇改善
の事業もある意味コロナ対策の一環であるわけですので、そこらあたり十分配慮し
つつ、会計年度任用職員、非常勤の方がそんなにべらぼうに高いというふうには私
は認識していませんので、是非、御理解と寛大な御配慮をお願いして終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、議案第3号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第2 議案第4号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第5号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 日程第4 議案第6号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第7号 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第8号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第9号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第10号 令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第11号 宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 宇城市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田幸雄君） 日程第2、議案第4号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、日程第18、議案第20号宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第19 議案第21号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田幸雄君） 日程第19、議案第21号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○7番（高本敬義君） 議案第21号ですが、今回プロポーザル評価委員会というのが

附属機関ということで追加をされました。括弧書きで本市職員のみで組織されている場合を除くということですが、その内容と具体的にはどんなケースがこれに該当するのか。これまでの宇城市が進めてきた事業展開の中でいくと、例えば保育園の民営化の折の移管先の審議決定検討会、図書館の指定管理とか、そういうのが該当するのかなという個人的な思いは持っているのですが、その内容と趣旨、なぜ今なのかをお願いしたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） ただいまの高本議員の議案第21号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてお答えいたします。

今回、附属機関条例に新たにプロポーザル評価委員会を加えるものになりますが、本市が実施する特に重要な政策業務における委託業務等の事業者選定においては、学識経験者等の外部委員を加えた委員会を設置する必要があるため、今回改正するものです。

具体的な事例といたしましては、先ほど高本議員がおっしゃられたように、保育所の民営化に伴う運営事業者の選定に関するプロポーザルにおいて、大学教授や保護者代表などを委員として選定し、専門的な知見や市民の意思等を反映させているところです。

これまでも、複数回同様のプロポーザル評価委員会を実施してきましたが、その時は報償費で対応してきているところです。報償費につきましては、役務の提供に値し、主に講演会等の講師の謝礼金等に充てるものとなります。

本来、各種委員会や審議会等への外部委員の参加については、労働行為に対する対価の支払いという観点から報酬を支給する必要があります。また、附属機関の構成委員は、非常勤特別公務員となり身分が保障されます。例えば、会議等への参加の際、交通事故等が発生した際にも保障されるようになります。

このようなことから、報償費ではなく報酬として支給するのが適切という観点から、附属機関に含める必要があると判断したところです。

○7番（高本敬義君） 内容は分かりました。専門的な方をそこに入れていろんな審議をしていただく、そのための条件整備ということでありましょうが、通告していなかったのですが、1つお尋ねですけれども、例えば保育園とか図書館・美術館とかいう場合に、附属機関にしていなくてこれまで事務処理上決定をして、そういう手続きをされてきました。今度附属機関になったことによって、そういう手続きがされることで何か違いはあるのでしょうか。

○総務部長（天川竜治君） 先ほど申しましたとおり、附属機関というのは、市長の意思決定を行う際に意見の提供を求める場になります。これは公式に条例で定められた機関となります。行政の民主化の観点から住民の意思を十分に反映させるための

機関であり、行政需要の複雑化・高度化に対応するために専門的な知識や技術的な意見を求める機関となっております。

今回、正式に附属機関として位置付けることにより、その部分の評価については、市長に対する諮問に対する回答ということになりますので重要だと感じております。ただ、今までやってきた評価委員会自体が効力がなくなるかということというわけではなくて、それも適切な運営に伴い行われたことと感じておりますので、今までの評価委員会も間違いはないと感じております。

○議長（園田幸雄君） これで、議案第21号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第20 議案第22号 宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第23号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22 議案第24号 宇城市税特別措置条例の制定について

○議長（園田幸雄君） 日程第20、議案第22号宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第22、議案第24号宇城市税特別措置条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第23 議案第25号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田幸雄君） 日程第23、議案第25号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○7番（高本敬義君） 議案第25号についてお尋ねをいたします。この条例一部改正は、御案内のとおり、豊野保育園の民間移譲先が決まったということでの来年4月からの民営化に向けた条例整備ということであるわけですが、この間、松橋保育園から始まり、河江、不知火、大岳、青海そして今回豊野ということで、民営化が強行されてきました。私見でいくと、私は今でも共存共栄の方がより望ましいというふうに思っているのですが、そこで、この間の先ほど言いましたいくつかの公立保育所民営化によって、宇城市の財政的負担はどれだけ減少したのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（岩井 智君） 平成26年度に策定されました宇城市公共施設見直し方針に基づきまして、平成28年度の松橋保育園をはじめとして、令和2年度まで

に5つの保育園を民営化してまいりました。

今回、議案第25号で、宇城市立保育所条例の一部を改正する条例を上程したところなのですが、この改正の趣旨と財政効果についてはどういう関係があるのかというと、いまいち私もピンとはきませんが、お答えいたします。

平成28年度から令和2年度までの決算額によりまして算出しました市立保育園民営化による財政効果につきましては、仮に民営化を行わなかった場合と比較しての試算ですが、約13億円の効果額というふうに試算をしております。

今回民営化予定の豊野保育園の財政効果は、直近の令和2年度の決算額において、豊野保育園に対する一般財源所要額は約1億600万円で、園児一人当たり換算しますと約140万円となります。

対しまして、市内に存する豊野保育園と同規模の私立保育園の一般財源所要額は約1,200万円で、園児一人当たり換算すると約13万円です。豊野保育園を民営化することにより、1年間で約9,400万円の財政効果があるものと試算しているところです。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化事業が始まり、全ての3歳から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児について保育料が無料となりました。

私立保育園では、無償化となった保育料の多くを国や県から負担金として受け入れていますが、公立保育園につきましては、交付税により一定の措置はなされるものの、私立の園等に給付される国及び県からの補助金はなく、全て市の財源で賄っている状況です。

併せて、これまで民間移譲を行った保育施設は経年による劣化等が著しく、移管先法人による施設の建て替えを民営化の条件としてまいりました。

移管先法人がこの施設を建て替える場合は、その大半を国からの補助金で賄えることから、既に建て替えが完了した松橋保育園、河江保育園、整備計画中の不知火保育園、青海保育園の4園に係る建て替え総事業費の見込みは約12億円となりまして、市の負担はおおむね4分の1の約3億円となりますので、その差、約9億円の財政効果が見込まれると試算をしております。

○7番（高本敬義君） ありがとうございます。何で質問するかというその意味が理解しにくいというような御発言もありましたが、今言われましたように、松橋が民営化する折から、ではどれだけ減額になって、それを何に使っていくんですかというのが、私はそういうテーマをもって質問をしてきた経緯がありますので、今回の豊野に関してもそれ以前の保育園に関しても、その負担が減った部分は何に使われていくのかというのは、やはり市民としては気になるところです。そういった意味

での質問でありました。今言われましたように、保育の無償化とか無料化、それと保育施設の大規模改修、建て替え等々への財源の補填ということの意味合いは分かりますが、公立が存続してくれたらなというのを望んでいる市民とか、これからまた新たに子育てが始まる市民、若い世代の方々に対しても、そういう余力というかこのことを民営化によって生じてきた財政的な宇城市の財産を有効に使ってほしい。例えば今言われた保育園の施設とか、保育所のうんぬんもありますが、例えば学校の給食の無料化とか、いろいろ子育て支援のために新たにできるであろう子どもセンターとか、そういったところへの財政投資、補填投資等々も十分検討・協議して有意義な財源投資をお願いしたいと思います。13億円の効果というのは非常に金額的には大きいと思いますので、お尋ねをします。

○健康福祉部長（岩井 智君） あくまでも先ほど申しました試算につきましては、民営化した場合としなかった場合を比較した数値であります。令和元年10月に始まりました国の幼児教育・保育の無償化に併せて、本市におきましては県内の自治体でいち早く、保護者の負担となっていた副食費の無償化に取り組んでおります。

本年度の予算額は約4,800万円で、子育て世代の負担軽減と幼児教育・保育施設の事務量軽減の一助になっていると思います。

今回令和4年度の当初予算でも計上しております。不知火支所の一部を子ども・子育ての支援施設の整備の拠点施設として、工事費、改修費を計上しております。その後、令和5年4月からの運営を予定しております。これにつきましても運営経費が掛かってくるかと思えます。その部分を子ども・子育て世代への支援費として、保育園の民営化で出たこの金額についてかけていきたいと考えております。

○議長（園田幸雄君） これで、議案第25号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第24 議案第26号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議案第27号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第28号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議案第29号 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28 議案第30号 宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 29 議案第 31 号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 30 議案第 32 号 宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 33 号 宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 34 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)
- 日程第 33 議案第 35 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事(第
2期))
- 日程第 34 議案第 36 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 35 議案第 37 号 権利の放棄について(市営住宅の損害賠償請求金)
- 日程第 36 議案第 38 号 権利の放棄について(水道料金)
- 日程第 37 議案第 39 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 38 議案第 40 号 市道の路線の認定について
- 日程第 39 議案第 41 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及
び規約の一部変更について
- 日程第 40 発議第 1 号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定につい
て

○議長(園田幸雄君) 日程第 24、議案第 26 号宇城市特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いてから、日程第 40、発議第 1 号宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制
定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

議案第 3 号から発議第 1 号までにつきましては、お手元に配布しております、令
和 4 年第 1 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常
任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 41 請願第 1 号 シルバー人材センターに対する支援を求める請願書

○議長(園田幸雄君) 日程第 41、請願第 1 号シルバー人材センターに対する支援を
求める請願書を議題とします。

本案は、所管の民生常任委員会に審査を付託します。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

- 日程第42 議案第42号 令和4年度宇城市一般会計予算
- 日程第43 議案第43号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第44号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第45号 令和4年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第46 議案第46号 令和4年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第47 議案第47号 令和4年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第48 議案第48号 令和4年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第49 議案第49号 令和4年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（園田幸雄君） 日程第42、議案第42号令和4年度宇城市一般会計予算から、日程第49、議案第49号令和4年度宇城市民病院事業会計予算までを一括議題とします。

まず、議案第42号について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。はじめに、総務部長に説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第42号令和4年度宇城市一般会計予算について説明します。

当初予算の内容については、各部、所管ごとの説明となりますが、総務部所管に入る前に、令和4年度の予算編成の考え方、予算総額などについて説明いたします。

長引くコロナ禍、国においては、先の経済対策等の大型補正予算と令和4年度当初予算を合わせた16か月予算を編成する中、本市においては、12月以降の補正予算に続き、本定例会でも国補正予算関連の予算計上を行い、経済対策や感染症対策等の事務事業について年度をまたいで対応していくところです。

このような中、今後、安定した財政運営の下で必要な行政サービスを着実に推し進めるためには、真に必要な事業への選択と集中、効率的な予算執行を不断の取組としていかなければなりません。

歳入面では、地方交付税などの依存財源に頼らなければならない本市は、国の動向に左右される財政構造にあります。

熊本地震以降、増額傾向にある地方債残高は、復旧・復興事業をはじめ、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替事業などの影響で、後年度の財政負担の増加が危惧されることです。

また、自治体の財政健全化を示す健全化判断比率の指標は、これまで改善し続け

てきましたが、今後、悪化することが予想されます。

歳出面では、高齢化社会等に伴い社会保障関係経費が今後も増嵩していく見込みであり、様々な行政課題や新型コロナウイルス感染症対策、防災・減災、国土強靱化など、様々な市民ニーズに応えていくためには、時代に即した真に必要な事務事業を見極め、行財政改革による効率的かつ効果的な運営を目指すとともに、徹底した無駄の排除と施策の重点化などに取り組むことが重要となります。

これらの状況を踏まえ、令和4年度予算は、限られた財源を最大限有効活用し、職員自らが主体的に事業の優先度を考えるとともに、行財政の現状や時勢を十分認識した上で、単に慣習・慣例による予算要求とせず、部局間の横断的かつ総合的な調整を図った予算編成としております。

それでは、一般会計予算について御説明します。

令和4年度宇城市一般会計予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を331億2,084万3千円としております。また、歳入歳出予算の主な増減理由等については、別途配布しております予算付属資料で確認いただきますようお願いいたします。

8ページをお願いします。第2表、繰越明許費です。款9教育費、項2小学校費で、不知火小学校プール改築工事8,377万2千円を設定しております。本改築工事については、令和4年度から令和5年度にかけ、年度をまたいで執行することが予想されるため、繰越明許費を設定するものです。

9ページをお願いします。第3表、債務負担行為です。令和4年度中に契約などを行い、令和5年度以降の支出を約束する予算になります。9ページから15ページにかけて、各事項について期間と限度額を紙面のとおり設定しています。

16ページに移ります。第4表、地方債です。庁舎等施設整備事業費から、下から2行目の保健体育施設整備事業費までは、建設事業の特定財源になります。また、末尾の臨時財政対策費は、用途を特定しない一般財源となっており、地方債の合計で32億6,980万円を限度額としております。

それでは、これから総務部所管の予算における歳出の主なものについて説明します。

48ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で14億9,700万円余を計上しております。この費目では、総務部、企画部等の職員人件費あるいは共済費、職員全体の退職手当組合負担金などの人件費を計上しています。

50ページに移ります。節12委託料の末尾に行政事務等業務委託料1億1,100万円余を計上しております。行政区の取扱事務に係る業務委託料となっております。

ます。

54ページをお願いします。同じく目5財産管理費で3億3,000万円余を計上しております。本庁、支所、松合出張所、公用車、普通財産の維持管理経費などになります。

56ページをお願いします。節14工事請負費で、本庁舎大規模改修工事費1億2,300万円を計上しております。令和2年度から令和4年度までの継続費事業で、令和4年11月末に工事の完了を予定しております。

続いて、74ページをお願いします。同じく項4選挙費になります。目3市議会議員一般選挙費で2,228万7千円、75ページに移り、目4県議会議員一般選挙費で2,394万9千円、76ページに移り、目5参議院議員通常選挙費で3,811万1千円をそれぞれ計上しております。

144ページをお願いします。款8消防費、項1消防費です。目1常備消防費で8億2,700万円余を計上しています。消防本部や消防署の運営経費である宇城広域連合常備消防費負担金です。

同じく目2非常備消防費で1億3,800万円余を計上しています。消防団の活動経費、消防事務担当職員人件費が主なもので、令和4年度から消防団員報酬額を一部引き上げております。

148ページをお願いします。同じく目5災害対策費で8,603万2千円を計上しております。

149ページに移ります。節14工事請負費で、防災行政無線設備機能強化工事費5,110万1千円を計上しております。無線中継局の発電機72時間対応など機能を強化する事業で、財源は、緊急防災・減災事業債を活用しております。

続いて、189ページをお願いします。款11公債費、項1公債費、目1元金で43億5,200万円余を計上しております。前年度比で2億7,500万円余の増額となっております。学校給食センター建設事業や戸馳大橋架替事業の橋りょう撤去工事、防災拠点センター関連事業の元金償還の開始などが増額要因となります。

次に、歳入の主なものについて説明します。

20ページをお願いします。款2地方譲与税から、22ページ、款11地方交付税までの予算については、国の地方財政計画などに基づいて積算しております。

22ページをお願いします。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で、普通交付税96億円、特別交付税4億2,400万円余を計上しております。普通交付税は、前年度比で8億円の増額としております。

39ページをお願いします。款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で15億2,000万円余を計上しております。令和4年度予算における財

源不足を、基金からの繰入れで収支を調整しております。

45ページをお願いします。款22市債、項1市債です。16ページの第4表、地方債では、事業の目的ごとに限度額を設定しておりますが、ここでは、予算書の款ごとの計上になります。

46ページに移ります。目8臨時財政対策債で3億円を計上しております。前年度比で8億円の減額となりますが、その要因は、国の地方財政計画において、地方交付税総額が前年度比で増額確保されたことにより、臨時財政対策債の発行が抑制されたもので、普通交付税の交付がその分増額される見通しでございます。

以上で、総務部所管の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 総務部長の説明が終わりました。次に、企画部次長に説明を求めます。

○企画部次長（坂本優子君） 企画部所管の歳出の主なものを説明いたします。

予算書は57ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費16億7,900万円余を計上しております。内容としましては、58ページの節12委託料のふるさと納税事務一括代行業務委託料3億4,600万円余は、寄附見込額6億円に対する寄附返礼品、送料、手数料等を含む代行業務委託料です。

次に59ページをお願いします。節18負担金補助及び交付金のバス運行対策費補助金1億3,900万円余は、路線バスを運行するバス会社に対し赤字補填として補助するもので、財源の一部として県補助金857万円を見込んでおります。

また、説明欄下の用地取得補助金5,000万円及び施設等建設補助金4,200万円は、本年4月以降に立地協定を締結する企業を見込みました企業誘致関係の補助金です。

その下、節24積立金9億9,400万円余は、ふるさと応援寄附の見込額から委託料等の経費を差し引いた額と地域振興基金からの組替え7億7,500万円余の合算額としております。

63ページをお願いします。目11情報システム運営費は1億8,000万円余を計上しています。その内容として、節12委託料の電算システム改修業務委託料992万9千円は、各種料金のコンビニ収納に対応するコンビニ収納改修業務委託料や、マイナンバーを用いたオンライン手続きを可能とするためのぴったりサービス申請管理システム改修費などです。

節13使用料及び賃借料1億1,400万円余は、基幹系システム使用料の6,596万1千円、ネットワーク機器等賃借料1,975万2千円が主なものとなっております。

節17備品購入費2,140万5千円は、業務用パソコン94台、ネットワーク

機器2台のほか、無停電電源装置や無線プリンタなど、停電時や災害時に屋外でも行政サービスが継続・利用できるシステムの構築に要する機器の購入費用です。

次に、歳入の主なものを御説明します。

予算書の38ページです。款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金で、ふるさと応援寄附金6億円を予定しています。

以上で、企画部所管分の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 企画部次長の説明が終わりました。次に、市民環境部長に説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） それでは、市民環境部所管について詳細説明します。

まず、歳入から説明します。

予算書の19ページをお願いします。款1市税は、項1市民税、項2固定資産税などの地方税全体で60億5,500万円余を見込んでいます。前年度当初予算に比べ1億8,200万円余の増です。予算増減の主なものは、項1市民税で2億2,600万円余の増、項2固定資産税で約5,100万円の減、項3軽自動車税で約960万円の増、20ページに移り、項4市たばこ税で約215万円の減などです。

次に、歳出を説明します。

68ページに移ります。款2総務費、項1総務管理費、目16社会保障・税番号制度対策費は2,903万4千円で、主に会計年度任用職員費やマイナンバーカード取得促進業務委託料です。特定財源として、総務費国庫補助金から充当されます。10分の10です。

69ページに移ります。同じく項2徴税費、目1税務総務費は3億700万円余、前年度比約1,973万円の減です。人件費が主になります。そのほかに節12委託料7,881万円、70ページ、節22償還金利子及び割引料2,850万円です。

72ページに移ります。同じく項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は1億6,900万円余、前年度比約2,048万円減で、主に人件費です。そのほか、節12の戸籍システム改修業務委託料1,757万8千円、次のページに移り、窓口業務委託料4,620万5千円です。

81ページに移ります。款3民生費、項1社会福祉費、目3国民健康保険費は5億4,900万円余、前年度比約1,885万円減で、全て国保特別会計への基準内繰出金です。特定財源として、国庫支出金及び県支出金から2億8,800万円余が充当されます。

87ページに移ります。同じく項3老人福祉費、目4後期高齢者医療費は12億3,600万円余、前年度比約5,458万円の増です。主に、節18負担金補助及び交付金の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金8億9,500万円余や節

27 繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金3億600万円余などです。

次に、105ページに移ります。款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費は1億1,400万円余、前年度比約390万円の減で、主に人件費や広域連合各種事業費負担金及び合併浄化槽設置費補助金です。

107ページに移ります。同じく項3清掃費、目1清掃総務費は6億7,400万円余で、前年度比約7,600万円の増を計上しています。主に節18負担金補助及び交付金の広域連合宇城クリーンセンター事業費負担金3億6,800万円余、広域連合環境再生センター事業費負担金1億6,000万円余などです。

以上で、市民環境部所管の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 市民環境部長の説明が終わりました。次に、健康福祉部長に説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 健康福祉部所管の予算について説明します。

歳出の主なものから説明します。なお、補助事業等の特定財源については、規定の補助率等で対象目ごとに充当しております。

予算書の82ページをお願いいたします。款3民生費、項2障害者福祉費、目1障害者福祉総務費で1億5,100万円余を計上しています。主に、重度心身医療費助成事業、障害者手当、宇城地域療育センター事業、障害者団体などに対する補助等の経費です。

83ページです。目2障害者自立支援費で24億500万円余を計上しています。生活介護・入所支援等の障害福祉サービス事業、放課後等デイサービスなどの児童発達支援事業、厚生医療などの公費負担診療報酬扶助費、日常生活用具給付事業などの経費です。

86ページから87ページです。項3老人福祉費、目3介護保険費で11億5,000万円余を計上しています。介護施設及び地区公民館等への施設整備等に伴う介護基盤緊急整備特別対策事業補助、また介護保険特別会計への繰出金などの経費です。

88ページから89ページです。項4児童福祉費、目1児童福祉総務費で3億2,700万円余を計上しています。保育所等の整備予定施設が前年度より減少することから前年度比で8,779万2千円の減額となっています。

89ページです。目2児童手当費で、前年度実績等により8億9,100万円余を計上しています。

90ページです。目3子ども・子育て支援費で28億7,500万円余を計上しています。民間保育所等の運営費、障害児保育事業、学童保育事業、子育て支援拠点事業、（仮称）宇城市子どもセンター施設整備工事費などに要する経費です。

95ページです。項5母子福祉費、目1母子福祉費で、前年度実績等により3億900万円余を計上しています。主に、ひとり親家庭に対する助成と児童扶養手当です。

97ページです。項6生活保護費、目2生活保護扶助費で、前年度実績等により8億2,800万円余を計上しています。

101ページです。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費で4億9,500万円余を計上しています。主に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に要する経費を計上しています。

102ページです。目3母子衛生費で2億2,600万円余を計上しています。こども医療費助成事業、妊婦乳幼児健診事業、未熟児養育医療給付費などの経費となります。

103ページです。目4健康増進事業費で8,998万円を計上しています。各種住民健診に要する経費を前年度実績により計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

38ページになります。款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入のうち、松橋・河江・不知火・青海保育園の土地貸付収入として、このうち809万6千円を計上しております。

40ページです。款21諸収入、項3貸付金元利収入、目1災害援護資金貸付金収入として207万9千円を計上しています。

以上で、健康福祉部所管の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 健康福祉部長の説明が終わりました。次に、経済部長に説明を求めます。

○経済部長（黒崎達也君） 経済部所管の歳出を説明します。

110ページをお開きください。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費で1億140万円余を計上しています。

111ページをお願いします。主に、節18負担金補助及び交付金9,845万1千円は、5団体への負担金と農業次世代人材投資事業など、国県補助の9事業と市単独4事業の補助金でございます。

114ページをお願いします。目8農地総務費2億600万円余を計上しています。主なものは、節18負担金補助及び交付金で1億9,100万円余でございます。

115ページをお願いします。説明欄の最上段にあります多面的機能支払事業補助金1億7,800万円余を計上しております。市内44地区において、農地・農業施設の補修や管理等の地域共同活動の取組を支援するための補助金でございます。

116ページに移ります。目12ほ場整備事業費2億700万円余を計上しています。

117ページをお願いします。主に、節24積立金で、説明欄にあります国営緊急農地再編整備事業基金1億6,200万円です。

次に、目13湛水防除事業費2億5,800万円余を計上しています。118ページに移ります。主には、節14工事請負費7,111万3千円、3か所の排水機場適正化工事と節18負担金補助及び交付金1億3,500万円余、説明欄にあります県営湛水防除事業負担金1億1,258万円です。松橋町の豊川中央排水機場、小川町の益南排水機場、砂川排水機場が対象でございます。

122ページをお願いします。最下段です。項3水産業費、目4漁港改良費9,079万7千円を計上しています。123ページをお願いします。主には、節14工事請負費8,635万円、松合漁港の水産物供給基盤機能保全工事費でございます。

124ページに移ります。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費8,812万8千円を計上しています。125ページをお願いします。主なものとして、節18負担金補助及び交付金7,283万5千円は、商工会補助金ふるさと祭り等の各実行委員会への補助金になります。

126ページに移ります。目4観光費9,937万8千円を計上しています。主なものとして、節12委託料5,959万5千円は、127ページの説明欄にあります施設管理業務委託料や指定管理業務委託料でございます。

以上で、経済部所管の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 経済部長の説明が終わりました。次に、土木部長に説明を求めます。

○土木部長（梅本正直君） それでは、土木部所管の説明になります。

歳出から説明します。

予算書の129ページをお開きください。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費で9,894万円を計上しております。主に、用地管理課職員人件費などです。

131ページに移ります。項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費で1億2,200万円余を計上しております。主に、土木課道路改良、維持係職員人件費となります。

132ページに移ります。目2道路維持費で4億3,500万円余を計上しております。道路維持補修事業に要する費用などです。133ページに移ります。主なものは、節14工事請負費の2億7,000万円余で、道路の舗装打ち替えや側溝

の敷設替えなどを実施するものでございます。

目3道路新設改良費で5億8,800万円余を計上しております。134ページに移ります。主に、節14工事請負費の4億6,100万円余です。道路改良事業に要する費用で、交付金などを活用して実施する道路の新設、拡幅や通学路のカラー舗装工事などを実施するものです。

目4橋りょう維持費で1億5,900万円余を計上しています。老朽化した橋りょうの補修工事など維持管理に要する費用で、主に、節12委託料6,370万円で、橋りょうの点検や補修に必要な設計業務委託料です。135ページに移ります。節14工事請負費8,700万円は、橋りょうの補修工事を実施するものでございます。

項3河川費、目1河川総務費で7,099万円を計上しています。136ページに移ります。主なものは、節12委託料3,332万円余で、河川護岸等除草業務委託料及び排水対策水中ポンプ設置管理業務委託料などがございます。

137ページに移ります。目3河川改良費で1億6,900万円余を計上しております。主に、節14工事請負費1億1,800万円余で、河川の護岸工事などを実施するものです。

140ページに移ります。目3駅周辺開発推進事業費で4,870万円余を計上しております。主なものは、節14工事請負費3,400万円で、小川駅西口駐輪場整備を実施するものでございます。

目4公園費で3,696万円余を計上しております。主なものは141ページへ移ります。節12委託料2,196万円余で、公園管理業務委託料などです。

142ページに移ります。項6住宅費、目1住宅管理費で9,560万円余を計上しています。市営住宅の維持管理に要する費用です。

143ページに移ります。目2住宅建設費で1億4,500万円余を計上しています。144ページに移ります。主に、節14工事請負費1億2,100万円余で、市営住宅の改修工事や解体工事などを実施するものでございます。

188ページに移ります。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費で3,500万円を計上しております。災害発生時に実施する測量設計や応急土砂撤去などの費用でございます。

続きまして、歳入の主なものを説明します。

24ページをお願いします。款14使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料で1億7,800万円余を計上しております。主に、節6住宅使用料1億5,400万円余で、市営住宅などの使用料でございます。

29ページに移ります。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補

助金6億2,300万円余を計上しております。主に、節1道路橋りょう費補助金3億6,800万円余で、道路改良、道路維持、橋りょう維持事業に関する交付金及び補助金です。

30ページに移ります。節3住宅費補助金1億9,000万円余で、主に、社会資本整備総合交付金及び災害公営住宅家賃低廉化事業費補助金などがございます。

以上で、土木部所管の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 土木部長の説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育部長に説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 教育部所管の歳出の主なものについて説明します。

153ページをお願いします。目3教育振興費で2億5,600万円余を計上しています。主なものはICT教育関連事業として、節12委託料でICT支援包括提携事業委託料など4,645万2千円。154ページ、節13使用料及び賃借料で、教師・中学生・小学生用のパソコン、タブレットの賃借料など1億2,300万円余を計上しています。また、節17備品購入費で7,600万円を計上しています。これは、公共交通見直しによる三角小、青海小、三角中のスクールバス購入費になります。

158ページをお願いします。項2小学校費、目3学校建設費で4億1,200万円余を計上しています。主なものは、節14工事請負費で4億700万円余、これは、不知火小学校屋内運動場改築工事及びプール改築工事費です。

続きまして、161ページをお願いします。項3中学校費、目3学校建設費で18億1,800万円余を計上しています。主なものは節12委託料で、松橋中学校校舎棟改築設計業務委託8,500万円余及び節14工事請負費で、小川中学校校舎等改築工事16億5,000万円が主なものです。

次に、167ページをお願いします。項4社会教育費、目5図書館費で1億4,800万円余を計上しています。主なものは節12委託料、図書館指定管理業務委託料1億3,900万円余です。

172ページをお願いします。項5文化費、目5松橋総合体育文化センター費で1億8,300万円余を計上しています。主なものは節14工事請負費、松橋総合

体育文化センター大規模改修工事1億600万円余になります。

177ページに移ります。項6保健体育費、目3グラウンド費で1億7,600万円余を計上しています。主なものは179ページの節14工事請負費で、岡岳グラウンド照明器取替工事1億2,000万円です。目4体育館費で9,300万円余を計上しています。主なものは180ページの節14工事請負費で、旧豊野小学校屋内運動場改修工事7,300万円です。

続きまして、歳入の主なものを説明します。

30ページをお願いします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金で3億9,700万円余を計上しています。主なものは節3中学校費補助金、公立学校施設整備費補助金3億3,400万円余です。これは、小川中学校建設分になります。

以上で、議案第42号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 教育部長の説明が終わりました。

これで、議案第42号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第43号及び議案第44号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第43号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算について説明します。

特別会計予算書の101ページをお願いします。令和4年度国民健康保険特別会計の予算総額は、第1条、歳入歳出それぞれ81億7,082万5千円とするものです。

108ページに移ります。まず、歳入を説明します。

款1国民健康保険税は、令和4年度においても県が示した標準保険税率は適用せずに、本市独自の税率で算定しており、前年度比4,597万9千円増の14億3,600万円余を令和2年度収納額と令和3年度収納見込額により計上しました。

109ページから110ページに移ります。款3県支出金は、市が負担する保険給付費分の普通交付金や財政状況や事業に対しての特別交付金などです。前年度比1億900万円余増の60億4,300万円余を計上しました。

款5繰入金、項1他会計繰入金は、一般会計から保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、110ページに移りまして職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金として、前年度比2,028万4千円減の5億4,800万円余を計上しました。

同じく項2基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金から歳入不足を補うために、前年度比4,232万8千円減の1億1,700万円余を計上しています。

112ページに移ります。次に、歳出を説明します。

款1総務費、項1総務管理費は、職員人件費、被保険者証の印刷・発送に要する経費及びシステム改修やレセプト点検業務の委託料等として、前年度比3,838万6千円減の6,944万7千円を計上しました。

114ページに移ります。款2保険給付費、項1療養諸費から116ページの項6傷病手当諸費までです。前年度比1億1,800万円余増の58億6,100万円余を計上しました。

116ページから117ページに移ります。款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から項3介護納付金分までです。県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し決定したもので、前年度比273万2千円減の21億3,100万円余を計上しました。

117ページから118ページに移ります。款5保健事業費、項1保健事業費から項2特定健康診査等事業費までです。人間ドック業務委託料、特定健康診査業務委託料など、前年度比1,531万円増の8,178万1千円を計上しました。特定財源として、県特別交付金3,261万5千円が補助されます。

119ページに移ります。款8諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金の保険基盤安定事業返還繰出金190万2千円は、特定継続世帯に係る減免について基盤安定負担金の超過繰入れをしたことによる平成29年度から令和2年度保険者支援分を国・県・一般会計それぞれに返還するものです。

以上で、令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算について説明を終わります。

引き続き、議案第44号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算について説明します。

特別会計予算書の201ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億152万円と定めるものであります。

206ページに移ります。まず、歳入を説明します。

款1後期高齢者医療保険料は、県後期高齢者医療広域連合で算出しています。前年度比5,198万2千円増の6億4,300万円余を計上しています。

款4繰入金は、保険料軽減分を国県及び市が公費で負担する保健基盤安定事業繰入金2億6,400万円余のほかに、人件費等に係る事務費繰入金及び市独自で追加した健診費用を集団健診事業繰入金として含め、前年度比2,952万7千円増の3億600万円余を計上しています。

207ページに移ります。款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料から項4雑入までです。項3受託事業収入は、県広域連合からの委託事業に係る経費として、高齢者の健診受託事業収入2,509万6千円と保健・介護予防受託事業収入2,069万2千円を計上しています。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の展開において、個別訪問指導を拡充するために、会計年度任用職員の医療専門職を配置する経費が含まれております。

同じく項4雑入、目4他団体補助交付金は、昨年、国会で窓口負担2割法案が可決され、10月から一定以上の所得がある75歳以上の方は医療費の窓口負担が2割に変わるため、7月に被保険者証交付した後、9月に2回目の被保険者証を交付する経費を国の財政調整交付金を財源に広域連合が補助金交付する482万9千円を計上しています。

次に、歳出を説明します。

208ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費は4,936万4千円で主に人件費です。歳入で説明しました窓口負担2割化により、節10需用費の印刷製本費、節11役務費の通信運搬費等を国の財政調整交付金を財源として支出することとなりましたので、その額482万9千円を計上しています。

209ページに移ります。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金として、被保険者から納入された保険料6億4,300万円余と、歳入の206ページに計上された保険基盤安定事業繰入金と同額の2億6,400万円余を保険基盤安定負担金として計上しています。

款3保健事業費は、県広域連合からの委託事業で、高齢者の特定健康診査として2,552万4千円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の事務費1,489万2千円等を計上しています。

以上で、令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算について説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第43号及び議案第44号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第45号の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 議案第45号令和4年度宇城市介護保険特別会計予算について説明します。

特別会計予算書の301ページをお願いします。令和4年度は、歳入歳出それぞれ総額72億5,535万円となり、前年度比で3億6,838万6千円の増額です。歳入から説明いたします。

307ページです。款1保険料、項1介護保険料は14億2,400万円余で、65歳以上の第1号被保険者を約19,800人と見込んでおります。

次に、同ページの款3国庫支出金から309ページの款8繰入金、項1一般会計繰入金、310ページの目4事務費繰入金までは、国・県・市の法定負担率分を計上しております。

310ページの同項、目5低所得者保険料軽減繰入金9,490万6千円は、国

2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合によるものです。

次に、歳出を説明いたします。

314ページ、315ページです。款2保険給付費、項1保険給付費は68億3,800万円余で、対前年度比で3億5,468万6千円を増額しており、介護サービス等給付費負担金62億8,600万円余が主なものとなります。

315ページから317ページにかけての項2地域支援事業費の総計は2億2,200万円余で、対前年度比で344万円を減額しており、316ページの一般介護予防事業委託料の一般と債務負担を合わせた6,190万2千円と包括的支援事業委託料の一般と債務負担を合わせた9,895万7千円が主なものとなります。

以上で、議案第45号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第45号詳細説明が終わりました。

次に、議案第46号の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 予算書401ページをお願いします。議案第46号令和4年度宇城市奨学金特別会計予算について説明します。

第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は1,220万7千円です。

まず、歳入の主なものを説明します。

406ページをお願いします。一番下の款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入は、奨学金の返済金として滞納繰越分を含め1,219万4千円を予定しています。

次に、歳出の主なものを説明します。

407ページです。目1育英事業費の節20貸付金は、令和4年度の奨学貸付金として492万円を見込み、入学支度貸付金として300万円、合わせて792万円を見込んでいます。

節24積立金は、奨学基金積立金として、歳入と歳出の差引額426万5千円を計上しています。

なお、令和4年度の奨学貸付金は、平成31年度から令和3年度までの継続者3人と、令和4年度の新規貸付者を8人と見込んでいます。また、入学支度貸付金は、令和4年度の新規貸付者を10人と見込んでいます。

以上で、議案第46号奨学金特別会計予算の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第46号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第47号及び議案第48号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第47号令和4年度宇城市水道事業会計予算について説明します。特別会計予算書501ページをお願いします。

はじめに、予算の総額について説明します。

第3条、収益的収入及び支出です。収入の第1款水道事業収益の予定額を11億9,784万4千円としています。第1項営業収益における水道料金や受託工事収益、また、第2項営業外収益における加入金、長期前受金戻入などが主なものとなります。

502ページに移ります。同じく支出では、第1款水道事業費用の予定額を13億5,281万6千円としています。水道施設の運転・維持管理経費や減価償却費、企業債利息が主なものです。

次に、第4条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入の予定額を1億7,138万9千円としています。企業債や繰出基準に基づく一般会計出資金、県補助金が主なものとなります。

同じく支出では、第1款資本的支出の予定額を4億5,129万円としています。施設改良や施設拡張等の建設改良費、企業債元金償還金が主なものです。

503ページに移ります。第5条、債務負担行為です。松橋地区水道施設管理業務委託（上水・総係）ほか11件について、紙面のとおり、期間、限度額を設定しています。

504ページに移ります。最後に第6条、企業債です。建設改良事業の財源とするため、起債の限度額等につきまして紙面のとおり設定しています。

以上で説明を終わります。

続けて、議案第48号令和4年度宇城市下水道事業会計予算について説明します。資料は、同じく特別会計予算書601ページをお願いいたします。

はじめに、予算の総額について説明します。

第3条、収益的収入及び支出です。収入の第1款下水道事業収益の予定額を13億848万3千円としています。第1項営業収益における下水道使用料や受託工事収益、また、第2項営業外収益における繰出基準に基づく一般会計からの補助金、長期前受金戻入が主なものとなります。

602ページに移ります。同じく支出では、第1款下水道事業費用の予定額を14億4,091万5千円としています。下水道施設の運転・維持管理経費や企業債利息が主なものです。

次に、第4条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入の予定額を4億4,527万4千円としています。企業債や国県補助金、繰出基準に基づく一般会計出資金が主なものです。

同じく支出では、第1款資本的支出の予定額を9億3,264万5千円としています。管渠整備や浄水管理センターの改築更新経費及び雨水対策費を含む建設改良費や、企業債の元金償還金などとなります。

603ページに移ります。第5条、債務負担行為です。下水道管理システム保守点検業務委託ほか6件について、紙面のとおりに設定しております。

次に、第6条企業債です。建設改良事業の財源とするため、起債の限度額等について紙面のとおりに設定しております。

以上で、議案第47号から議案第48号までの詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第47号及び議案第48号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第49号の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議案第49号令和4年度宇城市民病院事業会計予算について説明します。

特別会計予算書701ページをお願いします。第3条、収益的収入及び支出です。収入の第1款病院事業収益を3億6,761万4千円としています。これは主に入院や外来の医業収益や他会計負担金などを計上しています。

702ページをお願いします。支出の第1款病院事業費用を4億7,101万4千円としています。これは主に職員の給与費や委託料などの経費を計上しています。

次に第4条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入を852万1千円としています。これは主に一般会計出資金になります。支出の第1款資本的支出を1,374万2千円としています。これは主に企業債償還金になります。

703ページをお願いします。第5条は、債務負担行為の設定で、記載の12件を設定するものです。

704ページをお願いします。第6条は、起債の目的、限度額等を定めるものです。病院事業としての借入限度額を220万円としています。

以上で、議案第49号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第49号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第50 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第50、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週21日月曜日から24日木曜日までは、常任委員会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、来週21日から24日まで休会することに決定しました。

なお、明日19日及び明後日20日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時10分

第 3 号

2月25日 (金)

令和4年第1回宇城市議会定例会（第3号）

令和4年2月25日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 議案訂正の件 |
| 日程第2 | 議案第3号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第3 | 議案第4号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第5号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第6号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第7号 | 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第8号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第9号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議案第10号 | 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第11号 | 宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第13号 | 宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第18号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第19号 | 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第20号 | 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第21号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に |

- ついて
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 宇城市税特別措置条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)
- 日程第 3 3 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事(第2期))
- 日程第 3 4 議案第 3 6 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 3 5 議案第 3 7 号 権利の放棄について(市営住宅の損害賠償請求金)
- 日程第 3 6 議案第 3 8 号 権利の放棄について(水道料金)
- 日程第 3 7 議案第 3 9 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 3 8 議案第 4 0 号 市道の路線の認定について
- 日程第 3 9 議案第 4 1 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及

び規約の一部変更について

- 日程第40 発議第1号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第41 請願第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める請願書
追加議事日程（第3号の追加1）
- 日程第1 発議第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書
- 日程第42 議案第42号 令和4年度宇城市一般会計予算
- 日程第43 議案第43号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第44号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第45号 令和4年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第46 議案第46号 令和4年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第47 議案第47号 令和4年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第48 議案第48号 令和4年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第49 議案第49号 令和4年度宇城市市民病院事業会計予算
- 日程第50 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

- | | |
|-------------|--------------|
| 2番 永木 誠 君 | 3番 山森 悦嗣 君 |
| 4番 三角 隆史 君 | 5番 坂下 勲 君 |
| 7番 高本 敬義 君 | 9番 福永 貴充 君 |
| 10番 溝見 友一 君 | 11番 園田 幸雄 君 |
| 12番 五嶋 映司 君 | 13番 福田 良二 君 |
| 14番 河野 正明 君 | 15番 渡邊 裕生 君 |
| 16番 河野 一郎 君 | 17番 長谷 誠一 君 |
| 18番 入江 学 君 | 19番 豊田 紀代美 君 |
| 20番 中山 弘幸 君 | 21番 石川 洋一 君 |
| 22番 岡本 泰章 君 | |

4 欠席議員（2人）

- | | |
|------------|-----------|
| 6番 高橋 佳大 君 | 8番 大村 悟 君 |
|------------|-----------|

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 桑田祥一君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
企画部長	西岡澄浩君	市民環境部長	杉浦正秀君
健康福祉部長	岩井智君	経済部長	黒崎達也君
土木部長	梅本正直君	教育部長	豊住章君
企画部次長	坂本優子君	市民環境部次長	森下功治君
健康福祉部次長	植野修君	経済部次長	浦田敬介君
土木部次長	平木恵一君	教育部次長	井住寿宏君
三角支所長	梅田徳久君	不知火支所長	岩竹泰治君
小川支所長	竹口則和君	豊野支所長	赤星徹君
市民病院事務長	坂井明人君	上下水道局長	木見田洋一君
会計管理者	井澤ふさ子君	監査委員事務局長	松川弘幸君
農業委員会事務局長	白木太実男君	財政課長	米田年宏君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案訂正の件

○議長（園田幸雄君） 日程第1、議案訂正の件を議題とします。

本案は、執行部から申出がありますので説明を求めます。

○企画部長（西岡澄浩君） 訂正の申出をさせていただきます。

議案第12号宇城市工場立地法地域準則条例案に一部誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

議案集の15ページに、「第3条の規定に適合する緑地面積率及び環境施設面積率の算定は」と表記しております。こちらの部分を、正しくは、本日議員の皆様配布してあります正誤表のとおり、「第3条の規定に適合する緑地面積及び環境施設面積の算定は」とすべきものでしたので、ここに訂正をお願いいたします。

すみませんでした。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（園田幸雄君） 企画部長の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

議案訂正の件は、ただいまの説明のとおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案訂正の件を許可することに決定しました。

なお、訂正後の議案第12号については、総務文教常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第2 | 議案第3号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第3 | 議案第4号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第5号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第6号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第7号 | 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第8号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第9号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議案第10号 | 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号） |

- 日程第10 議案第11号 宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第20号 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第22号 宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第24号 宇城市税特別措置条例の制定について
- 日程第23 議案第25号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第26号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第27号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第 28 議案第 30 号 宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 31 号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 32 号 宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 33 号 宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 34 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)
- 日程第 33 議案第 35 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事(第2期))
- 日程第 34 議案第 36 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 35 議案第 37 号 権利の放棄について(市営住宅の損害賠償請求金)
- 日程第 36 議案第 38 号 権利の放棄について(水道料金)
- 日程第 37 議案第 39 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 38 議案第 40 号 市道の路線の認定について
- 日程第 39 議案第 41 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 40 発議第 1 号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 41 請願第 1 号 シルバー人材センターに対する支援を求める請願書

○議長(園田幸雄君) 日程第 2、議案第 3 号令和 3 年度宇城市一般会計補正予算(第 10 号)から、日程第 41、請願第 1 号シルバー人材センターに対する支援を求める請願書までを一括議題とします。

去る 2 月 18 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長(豊田紀代美君) おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件、条例案件 17 件の合計 19 件であります。なお、議案第 12 号につきましては、議案の訂正の申出がありましたので、

本会議で許可されたのち審査することといたしました。委員会を2月21日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第3号一般会計補正予算（第10号）のうち、総務費の熊本ヴォルターズ交流人口拡大事業委託料について、委員から「事業の目的と内容は何か」との質疑に対し、執行部から「熊本ヴォルターズの試合が、4月9日と10日に県立体育館において行われる。そこで特別ブースを設け、本市特産物の販売や大型ビジョンでの本市PR動画の放映などを検討しているが、一番の目的として、本市のひとり親世帯を対象に、両日100人ずつの計200人程度を試合に招待しようと考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「本市の知名度を上げていく1つの方法として良いと思う。また、子どもたちがプロの試合を観戦できるのもすばらしいことだ」との意見がありました。

また、バス運行対策費補助金について、委員から「今回の増額は大きいですが、これからの対策はあるのか」との質疑に対し、執行部から「コロナ禍による運賃収入の減と燃料費の高騰、また、熊本地震後、国による補助対象路線の要件緩和が続いていたが、それが終了し、国の補助を外れた分が本市の負担となり大きな増額となった。今後、バス路線の見直しと利用状況を見ながら検討を進めていきたい」との答弁がありました。

また、教育費の岡岳グラウンド照明器取替工事費について、委員から「減額が大きい理由は何か」との質疑に対し、執行部から「予算計上の時点では、全部で6灯のうち3灯の建て替えを計画していたが、その後、電源系統が4灯と2灯に分かれていることが判明し、2灯だけを今年度に施工することとしたため減額となった」との答弁がありました。

次に、議案第17号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「消防団員の出動報酬が新設になっているが、個人支給になるのか」との質疑に対し、執行部から「個人支給で口座振込になる」との答弁がありました。また、委員から「団員報酬が上がることは良いことだと思うが、他自治体や国の基準と比較するとどうなのか」との質疑があり、執行部から「近隣市町村とは均衡をとっての改正であるが、国の基準とはまだ差がある」との答弁がありました。これに対し、委員から「国の基準に近づくよう計画的に上げていただきたい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例

案件16件の合計18件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件6件、その他案件6件の合計15件であります。委員会を2月21日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第3号令和3年度一般会計補正予算（第10号）の農業振興費の農業次世代人材投資事業補助金について、委員から「補助金が減額になっているが、原因は」との質疑に対し、執行部から「新規に就農し補助申請する者を8人程度と予測していたが、営農、資金などの計画の見通しが甘く、承認に至らなかった場合もあり、交付決定したのは4人となったためである。この制度は、農家子弟の場合に、新たな作物の導入や経営の多角化など新規参入者と同等の努力義務が課されるため、このことも要因の1つだと考えられる」との答弁がありました。これに対し、委員から「農業後継者がもっと農業がやりやすいようにやってほしい。また、国の制度を補完するような市独自の補助を行うべき」との意見がありました。

次に、議案第8号令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）について、委員から「債務負担行為の廃止がされているが、なぜか」との質疑に対し、執行部から「施設の恒常的契約の場合には、契約の方法として長期継続契約を用いてもかまわないが、条例上設定する必要があるため、令和元年に条例を整備し、債務負担行為の契約期間が満了する本年度で切り替えるため廃止するもの」との答弁がありました。

次に、議案第36号財産の無償貸付けについて、委員から「花の学校が指定管理から無償貸付けとなった経緯は」との質疑に対し、執行部から「指定管理協定を1年前倒ししたため、指定管理者と協議し、補償料の支払いと5年間無償貸付けすることで合意した。また、花の学校条例があることにより、条例に合った使い方ができなかつたためこれを廃止し、自由に使いわせる選択肢を与えることで、より大きな発想ができるのではないかと思う。今後の戸馳の若者たちに期待をしたい」との答弁がありました。

次に、発議第1号中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、委員から

「この条例制定に反対するものではないが、今後改善の余地があるところは改善し、例えば、地域の資源を活用する等の文言など、本市の実情に合わせたものにしていくべき」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件6件、その他案件6件の合計15件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 建設経済常任委員長長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件5件、条例案件3件、請願1件の合計9件であります。委員会を2月21日に、第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第3号令和3年度一般会計補正予算（第10号）のうち、子ども・子育て支援費について、委員から「保育士等及び放課後児童支援員等の処遇改善臨時特例補助金の内容は」との質疑に対し、執行部から「令和4年2月から9月分までの賃金収入の3%程度を引き上げるための国庫補助金で、令和4年10月以降も、引き続き給料賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提としている。保育士の場合、時給換算した上で民間の保育所と比較すると公立保育士の給与水準が高いため、公立施設の職員は対象外としている。放課後児童支援員については、常勤職員が9,000円程度、非常勤職員は勤務時間に応じて金額を算出する」との答弁がありました。討論では「保育士は給料が低く、確保が難しいという現状がある。国が賃金を引き上げるという方針を出したにもかかわらず、それがなされなかった。子ども・子育て支援費を含むこの補正予算には反対する」との反対討論がありました。

次に、議案第25号市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「民営化にあたって、ほかの保育園は改修工事を行っているが、豊野保育園の改修はどうするのか」との質疑に対し、執行部から「豊野保育園は平成14年に建築されており、耐震基準を満たしているため、施設の建て替えは今回民営化の条件とはしていない」との答弁がありました。討論では「民営化について、子育てや教育は自治体が責任を持って行うものであり、明確に間違いである」との反対討論がありました。

最後に、請願第1号シルバー人材センターに対する支援を求める請願書について意見は出ませんでした。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件5件、条例案件3件、合計8件については全て可決すべきもの、請願1件については採択すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第3号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号）から、請願第1号シルバー人材センターに対する支援を求める請願書までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第3号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第4号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第5号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第6号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第7号令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第2号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第8号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第9号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第10号令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第11号宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第13号宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第14号宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第15号宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第16号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第17号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第18号宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第19号宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第20号宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第21号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第22号宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第23号宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第24号宇城市税特別措置条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第25号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第26号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第27号宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第28号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第29号宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第30号宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第31号宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定

についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第32号宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第33号宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第34号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第34号は可決しました。

これから、議案第35号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第35号は可決しました。

これから、議案第36号財産の無償貸付けについてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第36号は可決しました。

これから、議案第37号権利の放棄について（市営住宅の損害賠償請求金）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第37号は可決しました。

これから、議案第38号権利の放棄について（水道料金）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第38号は可決しました。

これから、議案第39号市道の路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第39号は可決しました。

これから、議案第40号市道の路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第40号は可決しました。

これから、議案第41号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第41号は可決しました。

これから、発議第1号宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。発議第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

これから、請願第1号シルバー人材センターに対する支援を求める請願書を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本請願に対する委員長報告は採択です。請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ただいま請願第1号が採択されましたので、民生常任委員長から委員会提出議案、発議第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書が提出されました。

お諮りします。発議第2号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記に資料の配布をいたさせますので、しばらくお待ち願います。

(資料配布)

-----○-----

追加日程第1 発議第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

○議長（園田幸雄君） 追加日程第1、発議第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 発議第2号シルバー人材センターに対する支援を求

める意見書について議案提出の趣旨説明を申し上げます。

令和5年10月に、消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっております。同制度が導入されると免税事業者であるセンターの会員は、適格請求書等を発行することができませんので、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生します。

しかし、公益事業を行うシルバー人材センターの運営は、収支同額が原則であり、新たな税を負担する財源がないことから、事業運営に極めて大きな影響を及ぼすことが予想されます。

そこで、センターの安定的な事業運営のため、会員への配分金については、インボイス制度の適用除外等の措置を講ずることを国に求める意見書を提出することを本委員会で決定しました。

以上が趣旨となりますが、本議案に対しまして、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたしまして、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第2号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第42 議案第42号 令和4年度宇城市一般会計予算

○議長（園田幸雄君） 日程第42、議案第42号令和4年度宇城市一般会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。

○5番（坂下 勲君） 議案第42号、款6商工費、項1商工費、目4観光費、節12委託料の不知火温泉センターの解体費用について質疑をしたいと思います。

不知火温泉センターの解体費用613万6千円が計上されておりますが、私はまだ解体の時期を迎えたような老朽化した施設には見えません。確かに塩水の温泉水を使っておりますので、配管の腐食はあると思います。なぜ今解体なのか、どこをどのように解体するのか、以前の副市長からの説明では、配管の改修に多額の費用を要することで、施設の規模を縮小することでした。縮小ならば解体することなく、改修はできると思います。我々は市民の代表としてここに立っております。にもかかわらず、地元にも地域にも説明がないということは、いつどこで、誰がどのような経緯で、解体が決まったのか理解できる事案ではありません。どのような経緯で解体となったのか、また決定事項なのか、その根拠についてお尋ねいたします。

○経済部長（黒崎達也君） 本件につきましては、議員の皆様へ事前に説明をしておくべきと考えておりましたが、配慮が足りず誠に申し訳ございませんでした。答弁の冒頭にあたり、深くおわび申し上げます。

それでは、予算計上に至った経緯について述べさせていただきます。

まず、平成29年度には、不知火温泉ふるさと交流センター大規模改修基本業務設計委託によりまして、株式会社太宏設計事務所が設計業務を行っています。その業務報告によりまして、全体工事費は6億1,398万円で行ってまいりました。内訳といたしましては、屋外が4,886万円、物産館が4,672万円、レストランが4,773万円、そして温泉施設につきましては4億7,734万円という工事費が積算されております。

また、その業務の打ち合わせ議事録につきましては、温泉槽の改修においては、修理の部品がなく、部分修理は不可能のため、全体取替えとなる旨の記載がございます。これによりまして、今の温泉施設をこれから残りの耐用年数である20年から25年までの使用に関しましても、この積算で示された予算が必要でありまして、かつ、この積算は今から5年前のものでございますので、同じような改修を行うとなると、資材費や人件費の上昇に伴って、この金額ではとても収まらないと考えております。

そのため、温泉施設の大規模改修より、解体して新設した方が費用は大幅に抑えられるのではないかと考えによりまして、大規模改修の費用と比較対象を行うために、このたび、大浴場及び家族湯の部分解体に係る経費等を積算することを目的としまして、予算を計上させていただきました。

したがいまして、この解体設計等を行うことにより、解体が決定しているということではございません。誤解をさせたことは大変申し訳なく思っております。今後は、積算された解体費用及び平成29年度に積算いたしております大規模改修費用とを比較検討させていただきながら、議員の皆様とともに、今後の道の駅不知火の存続に向けて、研究していきたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 今後の道の駅不知火の存続に向けて研究していきたいと考えておられますので、この件につきましてはもう少し議論が必要と思いますので、当初予算は当初予算としてあくまでも予算ですから、今後執行については、意見をさせていただきたいと思います。これで私の質疑を終わります。

○12番（五嶋映司君） ただいま議題となっております、議案第42号令和4年度宇城市一般会計予算について質疑をいたします。

多岐にわたります。少々時間をいただきたいと思います。

13点ほど発言通告をいたしました。まず第1点、20ページの地方譲与税の森林環境譲与税、これは国民一人当たり1,000円の税金を徴収して、いわゆる森林の再生といいますか、SDGsに基づくものだと承知しておりますが、使い方が何か明確になりませんか、まだ3年ほどになるのでしょうか、はっきりした残額だとかそういうのが分かりませんので、その辺の説明をひとつよろしくお願いいたします。

商工費の寄附金の問題も通告申し上げましたが、これは説明を受けて理解しましたので取り下げます。

次、歳出について、58ページ、いわゆるふるさと納税の委託について、ふるさと納税はかなりいろいろぶれます。そしてシステムがいろいろ非常に複雑なような、委託をする場合にも今の電子化の社会で、しかもメディアを通じてのもので非常に複雑なような気がして、安定化させるためにどうするのかということも含めながら、今後ふるさと納税に関してはどういう形で進めていくつもりなのか、その辺を含めて御答弁をいただければありがたいと思います。

次に、113ページです。款5農林水産業費、毎回申し上げていますが、畜産業費が51万5千円しか計上されておられません。畜産はかなりの生産量を誇りますし、納税についてもかなりの役割を果たしている。しかも、農業における畜産業というのは、なくてはならない産業の1つです。この畜産業に対して負担金だけの51万5千円というのは、余りにも市の農業全体に対するシェアが狭すぎると思います。その辺も含めて、なんで51万5千円しか計上されていないのかということをお尋ねいたします。

次に、117ページの農林水産業費の中です。ほ場整備が進んでいます。それに

向けて1億6,200万円のは場整備の積立金、これは返済が始まる時の金額の準備金だということですが、これの財源は、どういう財源でこれが確保されるのかということをお説明いただきたいと思ひます。

次に、やはり款5農林水産業費です。118ページに農道整備事業費が廃目になっています。農道はたくさんあります。この農道整備事業はどうするのか、どこに振り分けて、どういう形で今後農道整備をやっていくのかが疑問になりましたので、この廃目になった理由、その他をお説明いただきたい。

次に、款7土木費に移ります。住宅建設費の市営住宅解体工事費、これについては説明を受けましたので取り下げます。

次に、153ページの款9教育費です。ICT支援包括委託料というのがあります。これがどことのどういう契約なのかということをお教えてください。

続いて、同じページの教育費の教育総務費のタブレットの賃借料、これが割と多額になっています。買取りよりもその方が有効なんだろうと思ひますが、ちょっとこの辺の説明をいただきたい。

次に、中学校費の松橋中学校改築設計委託料の質疑を出しましたが、これは説明をいただいて理解できましたので取り下げます。

最後に、167ページの款9教育費、項4社会教育費の節18負担金補助及び交付金、2つの団体に対して補助金が出ております。これは、いわゆる特措法がなくなった後、国の財源措置もされていないような気がします。行政によっては廃止しているところもたくさんありますが、宇城市はずっとそのまま残している状況です。その点についての御説明をいただきたいと思ひます。

○経済部長（黒崎達也君） まず歳入1、款2地方譲与税、目1森林環境譲与税の使い道と残高ということですが、森林環境譲与税の用途につきましては、個人又は民間の私有林のうち、人工林を間伐することや林業の人材育成、担い手の確保を行うこと、木材の利用促進を行うことなどに限定されております。農地に例えますと、耕作放棄地の解消事業に該当いたします。市所有の公共用地には使用できないため、非常に使い勝手が悪いということはお言えます。

これまでに交付を受けた森林環境譲与税は、令和元年度が半年間分で547万7千円、令和2年度からは1年間分で1,164万円の合計1,711万7千円でございます。そのうち174万6千円を非常勤職員の人件費などに使用しております。残りの1,537万1千円を基金として積み立てております。

この事業の大きな問題点としましては、森林の相続手続が放置されておまして、所有者の確認が非常に困難ということがお言えます。

五嶋議員のお言われますとおり、森林環境譲与税の活用については適切な用途が見

出せず、使用されないまま、多くの市町村が基金に積み立てているのが現状でございます。

今後、市におきましても、最も有効的な活用方法を模索していきたいと考えております。

○企画部長（西岡澄浩君） 58ページのふるさと納税事務業務委託について説明いたします。

ふるさと納税事務一括代行業務委託料3億4,620万円は、ふるさと応援寄附の見込額6億円に対し、寄附実績のある業者の最大委託料率と返礼品代金及び送料については、実績の比率から算定し計上しています。

令和3年度は、ふるさとチョイス、楽天、さとふるなどの大手寄附サイト4社で寄附を受け付けており、返礼品の開発や発送などの業務については、市と連携協定を締結している大手百貨店・高島屋や中間委託事業者など複数の業者に委託しています。

委託先の変更については、新たな中間委託業者に委託することになれば、既存の中間委託業者が作成したWEBページの写真データや輸送事業者の変更などが生じ、事務の引継ぎに時間を要します。

そこで本予算では、ふるさと納税事務一括代行業務委託について債務負担行為を設定し、令和5年度の見直しに向け、中間委託事業者の選定を行う予定としております。

今後さらに寄附額を伸ばすための方策は、第一に魅力ある返礼品の開拓と量の確保と考えていますので、委託事業者とともに市返礼品の注目度向上に努めてまいります。

○議長（園田幸雄君） 質疑の途中ではありますが、ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時31分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

○経済部長（黒崎達也君） 続きまして、御質問の款5農林水産業費、項1農業費、目7畜産業費についてお答えさせていただきます。

畜産業の補助事業につきましては、県酪農業協同組合や県畜産農業協同組合が事業主体となって、機械導入、施設整備、家畜導入の事業が実施されておりますので、市の歳入、歳出を介さないのが現状でございます。

本市の畜産業を経営形態別で申し上げますと、乳用牛飼育農家が11戸で、肉用牛繁殖が6戸、肥育が10戸、採卵鶏は10戸、ブロイラー1戸、養豚業2戸、馬経営は2戸となっております。合計42戸が畜産業を営んでおります。

野菜や果樹などと比較しますと、少ない戸数ではありますが、今後の水田の有効利用を目指すにあたりましては、耕畜連携は充実させなければならない課題だと考えております。引き続き、他部門と同様の支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、款5農林水産業費、項1農業費、目12ほ場整備事業費、節24の積立金の財源につきましてお答えさせていただきます。

宇城地区国営緊急農地再編整備事業及び農家負担を助成する中心経営体農地集積促進事業の負担金の支払いが、事業完了年度の翌年度以降に約21億円発生するため、令和4年度から令和16年度までの13年間におきまして、年1億6,200万円の基金積立を計画しております。

各年度の積立基金財源は全て一般財源でございますが、国営緊急農地再編整備事業負担金支払い年度に、ガイドラインの市負担5%を対象上限といたしまして、対象額の20%、総額にしますと約3億円の地方財政措置がございますので、実質約1.8億円の市負担を現段階では見込んでいただいております。

続きまして、款5、項1農業整備事業費が廃目となっているが、どう振り分けたのかということにつきましては、この項目につきましては、県営農道整備事業の負担金でございました。令和4年度につきましてはその事業がございません。したがって、市の負担もないためゼロ円ですので項目としては削除しているということでございます。

○教育部長（豊住 章君） 10番目です。予算書が153ページになります。款9教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節12委託料の説明欄、ICT支援包括提携事業委託料につきましては、令和元年9月に株式会社ベネッセ・コーポレーションと協定を締結しました3つの事業の合計になります。今回の予算は、事業開始から4年目の予算になります。

続きまして11番です。節13使用料及び賃借料の説明欄のタブレット賃借料につきましては、令和3年度の予算書までは事務機器等賃借料として計上していましたが、令和4年度から校務用パソコン等賃借料、中学生用タブレット賃借料、小学生用タブレット賃借料に分けて計上し、債務負担行為に基づいた令和4年度分の予算になります。

賃借料の財源としては一般財源ですが、小中学生用タブレットは、国の補助金である1台45,000円を差し引いた金額で契約しています。補助は全台数の3分の2が対象となっております。

続きまして13番です。167ページになります。款9教育費、項4社会教育費、目4人権教育費、節18負担金補助及び交付金の説明欄、補助金につきましては、全日本同和会に129万円、部落解放同盟に129万円の補助金を計上しております。財源につきましては、一般財源であります。

本市には、同和問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目的として活動を行っている運動団体が2団体あります。これらの団体と、様々な人権問題の解消に向けて、連携・協力しながら進めていくことが必要と考えております。また、多くの自治体では差別が現存することを認識し、各団体と共に差別を無くす取組を行うために補助金を出しております。

このようなことから、団体の活動に対して補助を行うものであります。

- 12番（五嶋映司君） ほぼ大体理解できましたが、環境譲与税については、おっしゃるとおり民間の林地ということで、調査が非常に難しいと。宇城市の場合には、まとまった造林地帯がないというようなこともあるそうですけれども、使い道を是非考えて、今おっしゃったように今後ずっと毎年1,100万円強のお金が来るわけですから、早い時期に是非御検討をいただいて、この予算の使い道を明確にしていきたい。予算の立て方も含めてお願いしたいと思います。

それと、ふるさと納税業務委託についても、非常に複雑なんですね。僕も初めてこれを聞いて、何かふるさと納税はどこかに頼めば、そこの市町村の特産品を集めてきつとやればきつとできるかと思ったら、意外とそうではないと。今ネット上にある例えば楽天だとかヤフーだとか、いろいろなメディアがありますが、そういうところがそれぞれに企画をしているから、それについていくのが市町村が非常に大変なような思いがします。だから、まず第一なのは、地域の特産品をどう育てるか、それをどう売り込むか、こんなに複雑なもの知りませんでした。安定的にふるさと納税を積み重ねるためにも、是非ある意味ではちゃんと取扱いをつくって検討するような手立てをお願いしておきたいと思います。

畜産品については、結局今の説明の中では畜産団体、畜連だとか酪連だとかそういうところに任せるような状態になってしまっているような気がします。しかし、今先ほど部長も説明なさいましたが、農業における畜産の存在というのは非常に大きくて、いわゆる今の農薬や化学肥料に頼らない農業という追求が進んでいる中では、特に必要なものだと思います。42戸あるということは、かなりの税負担の功績といいますか、市に対する税負担はかなりなされていると思います。だからそういう意味では、畜産との連携を農業との連携をどうするのか。その辺のソフトを、実は何年前には、農家が堆肥を農地に撒くのに補助金を出したりなんかしていました。今はマニユアスプレッダーなんていうすごい機械がいっぱいありますから、

そういうものを利用しながらの企画を是非お願いしたい。これは、畜産物の野積み
のときの問題で、補助金がいっぱい出て新しい堆肥の工場がたくさんできていて、
今はどうか知りませんが、いつかはやり場がなくてみんな困っていた。だから
その辺は残念ながら今の行政の中では、非常に弱点になっているから、その辺は
御検討をお願いして当初予算はそれですけれども、是非補正でそういうものをつく
れるような検討を考えていただきたいと思います。

農道整備の問題については、農道整備がなくなったのではないということだけ分
かりましたので安心しました。これは2割補助ということでもなく、例えば農地
水の関係とかいろいろありますけれども、そういうことを含めながらもこの農道整
備は、もう傷んでいる部分が非常にたくさんあります。是非、農道整備のことも他
の予算の中に入れていただきたいと思います。

教育費については、153ページの教育振興費は、ベネッセとのICT包括支援
事業委託料というのがわかりました。ベネッセに、ある意味ではこの部分がおんぶ
に抱っこみたいな感じになってしまって、全部ベネッセにお願いするような形にな
っていますけれども、教育は基本的に地方自治体が責任を持って行うものですから、
是非その辺の点検その他を含めてやっていただきたいと思います。

最後の社会教育費の人権問題に関しては、人権が大事で差別がまだ存在する、現
実にそういうのが今までの差別とは違った、いわゆるジェンダーフリーの問題なん
かも含めて、その辺の差別の存在がありますから、そういうことも含めてやってい
ただきたいけれども、今宇城市が出している限られたこの部分、その人たちが役割
を果たしていることを否定はしませんが、その部分をもっと包括的に広い意味での
使い方、しかもこれは国の財政負担はほとんどなくなっているわけですから、そこ
の指導も含めて、税金の使い方の点検も含めて、前に一度決算書を見せていただい
たことがあります、やはりちょっと納得できない、納得というかもう一工夫必要
だというようなことがありますから、その辺も含めてこの予算の使い方を御検討い
ただきたいと思います。

再質問はいたしません。そのことをお願いして私の質疑を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、議案第42号の質疑を終結します。

-----○-----

- 日程第43 議案第43号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第44号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第45号 令和4年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第46 議案第46号 令和4年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第47 議案第47号 令和4年度宇城市水道事業会計予算

日程第 4 8 議案第 4 8 号 令和 4 年度宇城市下水道事業会計予算

日程第 4 9 議案第 4 9 号 令和 4 年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（園田幸雄君） 日程第 4 3、議案第 4 3 号令和 4 年度宇城市国民健康保険特別会計予算から、日程第 4 9、議案第 4 9 号令和 4 年度宇城市民病院事業会計予算までを一括議題とします

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第 4 2 号から議案第 4 9 号までについては、お手元に配布しております第 1 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します

-----○-----

日程第 5 0 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第 5 0、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週 2 8 日月曜日から、3 月 4 日金曜日までは、議事整理及び常任委員会のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、来週 2 8 日から 3 月 4 日までは、休会することに決定しました。

なお、土曜日、日曜日は市の休日のため、休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前 1 1 時 5 5 分

第 4 号

3月7日 (月)

令和4年第1回宇城市議会定例会（第4号）

令和4年3月7日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

2番 永木 誠 君	3番 山森 悦嗣 君
4番 三角 隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋 佳大 君	7番 高本 敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永 貴充 君
10番 溝見 友一 君	12番 五嶋 映司 君
13番 福田 良二 君	14番 河野 正明 君
15番 渡邊 裕生 君	16番 河野 一郎 君
17番 長谷 誠一 君	18番 入江 学 君
19番 豊田 紀代美 君	20番 中山 弘幸 君
21番 石川 洋一 君	22番 岡本 泰章 君

4 欠席議員（1人）

11番 園田 幸雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田 憲史 君	副市長 浅井 正文 君
教育長 平岡 和徳 君	総務部長 天川 竜治 君
企画部長 西岡 澄浩 君	市民環境部長 杉浦 正秀 君
健康福祉部長 岩井 智 君	経済部長 黒崎 達也 君
土木部長 梅本 正直 君	教育部長 豊住 章 君

総務部次長	元 田 智 士 君	企画部次長	坂 本 優 子 君
市民環境部次長	森 下 功 治 君	健康福祉部次長	植 野 修 君
経済部次長	浦 田 敬 介 君	土木部次長	平 木 恵 一 君
教育部次長	井 住 寿 宏 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	岩 竹 泰 治 君	小川支所長	竹 口 則 和 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	井 澤 ふさ子 君
監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君	農業委員会事務局長	白 木 太実男 君
財政課長	米 田 年 宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○副議長（福永貴充君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○副議長（福永貴充君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、15番、渡邊裕生君の発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） おはようございます。15番、うき未来21、渡邊裕生です。私、人生最後の一般質問になりますので、最後まで質問を何とか終わらせたいと思います。執行部の皆さん方の御協力と、それから簡潔で明瞭な答弁をお願いいたしておきます。

まず、冒頭に皆さん御存じのとおりロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものです。このことを強く非難し、一日も早い平和が訪れることを願い、質問に入らせていただきます。

今日は、大きな質問の松合の地域の諸問題については、1番から4番まで一括して質問をさせていただきます。答弁の方も随時よろしく願いいたします。

まず、ハザードマップによる救の浦地区の水害危険地域の指定について、これまで幾度となく私が住んでいます救の浦地区は、国道が冠水するときは集落も床下浸水の経験がありまして、水害危険地域に指定されていません。これはなぜなのか。ハザードマップ上の指定を是非考えていただきたいと思います。

次に、松合地区の避難所、旧松合小学校体育館、松合体育館、新しく今度落成する松合市民館の活用について、これらの施設が避難所としてどのように活用されていくのか、この点についてお尋ねいたします。

3番目に、廃校になりました松合小学校の有効活用について、市に何らかの今後の方策はあるのかお尋ねします。

4番目に、道の駅不知火交差点の信号設置についてですが、最近土曜、日曜、祝日は大変交通量が多く、道の駅から国道になかなか出られないという状況下にあります。ドライバーがイライラを募らせて、非常に危険な状況下にもあると思います。ここ2年間で不知火温泉がリニューアルオープンされるならば、さらにここの出入りが増えるというふうに想像されます。何とかスムーズな出入りができるよう、センサー式の信号などが設置されることを望むわけですが、いかがなものでしょうか。

○総務部長（天川竜治君） まず、ハザードマップにおける救の浦地区水害危険地域の指定についてお答えいたします。

水防法に基づく洪水浸水想定区域については、洪水予報河川及び水位周知河川の全国約2,000の河川の洪水時に円滑かつ迅速な避難体制を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図ることを目的として指定がされております。

水防法では、洪水浸水想定区域内に存する市町村に対し、市町村地域防災計画に避難の方法等を定め、その内容をハザードマップにより周知するよう義務付けられ、洪水時の避難確保・浸水防止計画の作成等についても規定されております。

洪水浸水想定区域は、洪水時の住民等の安全確保の根幹的な資料であり、統一した基準で行う必要があることから、国土交通省は、洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）として公表しました。具体的には、水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定や浸水継続時間の設定と併せ、家屋倒壊等氾濫想定区域の設定、情報提供の方法等をまとめたものです。

御質問であります救の浦地区の水害危険地域の指定につきましては、救の浦地区をはじめとして、ほかにも同様の地区に中小河川があります。

市としても、今後、マニュアル改定に合わせ、ハザードマップに反映していきたいと思っております。まずは、水防法で指定する範囲を率先し、救の浦地区を含めた指定範囲以外である区域は、関係部署と連携し、地域の不安解消に向けて取り組んでいきたいと思っております。このため、ハザードマップでは、想定される被害の範囲は色塗りになっていますが、住んでいる区域が色塗り以外でも、危険性がないと判断せず、危険と思われたなら、早めの避難行動に取り組んでもらうよう啓発してまいります。

続きまして、2番目の松合地区の避難所、旧松合小体育館・松合体育館・復興会館の今後の活用についてお答えします。

松合地区の避難所については、9月議会において坂下議員の一般質問で答弁していますが、旧松合小学校体育館は、台風時の高潮対策で沿岸部から離れた避難所として、今後も開設していく考えです。松合体育館は、雨漏り等により使用が厳しいので、避難所としての開設を見送っております。また、建設中の松合地区市民館は、避難所としても活用したい考えであります。まずは地元との話し合いを行い、避難所としての活用の方向性を決めていきたいと思っております。

○**教育部長（豊住 章君）** 3番の松合小学校の有効活用についてお答えいたします。

現在、旧松合小学校校舎は、図書館の蔵書庫として利用しており、体育館及びグラウンドは社会体育施設として、市民の皆様に御利用いただいております。

また、フォレストリーヴズ熊本に旧松合小学校を見ていただきましたが、今回は機会を逸したところです。

学校施設は、本市にとって貴重な財産でございます。地域の実情やニーズにより有効活用することが求められていますので、他の廃校施設を含めて活用推進に取り組んでいます。

全国的な事例としましては、広大な敷地や教室の間仕切り等を活かして、社会教育施設や福祉施設、体験交流施設等に活用し、さらには、雇用促進を見込んで企業がオフィスを構えたり、大学のサテライトキャンパスとして活用するなど、地域の実情やニーズに合わせた廃校活用が進んでいます。

このように廃校施設は、アイデア次第で有効な活用ができると考えていますので、旧松合小学校につきましても、調査研究を進めております。

○土木部長（梅本正直君） それでは、道の駅不知火交差点の信号機設置についてお答えいたします。

当該箇所は、不知火町永尾の県が管理する国道266号と道の駅不知火が近接する宇城市道黒田線の接道箇所になります。

信号機の設置は、道路管理者及び交通管理者の協議により設置されますが、交通管理者である熊本県公安委員会は、警察庁の信号機設置の指針を準用しております。その中で信号機は、交通の安全を円滑に図ることを目的とし、交差点または横断歩道において交通の流れを時間的に分離し、交錯による交通事故の発生を防止するとともに、一定以上の交通量がある場合は、交差点の処理能力を改善し、遅れ時間を減少させることを目的としています。

しかし、信号機の設置が適切でない場合及び必要性の低下した信号機を撤去しない場合には、信号無視を誘発するほか、自動車等を不要に停止させ遅れ時間を増加させるなど、交通の安全に支障を及ぼすおそれがあります。

したがって、信号機の設置にあたっては、事前に交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査・分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、必要性の高い場所を選定するものです。

さらに、設置条件は詳細に規定されており、1時間の主道路の自動車等往復交通量が300台以上であることや、設置を検討する前の1年間に人身事故が2件以上発生しており、その事故発生原因を調査・分析した結果、交通の安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められることなどがあります。これらの要件について最終的に審査されることとなっております。

当該箇所は、1時間最大300台以上の交通量を有しているものの、過去3年間の人身事故発生は0件であり、現時点で必要性の高い場所には該当しないという交通管理者である宇城警察署の見解となっております。

今後、判断基準の改訂、利用状況の変化など、設置が必要であると熊本県公安委

員会が判断された場合は、国道266号の道路管理者である県との連携を図り、対策を協議していく必要があると思っております。

○15番（渡邊裕生君） ありがとうございます。1番、2番については、特に再質問はございません。3番目の松合小学校の今後の活用については、教育部でもかなり多面的というか、多角的な考えを今お持ちでいらっしゃるようですので、是非今後とも調査研究を進められて、早い時期に活用、建物が古くならないうちに、是非お願いしたいと思います。今、図書館の蔵書庫として使用されて、もう今は空になっていると思うのですが、せっかくこういう御縁もできたとは思っています。CCCの皆さん方が図書館や美術館を活用して、いろんなイベントなりをされるときに、またその延長線上の施設として小学校を活用するようなアイデアが出てくれば、これもまた良しというふうに私は思いますので、是非話をさせていただけたらというふうに思います。

道の駅の信号については、基本的には道の駅という公共というか施設であり、そこに宇城市の温泉センター、物産館が存在すると。そこには多くの来客者がお出でになります。その方たちの、いけば安全を確保するといった意味での信号設置と考えてもいいのではないかと私は思いますので、今後、不知火温泉、道の駅のリニューアルに際して、是非そこにしっかりと考え方を付けていただければよいのではないかとというふうに申し上げて終わりたいと思います。

次に、大きな2番目の働き方改革についてなのですが、なぜこのことを私が今日言うかという、自分自身が、皆さんも御存じだと思いますが、2年半前に突然前庭神経症という病気と言えば病気なのでしょうね、自分でもなぜそうなったのか原因は分かりません。ただ、やはり多忙というものそれからストレス、そういったものが神経に影響するということは間違いないというふうに、今思っています。市職員の皆さん方の中に、若くして退職をされるという事例を最近耳にします。20代、30代、40代の一番今から頑張っていたかなければならない市の職員の皆さん方が、どんな理由でなのかは私は知りません。しかし、途中で退職されるということは、せっかくつかんだ公務員というその職を捨てるということに、非常に私はなぜなんだろうというふうに疑問を感じているところです。それが、私が感じているような多忙感だったり、過労、ストレス、そういったものが原因で、もしお辞めになるのであれば、今叫ばれている働き方改革の中で、こういう問題はどのように取り組んでいったらいいのか、是非市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。退職者の数について、ここ10年ぐらいで一体どれぐらいの人がお辞めになったのか、是非そこから話をさせていただければと思います。

○総務部長（天川竜治君） 市職員の中途退職についてお答えいたします。

定年退職及び早期退職を除いた普通退職等を中途退職者として計算しますと、過去10年間（平成23年度から令和2年度まで）で38人であります。内訳としまして、20代が8人、30代が7人、40代が10人、50代が13人、ほぼ全ての年代にまたがっております。男女比で言いますと男性が23人、女性が15人ということで、男性6女性4の比率でお辞めになっております。

ちなみに令和2年度が8人、20代が1人、30代が3人、40代が2人、50代が2人。令和元年度が1人で、30代が1人です。

中途退職者の状況は、多い年度もあれば、少ない年度もあります。また、全く中途退職者がいない年度もありました。中途退職の理由は様々であります。

本市職員として採用され、市民サービス提供する職員を中途退職することは望んでおりません。中途退職者が出ない、定年まで働ける環境を提供しながら、魅力ある職場づくりに努めてまいります。

- 15番（渡邊裕生君） やはり各年代にわたるといふ今のお話を聞いて、ええ、どうしてなんだろうということしか私には分かりません。今、議員の皆さん方もお聞きになったとおりに思います、是非やはりこの宇城市に勤めて、最後まで勤め上げていただきたいと私たちも思うところです。そんな中で、宇城市の働き方改革の中で、そういう精神面とか心の問題を担当する組織として、衛生推進委員会というのが設置されていると思います。これは、数年前の労働安全衛生法の改定によって、義務付けもできていると聞いておりますが、この衛生推進委員会の取組とメンタルヘルスについて、今どのようにこれに対応していらっしゃるのか、市の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

- 総務部長（天川竜治君） 職員の健康障害の防止と健康増進を目的とした衛生委員会で、より良い職場環境を目指してあります。令和4年度より出退勤管理システムの導入を行い、また、嘱託産業保健業務委託を実施し、外部からの産業医及び保健師による衛生委員会への参加や相談及び面談などを行い、より充実した体制を整備してまいります。

また、メンタルヘルスにつきましては、高ストレス者及びメンタルダウンの症状がある場合、医師面談、専門職による相談を促しながらサポート体制を取っております。

職員として、健康で定年まで働ける魅力ある職場を努めてまいります。

- 15番（渡邊裕生君） 今部長がおっしゃったとおりの状況がこの宇城市の中でできるならば、退職者という話はないのではないかなと思ひます。今後、本当に宇城市が魅力ある職場で、最後まで仕事をしたいと思ひて働き続けられることを私も切に願ひてやみません。是非頑張っていただきたいと思ひます。

次に、教職員の働き方改革についてなのですが、これも実は同じような話で、教職員の多忙感という言葉は、もう随分以前から聞いてきた話であります。現在の宇城市の教職員現場において、どのような取組をされているのかお聞かせください。

○教育部長（豊住 章君） 本市の取組についてお答えします。

教職員の毎月の超過勤務時間は、以前と比較すると改善が見られますが、80時間から過労死ラインである100時間を超過する場合も報告されています。全国的に大きな問題であり、本市においても例外ではありません。そのような状況を改善すべく、スピード感をもって改革していく必要があります。

本市では、『「24時間」と「勤務時間」をデザインする～人間は終わりをつくらないと途中を頑張らない！～』をテーマに掲げ、1つに意識を変える、1つにやり方を変える、1つに定時に帰るを具体的実践事項として、教職員の働き方改革を推進しております。

各学校には、年度当初にこの働き方揭示資料を配布し、校長等会議において、各校長先生方に周知し、徹底を図っております。

また、令和2年8月には、宇城市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定し、在校時間の上限等に関する方針を定めております。この規則を認識し、各学校において教職員の月ごとの勤務時間等を把握し、管理職による指導助言を進めております。

業務に関する具体的な取組といたしましては、1つに校務支援システムの導入、1つに授業におけるICT機器の積極的な活用、1つに定時退勤日やノー部活動デーの設定、1つに各種事務の精査及び削減、1つに学校閉庁日の設定、1つに留守番応答電話の設置、1つに行事の精選や簡素化などがあります。

各学校における昼休み時間の確保につきましては、このコロナ禍により、児童生徒の学校滞在時間を少しでも短くするための1つの措置として、昼休み時間を短縮している学校もあります。

この場合、労働基準法に則って、職員の休憩の時間は別の時間に確保しており、法に基づいて適切に学校運営がなされております。教職員からは、児童生徒の下校時刻が早まったことで、放課後の教材研究の時間が確保され、働き方改革にもつながっているとの意見があります。また、労働安全衛生法に基づいた職員の定期的な健康診断も実施しております。

○15番（渡邊裕生君） いろんな取組をされていることを説明いただきました。ありがとうございます。先ほどの市職員と同じような話になるのですが、教職員の働き方改革の中で、衛生管理規定そして衛生推進委員会の設置、これらが今宇城市では、ちゃんと設置されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 本市において市職員安全衛生管理規程が策定されており、各学校においては、その規程に基づいて運営されております。

衛生推進管理者の選任や衛生推進委員会の設置については、職員が50人以上の学校においては設置の義務があり、50人未満の学校においては設置は努力義務となっております。

50人以上の学校においてはきちんと設置してあり、定期的な委員会の実施もなされております。産業医にあたる専門医は校医さんに担当していただき、相談しやすい体制を整えております。

また、衛生推進管理者は、多くの学校で養護教諭が担当しております。

各学校において、常日頃より、校長や教頭である管理職、養護教諭はもちろん、教職員のお互いが職員全体を見て、情報交換をしながら、心身の健康面で心配される状況が確認された場合は、情報を共有し、スピード感をもって対応していくこととしております。

○**15番（渡邊裕生君）** 今、答弁いただきました中で、市職員安全衛生管理規程に基づいて、学校現場も運営をされているというようなお答えだったかと思えます。教育委員会が学校に関して、市の管理規定で教育現場も同じように運営できるのかどうかというのが、私はよくそこが分かりません。それで自分なりにちょっと調べたのですが、玉名市では学校職員安全衛生管理規程というのを別につくられております。それはもう主語が教育長であったり、学校長であったりという、要するに学校現場に則した衛生管理規程になっています。それと、宇城市がこれと同じかどうか分かりませんが、水俣市の場合は、市の衛生管理規程の中に全ての学校名を明記してありました。要するに、市の管理規程で学校現場も運営しますよという前提の下に市が管理規程をつくっている。宇城市の場合は、果たしてこういうふうになされているのでしょうか。そこをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○**教育部長（豊住 章君）** 本市の学校においては、学校名の方は記載しておりません。あくまでも市の規程に基づいて運営するところでございます。

○**15番（渡邊裕生君）** できれば、市の衛生管理規程を準用されるのであれば、その中に学校名を盛り込めば、水俣市のようになるかと思えますので、そこは是非御検討をされたらいいのかなと思っております。とにかく、学校現場というのは子どもたちが相手ですから大変ストレスのたまるところだろうと思っております。ですから、先生方が本当に授業の準備そして子どもたちと向き合う時間、これがやはり一番大事な部分だろうというふうに考えますので、その時間の確保をしっかりとつくっていただき、学校の先生方が、これも魅力ある職場というふうになりますように、是非教育委員会で努力をお願いしたいと思えます。

最後に、給食費の無償化についてなのですが、まずデータとしてお尋ねします。現在の宇城市の児童生徒数、それから給食費がいくら掛かっているのか、給食費の総額。それと就学援助を受けている児童生徒数、この方たちは既に無料ということになっていますので、いくらぐらいが無料になっているのかという、そこから話を始めたいと思いますので、そこら辺の数字をよろしくお願いします。

○教育部長（豊住 章君） まずは、学校給食費の現状を説明いたします。

本市の児童生徒における学校給食費運営につきましては、私会計として、共同調理場である給食センター管轄の松橋・不知火・豊野地区の小中学校9校と単独調理場である三角・小川地区の小中学校8校にて、各々運営している状況です。

また、給食費の年間徴収額についても、給食センターと単独調理場校で金額が多少異なっております。

令和3年度の給食費ベースで、給食費徴収予定総額を令和3年5月1日現在の児童及び生徒数4,619人を基に算出しますと、2億2,600万円余となります。

御承知のとおり、給食費無料化に対して国県からの補助制度はございません。自主財源にて実施運営することとなりますので、就学援助・生活保護などの支援制度を優先する他法優先とし、令和4年1月31日現在の就学援助及び要保護対象者826人分を全体の児童生徒数から除いて、無料化対象となる給食費を試算しますと、約1億8,100万円となります。

○15番（渡邊裕生君） ありがとうございます。実質的に1億8,100万円が無償化の経費というふうに、今答弁をいただきました。企画部にお願いして、議長のお許しをいただいて皆様のお手元にお配りしておりますが、これがふるさと納税の実績の表であります。これが多いか少ないかは分かりませんが、とりあえず財源として考えるならば、1億8,000万円がこれから出せる可能性はあるだろうというふうに思います。今後どのような動きを見せるか、コロナ禍の中で非常に不透明な部分はあるかと思えます。しかし、ふるさと納税が非常に宇城市も評判が良く、そこそこの財源にはなっていると私は思っております。市長の公約でも、財源はふるさと納税ということをおっしゃっていたような気がしておりますが、これが本当に財源になって、毎年1億8,000万円がこれから捻出されるということであるならば、私は、この給食費の無償化については可能だというふうに思いますが、市長、最後にどうでしょうか。

○市長（守田憲史君） 渡邊議員がおっしゃるとおり、私の公約でもございます。今その財源を精査中でございます。毎年2億円近い一般財源を恒久的に支出することになりますので、厳しい精査が必要だと考えます。実施時期は残念ながらお示しすることができません。

○15番（渡邊裕生君） 実施時期は明示できないということではありますが、公約でありますので、任期4年のうちには実施されることだろうというふうには思います。できるならば、一日も早い方がいいのではないかと。これは、単に子育て支援という部分も大きく含んでおりましたが、宇城市の定住化促進の目玉になる施策だというふうには私は思っておりますので、この地域の中で宇城市だけが給食費を無償化したんだという、それは市長の手柄になるわけですから、是非、市長はそこを一步踏み出す勇氣が必要ではないかと、私は最後にそれを申し述べて終わらせていただきたいと思います。

以上、人生最後の一般質問をさせていただきました。ここの議場にいらっしゃる皆様方、これまでいろいろ御迷惑やそれから失礼なことを申しました。是非お許しいただきたいと思っております。また、今年退職される皆様方、私もいなくなります。でも皆様方は今後本当に健康で、まだまだ再任用とかあろうかと思っておりますが、働けるうちはしっかりやはり働いて、頑張っていくというのが何か人間らしい生き方かなと思ひまして、私も5月からはミカンづくりに専念し、おいしいミカンを物産館で提供していきたいと思っておりますので、また今後ともよろしくお願ひします。本日は、本当にありがとうございました。

○副議長（福永貴充君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

-----○-----

○副議長（福永貴充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、河野正明君の発言を許します。

○14番（河野正明君） 皆さん、おはようございます。会派、公明党の河野正明でございます。質問の前に1つ訂正をさせていただきます。1番のデジタル田園都市構想に関する取組についてを、今回取りやめさせていただきたいと思ひます。2番目のヤングケアラー対策についてから質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事また家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされております。それが原因で学校へ行けない、友だちと遊ぶ時間がない、好きなクラブ活動ができない、宿題などの勉強に割く時間につくれないことで勉強がうまくいかない、友人関係がうまく築けない等といった子どもの将来に影響を及ぼすことが考えられます。文部科

学省と厚生労働省が、令和3年3月に発表いたしましたヤングケアラーの実態に関する調査結果によれば、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーであるとの結果が出ております。国は、自治体に実態調査を進めるように促しておりますが、多くの自治体で調査予定が決まっていないというのが現実であります。NHKの調査によれば、およそ70%が調査予定はないと回答しております。ヤングケアラーの支援には福祉、教育など様々な観点からのフォローが必要であります。管轄する部署が複数にわたるため、調整に苦慮しているのが実情であります。また、行政の支援が十分に進んでいない理由として、貧困家庭などの問題に比べて外部から見えにくく、支援が必要な子どもの把握にも課題があるとされております。このようなことから、行政の支援が十分に進んでいない理由であり、大きな課題でもあります。

そこで、本市におけるヤングケアラーについての現状の認識についてお伺いをいたします。

○教育部長（豊住 章君） ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、学校や関係機関等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげることが大切です。

学校の教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあります。子どもの行動の背景に、ヤングケアラーの可能性があるという視点を持ち、日々アンテナを高く持ち、目の前にいる子どもたちに丁寧に関わっていくことが重要です。

ヤングケアラーに該当するのではと認知した場合は、スピード感をもって組織で対応し、適切に関係機関につなげていくことが必要となります。

早期発見・早期把握のためには、1つに、教職員のヤングケアラーに対する理解の促進、1つに、日頃からの児童生徒本人の観察や家庭における状況把握、1つに、教育委員会を含めたケース会議における関係者間での情報共有、1つに、地域住民等の理解を得ることによる見守りの強化などが必要です。

また、必要な支援につなげるためには、1つに、子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等についての丁寧な聞き取り、1つに、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実、1つに、ケース会議等における関係者間での情報共有などが必要です。

ただいま述べましたように、学校・行政・地域等が連携し、一体となって早期発見及び支援をしていくことが重要です。

教育委員会といたしましても、このことをしっかり認識した上で、学校と常に連

携し、子どもたちの未来に触れていることを深く自覚しながら、教育行政としての役割を果たしていきたいと考えています。

○14番（河野正明君） それでは、再質問でございます。

ほかの自治体では、校長先生が中心となって調査を行っている学校もございます。ヤングケアラーを早期発見するためには、やはりアンケート調査が必要ではないかと思いますが、その点に対しての御答弁をお願いいたします。

○教育部長（豊住 章君） アンケート調査に関しましては、令和3年12月20日付けで文部科学省から調査依頼が来ております。この調査は、国から指定された1校について、本年1月に調査が実施されています。

この調査は、学校を対象とした小学校によるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査と、小学6年生を対象とした小学校の生活についてのアンケート調査が行われています。

また、県では、子ども家庭福祉課が令和3年9月から10月に、県内全ての中学2年と高校2年を対象にヤングケアラーについての初の実態調査を実施し、結果は、「世話をしている家族がいる」と答えた中高生は2.8%、約35人に1人となっています。

教育委員会としましても、早期発見・早期支援を行うためにはアンケート調査は必要だと思われますので、今後、検討していきたいと考えています。

○14番（河野正明君） 今、もう本当に大変な社会問題となっております、このヤングケアラー。今調査に対して検討をしていきたいというような答弁でございました。まずもって調査するにあたっては、先生方の認識・知識、また関係者の方々のそういった点が大変重要になってまいります。どうかそういった点で慎重に、また我々議員も宇城市管内においてヤングケアラーの子どもさんがどれだけいらっしゃるのかというのは、しっかり把握をしておかなければいけないと、そういった子どもさんに対して、やはりしっかりした支援をしていくというのが、我々議員の務めでもあるし、また行政も市長を中心にやっていかなければいけないことであると思えます。

それでは、次の質問に移ります。今後の支援についてお伺いをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 学校は、ヤングケアラーである可能性のある児童生徒に気づきやすい場所であり、ヤングケアラーの早期発見において重要な役割を果たすことができる教育機関です。ヤングケアラーへの支援は学校だけでできるものではありませんが、学校としてできることもあります。

児童生徒が欠席がちになってきた、遅刻や早退が多い、目に見えて学習意欲が減退してきたなどの変容の背景に、家族の介護や看護に従事している状況が見られる

場合があります。このような場合は、スクールソーシャルワーカーを介し、福祉部局と連携して家庭の状況等に関する情報を集め、本人の状況と合わせて校内組織で情報共有を図ることが大切となってきます。

本人への聞き取り等の結果によって、適切な支援が必要であると考えられる場合には、どのような支援が必要なのかを福祉部局と連携を取るなど情報共有するとともに、学校内で引き続きどのような支援を行っていくかについて確認することになります。

また、ヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることができるようにするためには、既存の支援サービスに適切につなげる必要がありますので、これまで以上に、ケース会議等における関係者間での情報共有が必要であると考えています。

○14番（河野正明君） 前向きな御答弁本当にありがとうございます。ここで、再質問に入りますけれども、教育長に要望をいたしたいと思います。ヤングケアラーの早期発見のためには、学校の役割は大変大きいと思います。教員間の意識差が支援の壁になっていたり、またせっかく打ち明けたにもかかわらず、子どもを傷つける発言をしてしまい、子どもが口を閉ざしてしまうこともあると言われております。まず、ヤングケアラーという言葉、存在、社会問題を知ってもらわなくては始まりません。

そこで、教員や子どもに関わる人たちの研修の機会に、ヤングケアラーの存在を知ってもらうための啓発を是非行ってほしいと思いますが、教育委員会としてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（平岡和徳君） 御質問ありがとうございます。ヤングケアラーにつきまして、これまでの答弁にありましたように、子どもたちが年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで、本来であれば享受できるはずの子どもとしての時間、子どもが子どもらしく生きるその時間を、家事や家族の世話をしているという実態があるわけです。この内容を正確に把握することがまず重要でして、そして、このような子どもに、学校という立場の中で早期に気づき、声を掛けそして手を差し伸べるような行動を起こすことで、このヤングケアラーが自分一人ではないという思いを持てるような、孤立させない支援体制が大変重要になってくると考えております。

学校は、ヤングケアラーを発見そして把握する機関である、これは議員が申されたとおりです。それと同時に、その本人やその家族に対して必要な支援を提供する機関でもあります。本人や家族または関係機関から相談を受けた場合に、その事実をしっかりと受け止めて、適切にサポートできるといった環境をつくるために、ヤングケアラーに関する職員の周知及び研修を積極的に実施しまして、関係機関と連

携し一体となって、切れ目のない支援が継続できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。そしてみんなで、全員で、このヤングケアラーを支える社会づくり、こういったものに取り組んでいければというふうに考えております。

○14番（河野正明君） 教育長、大変にありがとうございます。本当に素晴らしいヤングケアラーに対してのお考え、また教育委員会の方針というのを今お尋ねすることができました。本当にありがとうございます。先ほども申しましたとおり、まずもって先生方そしてまた関係機関の方々の啓発ですね、知識・認識等をしっかり持っていたいただいた上で、子どもたちに対する接し方とかいろんな方向で、まずもって中間的なあれとしましては、やはり調査をしていただき、そしてその中でヤングケアラーの子どもたちがおられたならば、それに対するまた福祉と連携をしていただきながら、援助、助けていただくというような方向で、今後進めていただきたいと思います。私は切にお願い申し上げ、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございます。

2番目の学童保育、放課後児童クラブについて質問させていただきます。現状と課題についてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 学童保育所の現状と課題についてお答えします。

現在、宇城市には16か所の学童保育所があります。市直営が2か所、運営委託が14か所ございまして、その14か所のうち9か所が保護者会で運営、残りの5か所が保育園等の社会福祉法人運営となっております。市直営2か所については、既に委託予定先が決定しておりまして、今後委託先へ運営を移行していく予定であります。

学童保育所の利用者数については、令和2年度が732人、令和3年度が696人という状況です。学童保育所における待機児童については、少子化の影響もあり、ほとんど発生していない状況ですが、令和3年度に1つの学童保育所で待機児童が発生しました。この要因についてですが、利用申込者数が施設規模による受け入れ可能人数を超過したことによるものでありまして、対象の学童保育所は、現在、運営委託予定先の法人において施設整備が進められておりまして、整備完了後には待機児童は解消する見込みであります。

国が示す新・放課後子ども総合プランでは、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、厚生労働省が実施する放課後児童健全育成事業と文部科学省が実施します放課後子ども教室を一体的または連携して取り組む、総合的な放課後児童対策を推進するよう規定されております。

本市においても、教育委員会との連携により、余裕教室の利用なども含め、放課後児童対策の総合的な計画の整備を進めていく必要があると認識しております。

○教育部長（豊住 章君） 教育委員会におきましては、放課後児童対策の取組を推進

させるため、学校施設の活用を前提に課題解決や使用計画、利活用等について十分な協議を行ってまいります。

さらに、教育委員会と福祉部局で連携を深め、学校や放課後児童クラブ・放課後子ども教室の関係者との間で、共通理解や情報共有を図ることが重要だと思っています。

新・放課後子ども総合プランは、厚生労働省と文部科学省が連携して策定されたものであります。全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう一体的な推進を図ってまいります。

- 14番（河野正明君） 健康福祉部長、教育部長より答弁をいただきました。何でこの放課後児童クラブ、学童保育所の質問をしようと思いましたがきっかけといいますのは、待機児童は今のところ子どもも減っていて、今年度では1件あったということですが、新年度に対しては、もう申請がなされていると思うんですけども、その情報の共有というのがなされているのかなど。委託された先そして学校側、そして福祉部の方との情報の共有、連携がなされているのかなというところが、大分心配でございました。新年度に対しても、待機が出ているというような情報を伺いました。福祉の方に情報として上がってくるのが新年度の6月ということで、ちょっと把握が、そういった連携というのが、ちょっと私は心配でございますけれども、1つ例を挙げるならば、今年保育園を卒園されて小学校に入学をされます。まず、小学校入学説明会というのがもうあったと思います。その中で、やはり放課後児童クラブ・保育の申請も説明があつて、申請をなされるというような流れというふうに認識をしておりますけれども、もうなされているということ、そういったところで定員がオーバーなのか、まだ余裕があるのかといったところが、やはり行政の方に上がってきていないという点が私は心配でありまして。ですから、そういったところを部長お二方申されましたけれども、しっかりと福祉と教育、学校関係で連携を取っていらっしゃるというように申されましたけれど、新年度も超過待機の方がいらっしゃるの事実でございます。小学校1年生は、慣れるまでは午前中の登校教育だと思います。その中でひとり親家庭、母子家庭とかいらっしゃいます。お母さんは生活をするため、子どもを育てるために一生懸命働いておられます。午前中、子どもを小学校にやって、そして会社も午後から休まなければいけないというようなことも起きる可能性がございます。生活にも影響が出てまいりますし、市の方としても本当に子育て、少子化問題等しっかりと取り組んでおられますけれども、そういった待機が出るということ自体をですね、少ないかもしれませんが、今年度は1校そういった事例があったということでございます。しかし、やはり1人でも取りこぼしがないように、漏れないよう、手を差し伸べてやるというのが、本当の福

祉、教育のそういった考えではなかろうかと私は思います。そういった方がいらっしやるということで、心配をしております。先ほど申されました、待機の場合の余裕教室があればいいですけど、無い場合はどうするのかと。そこまでしっかり考えていらっしやるのか、学校の施設内にプレハブを建てて新設をされるのか、それもいろいろ工事が終わるまで待って、その間保護者の方は仕事にも影響が及びます。そういったことを考えるならば、やはり早急に手を打つべきであると。日頃から受入れというのは、しっかりとやっておかなければいけないのではないかと私は思いますけれども、再質問はいたしませんけれども、先ほど部長2人も申されましたとおり、しっかりこの教育委員会と福祉部局で連携を深めていくと。また学校放課後児童クラブまたは放課後子ども教室の関係者との間でも、共通理解、情報共有を図ることが重要であると申されました。このことを忘れることなく、今後そういった待機が出た場合に、即座な対応、受け皿をしっかりとやっていただきたいと思います、市長。そうでないと我々もそうですけど、少子化あるいは子育て環境、教育などを言う資格はないと私は思います。どうか真摯に受け止めて、そういった待機が出ない、出た場合を考えた受け皿を、今後しっかりとやっていただきたいと思います。よろしくようお願い申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

3番目のコロナワクチン接種についてということで質問をさせていただきます。1番目の3回目接種の進捗状況についてでございますが、本市の3回目接種は、昨年12月2日から、2回目接種より6か月を経過した医療従事者の方から接種を開始しております。そういった点で進捗状況というのを伺いたしたいと思います。

○健康福祉部長（岩井 智君） それでは、新型コロナウイルスの3回目接種の進捗状況についてお答えします。

今、議員が申されましたとおり、本市の3回目接種は、まずは2回目接種から6か月を経過した医療従事者の方からを対象に、昨年12月2日から開始をしております。

3回目接種の接種券発送状況ですが、令和3年9月下旬までに2回目接種を終えた方に送付しておりまして、国の方針であるスピード感をもった接種の実現に向けて、本年2月中旬より、2回目接種からの間隔を7か月から6か月に前倒しして発送しております。

また、市内の宇土地区、下益城郡の両医師会の皆様方の御協力の下、2月下旬から3回目接種対象の集団接種を開催しておりまして、3月末までに計4回の集団接種を実施予定です。

3回目接種の進捗状況ですが、3月4日現在の数値ですが、接種券の発送状況は37,473人、接種予約率は57.4%です。このうち、65歳以上の方の数値に

ついてですが、15,661人の方が既に接種を終えていらっしゃいます。65歳以上の方の接種率は78.4%というような状況です。接種に係る副反応や接種事故については、これまで大きな事故等はなかったところなのですが、先週3月4日に発生しました、個別医療機関での4回接種の過誤接種がございました。原因は過誤接種対象者が高齢ということもあり、難聴でありました。医療機関スタッフの本来打つべき対象者への方への呼び掛けを、自分が呼ばれたものと認識され、診療室に入室したこと。また、医療機関スタッフの本人確認が徹底されていなかったことが要因となっております。過誤接種の対象者は、現在経過観察中ですが、副反応もなく容態は安定した状況にあります。また、本来接種すべきであった方についても同日無事に3回目の接種が済んでおります。この過誤接種事故を受け、3月4日に市内の36個別医療機関に情報を周知し、改めて本人確認の徹底について注意喚起の文書発送しております。

ワクチン接種事業自体については、接種券の発送・接種状況ともに全体的に順調に進捗しているものと認識しております。

- 14番（河野正明君） 3月4日現在の接種券の発送数が37,473人、接種予約率が57%。また65歳以上の接種済み人数が15,661人、接種率は78.4%ということで、順調に進んでいると受け止めてよろしいのかなと思います。また、新たに4日に部長の方から話されましたけれど、4回目を過ぎて打たれたということで、高齢の方ということ。これは今朝、部長といろいろとお話をいたしました。副反応はなく、また容態は安定しているということで安心をいたしましたけれど、今後、相手の方が高齢者で難聴の方であったということで、こういったいろんな事故が起きる可能性があります。今後、関係医療機関に対しては、しっかりとした指導をしていただいて、今後無事に安全に接種が終えるように、どうか御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の今後の支援についてお伺いをいたします。

- 健康福祉部長（岩井 智君） ワクチン接種の今後の課題と取組についてお答えします。

本市では、国のスピード感をもった接種方針による接種対象者の接種間隔を前倒しするために、接種券の発送計画を見直した上で、ワクチン接種計画を大きく変更しております。

変更の内容は、個別医療機関の御協力により、週4,000回程度の接種枠を確保した上で、接種対象者の2回目接種からの接種間隔を6か月に前倒しし、接種券の繰上げ発送に対応しております。

また、この接種間隔を短縮することにより、3月中にワクチン接種のピークが来

ることとなり、3月に予定していました集団接種の回数を当初の3回から4回に増やして対応することとしました。

接種希望ワクチンの偏りについてですが、依然としてファイザー社製ワクチンの希望が多く、これまでどおり、できる限りファイザー社製ワクチン枠を増やして接種枠の開放を行っていきませんが、直近の予約受付状況においては、武田／モデルナ社製ワクチンを希望される市民の方も多く見受けられます。

国もファイザー社製ワクチンの追加購入を予定しており、今後はファイザー社製ワクチンの配分が増すものと考えています。

小児接種についてですが、本年2月22日から受付を開始し、3月7日、本日から市内3か所の個別医療機関で小児接種を開始していますが、医師会との協議の中で、接種に伴う副反応の対応ができる小児科医院限定での接種となっております。

また、5歳から11歳までの小児の接種順位は、接種ワクチンが12歳から一般用のワクチンとなるため、医師会の御意見を参考に、最初に11歳から接種を行い、次に5歳から6歳、7歳と年齢順に実施することとしました。

今後も国県の方針・動向を注視し、接種を希望される市民の方が混乱なく、早期の接種ができるよう接種体制づくりの構築に努めてまいります。

- 14番（河野正明君）　今回は、ファイザー社製のワクチンとモデルナ社製ワクチンのどちらかを希望選択というような接種でございまして、私も執行部の方と色々なあれで行き来しながら、状況把握をしておりますけれども、ファイザー社製のワクチンがものすごく希望が多くて、当初はやはり電話の方も大変混雑したと。そしてまた、なかなかファイザー社製のワクチンの予約が取れなかったということで、市民の方からもどうなっているんだというような意見もお伺いしましたけれども、執行部の方もしっかりやっておられて、私は理解はしておりましたけれども、今後、国のあれでファイザー社製のワクチンが追加購入の予定であるということでありまして、安心をしております。そしてまた小児接種ということで、2月22日から受付を開始されているということ、市内3か所の個別医療機関で3月7日より接種を開始されるということ、また小児ワクチンの接種順位は医師会の御意見を基に、接種ワクチンが12歳から一般用のワクチンとなるため、まずは11歳から接種をし、次に5歳から6歳と年齢順に実施するということが理解ができました。5歳から6歳という年齢に対してのワクチン、やはり大変私たちも副反応に対しては心配する点がありますけれども、親御さんも意見等々もしっかりと聞きながら接種をされると思います。どうか先ほどの報告ではないですけど、過った4回接種とかそういったことが起きないように、どうか今後よろしくお願いを申し上げます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○副議長（福永貴充君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

-----○-----

○副議長（福永貴充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さんこんにちは。12番、日本共産党の五嶋映司です。議長のお許しを受け、一般質問をいたします。

ロシアのウクライナ侵略は、燃料供給の不安や食料供給への影響、更なる物価高騰など、社会のグローバル化が進んだ今、遠く離れた我が国にも多大なる影響が出始めています。ロシアによる原子力発電所への攻撃は、まかり間違えば、ヨーロッパ全土を廃墟にしてしまうほどの危険をはらんでいます。信じられない行動で、第三次世界大戦への恐怖を感じさせます。この違法な侵略戦争を世界に広がる世論で包囲して、早い時期に終わらせるよう努力することが大事だと強く感じています。時間が限られていますので、通告申し上げた質問に入ります。

新型コロナウイルス感染対策について。今河野議員も質問なさいましたが、連日の報道を見ておりますと、宇城市の感染者は、2月は1日当たり30人から40人台、3月に入って少し減りましたが、20人から30人台というような高い水準で感染が広がっているように思います。まずは、宇城市の感染状況を伺います。できれば、人口当たりの他市町村との比較も分かれば、お示しいただければ幸いです。

○健康福祉部長（岩井 智君） それでは、本市の感染者の発生状況についてお答えします。

本市における新型コロナウイルスの感染状況は、令和2年8月2日に最初の感染者が確認され、令和4年3月6日までに1,735人の感染者が確認されております。また、令和3年9月30日に1人の感染者が確認された以降、令和3年10月から12月までの3か月間は、感染者が確認されない落ち着いた状態が続いていましたが、令和4年1月に入り、オミクロン株の流行とともに、1月と2月を合わせて1,210人の感染者が確認されております。本年3月に入り、感染者数は減少傾向にありますが、新たな変異株の市中感染の情報もあり、今後の感染状況を注視しているところであります。

それから、五嶋議員が今御質問されたとおり、県内における感染者数が本年2月下旬から減少傾向にありますが、県南の八代地域や宇城地域においては高止まりの

状況にあります。要因としては、現在流行している変異株オミクロン株の感染力の強さによるものというふうに考えておまして、現状としては高齢者施設や保育園などで急速に感染が広がり、複数のクラスターが発生をしております。本市の2月の陽性者のデータでも、10代以下が全体の32%を占めており、このことが家庭内感染の拡大している要因だと考えております。

○12番（五嶋映司君） おっしゃるとおり、もう皆さんも質問なさっていますが、高止まりの状態である。いわゆるピークアウトしたなんていうような話がありますが、ピークアウトしたという安心まで至っていないというのが現実だろうと思います。特に、アルファ株に比べて爆発的にこのオミクロン株は感染拡大しました。今後の課題として、河野議員も質問なさいましたが、ワクチン接種の促進と同時に検査の充実によって感染をなるべく早い時期に確認して、社会活動への参加ができるようにすることが今社会状況の中で強く求められています。特に、社会活動を支えるソーシャルワーカーと言われる人たちにとっては、事前に感染の確認をすることが非常に大きいと言われております。

そこで伺いたいのは、今回の質問の第一義的なものは、無症状の人たちの無料検査が今県の指導で行われています。ところが、いわゆる検査キットの不足その他いろいろあって、この状況が随分変化しています。ところがこの無料検査、どこで、誰が、どういう形でやっているのかというのはほとんど周知されていない。宇城市においては、市民に対してどこでどのような条件なら、無料検査が受けることができるのか。どういう形で周知されているのかという状況を、宇城市ではどこができるということも含めてお答えいただければと思います。

○健康福祉部長（岩井 智君） PCR検査や抗原定性検査の受検についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査や抗原定性検査の受検については、発熱や喉の痛みなどの症状があり、保健所を含む医療機関を受診した際に、医師の判断により検査を受検する場合は無料で受検することができます。

また、症状はないが、個人的に感染を心配し受検する場合は、2月末現在の数値ではありますが、県内94か所の事業所や薬局等で実施しております、熊本県事業のワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業を利用して無料で受検することができます。

熊本県のホームページの中に、この94か所のリストが掲載をされております。その中に本市松橋町の調剤薬局が1か所掲載されております。今のところ、この94か所の中の1か所ですけれども、その他多くは、熊本市の事業所や調剤薬局が多数掲載されております。近隣では、城南町、富合町の調剤薬局も掲載をされてお

ます。このような情報につきましては、現時点では市民の方に周知等の機会が少ない可能性もあると思いますので、この辺についても今後周知啓発をしていきたいと考えております。

なお、これ以外の医療機関等で、無症状で受検する場合は、全額自己負担となります。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように、無症状で特別やる人は有料とおっしゃったが、県は無料でやる、例えばソーシャルワーカーの人たちなんかはやっておかないとどうしようもないからやる、そういうのも無償でやるということ認めています。だから、その区別がどこなのか、その辺を是非しっかり皆さんに周知してほしい。しかも、今94か所とおっしゃったけど、私も調べたらなかなか分かりにくいんです。僕は取ったやつを全部いわゆる加工して1つにしましたけども、結局宇城市の場合には、熊本南病院の薬局が1か所だけ。そしてそこに行って、私はこうこうだから、こうやりたいけどと言ったら、それ有料ですよとなるのか、それならば無料ですよという、素人ではその区別が非常につきにくい。だから是非、もう答弁要りませんから、その辺もしっかりしていただいて、いわゆる社会機構がみられないソーシャルワーカーの人たちがちゃんと仕事ができるように、そういうことも含めて、今後いわゆる新たな株とおっしゃったけど、要するにステルス株なんていう名前が言われているんですね。これは何なんだと思ったら、いわゆる軍用機ではないけど軍用語ですね、ステルスなんていうのは。要するに姿が見えない株だなんていう話になっていますから、これは今のところ報道でも出ていますけど、極力広がったという報道はありませんから。ピークアウトさせるためにも検査を受けてやれるような方向を是非周知をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、学校給食について伺います。これまで合計3回目になるんです。同じ質問をしています。というのは、今まで2回質問したけども、その答弁にどうしても納得できないから改めて質問をいたします。渡邊議員も質問されましたから、そのダブる部分は省きたいと思います。まずは、市長も先ほどの答弁の中で、時期ははっきりできないとおっしゃったけども、改めて進捗状況をお聞きしたいと思います。簡単によければ。

○教育部長（豊住 章君） 現時点におきましても、新たに財源となるものを模索しながら、ふるさと応援寄附金と併せて継続的・恒久的な財源を確保できるよう、関係部局と検討を重ねているところです。

○12番（五嶋映司君） 同じような答弁、市長の答弁と全く一緒ですからあれですけども、私がどう考えているかということを少し述べておきたいと思います。

もう1年ちょっと前の市長選挙、2月に行われました。その後の第1回議会は、

当選された市長の公約などの思いを市の政策に反映させるためには、2月に当選された後では余りにも期間が短いために、必要なものを計上する骨格予算で令和2年度の当初予算は組まれました。新たに当選された市長が市民に約束された施策を、6月に開かれる第2回議会で実現できるよう配慮された予算措置となっております。予算の裁量権があるのは市長です。財源を示して市民に約束されたものですから、昨年の6月議会には給食費無料化実現の提案がなされるのが普通、当然だと思います。安定財源確保と言われますが、昨年の時点では渡邊議員が先ほど示された資料でもお分かりのとおり、いわゆるふるさと納税でこの財源が十分に確保されているということがお分かりいただけたと思います。仮に、多少不足があったとしても、ふるさと納税の積立金で賄うこともできたと思います。もし、財源が不安定をするならば、まずは約束したことをやっておいて、次の年からいわゆる今年度から、もし僕が言うのは前年度やっておいて、次の年から財源としてふるさと納税をどう集めるのか、安定させるにはどうするのかという検討をするのが本当であって、市長に約束を守る気持ちがあるのならば、財源としては宇城市の予算300億円を超える予算をやりくりする市長として、その不足分ぐらいはどのようにでも確保できるのではないかと、そういう具合に思います。それで今おっしゃった財源が不安定うんぬんとおっしゃいましたが、今述べたようなことからいくと、当然初年度予算のやり方としても、選挙の後の議会の対応としてもそういう形になっているわけですから、なぜそういう形になったのか。財政措置の状況とおっしゃいましたが、財政措置の状況をしっかり財政担当にそういう指示をなされたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。できれば市長をお願いします。

○市長（守田憲史君） 渡邊議員から御提出いただいた資料の中で、ふるさと納税ですが、これは半分は経費になります。そして10億円程度を予定しておりましたが伸びませんでした。極めて不安定でございます。年間2億円を考えたら10年で20億円、恒常的に入る中、その精査はやはり慎重に行わなければなりません。300億円の予算があるならどうにでも確保できるということではありません。確保できません。今しかしながら、私の公約でございます。しっかりと実現すべく、今精査中でございます。

○12番（五嶋映司君） 公約というのはどういうものなのか、先ほど予算措置はどうあったのかということでも申し上げました。新しく市長に選ばれた人は、約束したらそれをやれる予算措置をするようにちゃんと議会も対応して、最初の議会は骨格予算にして空けているんです。そういうことを申し上げました。しかも、裁量権があるわけですから、約束したときに何の財源を使うと言われた。そしてそれが足りなければどう裁量するかということも含めて、市長はそういう市民の約束をされたは

ずです。ところが、ずっと聞いていると安定財源が確保できない、安定財源が確保できないと言うならば、何で約束されたのか。市長は裁量権があるんです。しかも、その年ごとに出てくる予算を見ても、ふるさと納税が全然使えないわけではないですから。例えばおっしゃったように、今回の数字、令和3年度4億3,200万円となっていますが、費用は3億6,000万円ぐらいになっていますから、ここでは足りないですね、今の時点では。そういう具合に、このふるさと納税は変化するんだというのを分かっている提案されている。僕はその辺に関しては、非常に憤りを感じますし、もう少し自分の意見を述べます。

今度の議会でも、この問題が提案されていません。前回は申しましたが、本来ならば、最短では去年の夏休み前には実施できると私は考えていました。もしこれで、今回提案されていないのを見ると、最短で、もし次の6月議会でないしは臨時会を開いて提案されるようなことがあったにしても、1年8か月以上市長の公約、約束不履行の状態が続く形になります。やる時期は明言しなかったとおっしゃったが、ひもじくて、口を開けて、いつくれるんだと待っているところに、おい、ちょっと待てよと、俺はいつまでにやるとは言っていないよと、こんなつつもたせみたいなこと早めてほしいというのが非常に怒りです。しかもまた今回、給食費の無料化を施政方針の中に言われました。本年度の重点施策には、依然として開始時期が言われていません。こんなことは僕は納得できませんが、どうして開始時期が言えないのか、今言ったような約束をどうして守らないのか、改めて言うと約束手形を振り出して、振り出しているのに約束を守らない。これは、会社は倒産状態です、その会社は。これは倒産状態と全く同じです。信用まるつぶれではないのでしょうか。その辺はどうお考えになるかお答えをお願いします。

○市長（守田憲史君） まだ任期が3年あります。公約を取り下げているつもりもございません。見解の違いだと思います。

○12番（五嶋映司君） 見解の違いで片付けるのは非常に簡単です。ということは、まともにそれを反論できる要素がないから、そんなことで見解の違いとおっしゃる。現実はやるとお約束になって、そしてこの施策は本当に僕らが望んでいた施策で、本当に宇城市にとってもすばらしい施策だと思います。財源として僕は2億円ぐらいと考えていましたが、一億八千何百万円ということですから、そういう意味では多少減りますから、是非その辺はやっていかななくてはいけない。この問題の最後ですが、今年度予算にも組まないとなると2年間はやらない。今の予算でははっきりしないということになると、本当に担当部局にそれを指示されたのかどうか。指示された財政当局は財政当局なりに考える、教育部局なら教育部局なりに考える。ただ、今までの答弁の中で、教育部局は給食費の公会計化ができなきゃできないとお

っしまったけど、これは理由にならない。そのように思います。もう改めて、これが給食費の3回目の質問ですから、給食費は終わりにしますが、本当にいつやるのか、任期時期にやるのか、やるなら来年やるのか再来年やるのか、そのくらいは、口を開けて、もう本当に早くもらいたいと思っている人に対しても非常に失礼だと思います。是非、その辺だけは明確にお答えいただければありがたいと思います。

○市長（守田憲史君） 何度も申しますが、現時点では教育部長が答弁したとおりであり、実施時期は、お示しすることができません。

○12番（五嶋映司君） 大変残念です。是非市民の皆さんに約束したことは、なるべく早い時期に実行されるのが当然だと思いながら、次の質問に移ります。

施政方針について伺います。宇城市の将来都市像として「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」を目標とされています。これに必要な施策は総論的には施政方針の中にも書かれていますが、具体的にどのような施策、例えば今の給食費の無料化というのも1つ入ると思いますが、そういうのは非常に大きなものだと思いますが、どのような施策をお考えになっているかを伺いたいと思います。

○企画部長（西岡澄浩君） 令和4年度施政方針では、第2次総合計画に掲げる将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」を市民の皆様を感じていただき、かつ市外在住者に向けては、宇城市に「集う」「暮らす」「活躍する」、関係人口を創出する取組として、6つの分野「再生・発展する」「育てる」「住み続ける」「持続する」「選ばれる」「活躍する」まちづくりに向けた施策に、重点的に取り組むこととしております。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響による家計負担の軽減を目的として発行する第3弾プレミアム付商品券事業や、保育所等の副食費無償化事業など子育て・教育の支援制度、教育施設の充実など、各分野で数多くの施策に取り組みます。

これら施政方針に掲げた施策は、いずれも住んでよかった、住みたいと思えるまちの実現に向けた必要な施策と考えております。

○12番（五嶋映司君） 今答弁なさったように、具体的にというのはなかなか難しい問題ですけれども、私は町議の時代を含めて15年間市民の負託に応えるべく、住民負担の軽減を第一として、全ての施策が額に汗して働く住民のためになるのかを判断基準として、しっかり時勢をチェックし提案するという議員活動を行ってきました。毎回の選挙ごとに国保税の引下げ、子ども医療費の無料化、水道料金の引下げ、介護保険利用料の負担軽減、農業の振興の実現などを掲げて、その実現に向かって努力してきました。しかし、実現した課題もありますが、多くは市民の負託に

応えられなかったのが現実です。今申し上げた課題では、程度の大小はありますが、宇城市は他の市町村より負担が重い状況にあります。憲法も言うように、本来国民は平等というのが原則で、他の市町村との格差がある場合は、極力それを解消するように努力することは自治体の責務だと思っています。今回が、私の最後の一般質問になると思います。このような課題を執行部と議論する議員も多くありませんので、水道料金、国保料、介護保険料、子どもの医療費の無料化や今話題になっていますけども任意の予防接種費用などに対して、今後どのような対策をお考えになっているのかを伺いたと思います。私は、このような課題を解決することが、「ちよūdい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」実現の大きな要因だとも思いますので、お考えを伺いたと思います。

○上下水道局長（木見田洋一君） それでは、まず上下水道局より水道料金についてお答えさせていただきます。

まず認識としましては、本市においては、飲料に適した水資源に乏しく、水質・水量ともに安定的に供給できる水源を確保するために、これまで不断の努力、また、それに対する投資も行ってきたという経緯がございます。

このため、水資源が豊富な地域に比べれば、供給のために多くの費用を要しており、それが水道料金にも反映しているものと認識しております。

料金の算定にあたりましては、総括原価方式に基づき適正な料金の設定に努めてまいりたいと思っております。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 国保税の状況についてお答えします。

国保税は、県が宇城市に対して示した標準税率は使わず、その税額より下げた独自基準で運用しております。そのため税額は、県下14市の中で7番目という位置になっております。財源で不足する部分は基金で補っておりますが、基金も不足しておりますので、税額を見直す時期に来ております。今後、標準税率を見据え、調整していくことになってまいります。

また、県が目指しております保険料水準の統一については、令和6年度に改めて検討されます。

○健康福祉部長（岩井 智君） それでは、健康福祉部関連の案件についてお答えします。

まず、介護保険料についてですが、介護保険事業計画の見直しとともに3年ごとに保険料を改定しております。

今期、令和3年から令和5年の第8期計画の保険料は、県内14市では5番目、県全体では19番目の高さで、前期（第7期）から保険料を据え置きしておりますが、依然県内において高い水準であることは認識しております。

今後の介護保険料については、超高齢社会を迎える2025年から2040年を見据え、持続可能な制度の維持と介護保険法の趣旨である共同連帯の理念、公平負担の原則に基づき、本市の高齢化の推移や介護給付費の伸び等を勘案しながら、適切に保険料の決定に努めてまいります。

次に、予防接種費用についてですが、予防接種法第5条に定める定期予防接種のBCG予防接種などの13種類については、自己負担なしで接種できますので、個人負担が必要なインフルエンザ予防接種についてお答えします。

インフルエンザ予防接種の接種料金については、令和3年度は宇土地区及び下益城郡の両医師会と協議を行った中で、接種料金を5,000円と決定しており、宇城地域の2市1町で医師会に加盟されている医療機関では同料金となっております。

県内におけるインフルエンザ予防接種料金は、本市とほぼ同様であり、地元医師会との協議の中で決定されます。

また、本市のインフルエンザ予防接種に対する助成金額は、平成28年度に上限額を2,000円から2,300円に改定しております。県内各自治体の接種補助金は一般財源ということもあり、統一されておらず、補助金額に差があるような状況です。

今後の接種補助については、県内の状況を注視しながら検討していきたいと考えております。

最後に、子ども医療費の無料化についてですが、令和3年4月1日現在、県内14市のうち一部自己負担を求めている自治体は、本市を含め3市であります。

本市では、完全無料化に伴い重複受診など過剰な受診を招いてしまうことなく、適正な受診が継続できるよう、また、子ども医療費は現在、財源の9割が一般財源となっており、受診される方に一部負担をお願いするのが適当ではないかとの考えから、一般的に治癒力が高まってくる小学生以上の受診の場合には、自己負担をお願いしています。

本市における子ども医療費の無料化については、今後も、国県の制度改正の動きを注視しながら、子ども医療費助成制度が持続可能なものとなるよう調査を行い、安心して子どもを産み育てられるまちづくりに努めていきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君）　今まで一般質問の中で議論してきたことと全く同じような展開です。当然、それもしょうがないということはよく分かります。特に、私は水道料金を何としてでも宇土市並みに引き下げて、いわゆる3割ぐらい、同じような経営形態の中で引き下げてほしいということで議論をしてきましたが、今局長がおっしゃるとおり、上げ圧の方が強いんです。なぜなら水道設備の整備のために、多額の投資をしなくてはいけないというのもよく分かっております。ただし、いわゆる

国民がみんな平等である、全く平等とは申しません、その自治体によって違うのはやむを得ませんが、水道料金などについてはそういう趣旨に沿うならば、いわゆる一般財源をつぎ込んででも何とかもう少し安くできないか、そういう議論を進めていく。そういう議論の中で水道料金をどう設定するか、どの部分をどう節約するかというような議論を是非進めていただきたい。時間がありませんので答弁は要りませんが、そういうことをお願いしたいと思いますし、国保料については、今国保は御存じのとおり、いわゆる低所得者のたまり場と言ったらおかしいんですけど、それと高齢者の年金生活者、75歳以上は別会計になりますけれども、そういう状況の中にあります。そして払いたくても払えない状況になっている。これに関してもしっかりとその中で解決できなければ、他の市町村もかなりの部分でやっているとおり、一般財源を繰り込んででもやれるというような議論を是非進めていただければありがたい、そうしなければならぬのではないかと考えています。

そういう意味から考えると介護保険料は、基金が大変残りました。8期、9期、10期まで上げなくていいようにという健康福祉部長の施策も全然駄目だとは言いませんが、しかし負担して残った部分の人たちになるべく早く返してあげる。そういうことの施策をやるのが、そのときそのときに介護保険料を負担した人たちにしっかりと応える状況になるのではないかと。そのためには介護保険料、本来ならば下げべきだったのではないかと。そういう議論も含めて是非やっていただきたいと思っています。

子どもの医療費の無料化、これはもう1,000円を負担させているところはほんのわずかです。もう流れとしては、18歳までは流れになってきています。周りの状況を見ながら判断するならば、もう判断の時期だろうと思います。是非その辺は早い機会にやっていただきたいと思っています。

任意の予防接種、いわゆるインフルエンザ予防接種の費用については、これは医療費の削減にも大きく寄与します。ですから国保料の問題にも寄与します。是非、補助する金額はそれぞれ違います。だから負担する本人の負担分で考えると、熊本市は1,000円程度でできるというような状況もあります。そういう意味では、そういうことを考える。これに対する投資は一般財源ですけども、それが新たな市民の健康に生きてくるというような投資になるのではないかと考えております。ですから、これはもう議論する時間がありませんので、是非そういう議論を進めていただきたい。無理な部分が非常にあります。それは自治体が無理な部分をどうするかというのを考えるのが自治体の役割なんです。自治体は国の施策がもしおかしいときには、市民の防波堤となってそれを支えるというのが自治体の役割ですが、今の自治体は3割どころか、もっと自治権力がなくなってしまってきている。そうい

うものをしっかり議論しながら、自治体がやれることはもっと考えていって、それが自治体が破綻するということとつなげてはいけません、そういうことを是非考えて、職員の方も議員の方もそういう議論を是非進めていただくことを、最後にお願いをしておきたいと思います。

最後に、ここに参加の6人の方が定年退職だと伺っております。を含めて、今回定年退職を迎える職員の皆さん、また議員を卒業される皆さんもお出でになります。本当に御苦労さまでした。思いは1つで、考えに多少の違いはあっても、皆さんが宇城市民の暮らしと福祉を増進するために、一生懸命努力されてきたことに敬意を表したいと思います。そして皆さんの今後の御発展を祈りながら、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（福永貴充君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福永貴充君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後0時20分

第 5 号

3月8日 (火)

令和4年第1回宇城市議会定例会（第5号）

令和4年3月8日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君	3番 山森 悦嗣 君
4番 三角 隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋 佳大 君	7番 高本 敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永 貴充 君
10番 溝見 友一 君	11番 園田 幸雄 君
12番 五嶋 映司 君	13番 福田 良二 君
14番 河野 正明 君	15番 渡邊 裕生 君
16番 河野 一郎 君	17番 長谷 誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田 紀代美 君
20番 中山 弘幸 君	21番 石川 洋一 君
22番 岡本 泰章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田 憲史 君	副市長 浅井 正文 君
教育長 平岡 和徳 君	総務部長 天川 竜治 君
企画部長 西岡 澄浩 君	市民環境部長 杉浦 正秀 君
健康福祉部長 岩井 智 君	経済部長 黒崎 達也 君
土木部長 梅本 正直 君	教育部長 豊住 章 君

総務部次長	元 田 智 士 君	企画部次長	坂 本 優 子 君
市民環境部次長	森 下 功 治 君	健康福祉部次長	植 野 修 君
経済部次長	浦 田 敬 介 君	土木部次長	平 木 恵 一 君
教育部次長	井 住 寿 宏 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	岩 竹 泰 治 君	小川支所長	竹 口 則 和 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	井 澤 ふさ子 君
監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君	農業委員会事務局長	白 木 太実男 君
財政課長	米 田 年 宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、2番、永木誠君の発言を許します。

○2番（永木 誠君） 皆さん、おはようございます。2番、新志会の永木でございます。議長のお許しをいただきましたので質問をいたします。よろしくお願いいたします。

2019年に発生した新型コロナウイルスは、現在も変異株として感染が続いています。それに伴い熊本県におきましては、まん延防止等重点措置が3月21日まで延長されることが決定し、宇城市の経済もますます厳しくなるものと思われま

す。さて、今回三角議員の発議により宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されました。また、宇城市工場立地法地域準則条例、宇城市企業振興促進条例の一部改正案が委員会に付託されております。人口減少及び経済対策は、宇城市の喫緊の課題であります。そこで、今回は企業誘致の1点に絞って質問させていただきます。

昨年、台湾の半導体メーカーのTSMCが菊陽町に進出すると発表がありました。雇用1,700人、設備投資は2,000億円が積み増しされ、1兆円とされています。関連産業への波及も考えると、工場が建設される菊陽町だけでなく、県内に大きな影響を及ぼすと思われま

す。企業誘致は、設備投資や雇用、加えて企業が生み出す製品やサービスなどにより、地域経済が人々の生活に大きな影響を与えます。今回のような大型投資は、材料、製造装置、物流といった関連産業や従業員の住宅確保、またインフラ整備など波及効果も大きいと聞いています。新聞報道等でも熊本県や周辺市町村では、新たな工業団地整備や通信本部の設置など、TSMC進出を産業振興、地域活性化につなげようとする動きが進んでいます。一方で、人手不足に拍車をかけるのではないかと、ほかの製造業への悪影響についても懸念がありま

す。こうした状況下で、宇城市としてどのように企業誘致に取り組んでいかれるのか質問します。まず、これまでの宇城市においてどのような企業誘致に取り組んできたのか、その実績と最近の傾向についてお尋ねします。

○企画部長（西岡澄浩君） 企業誘致では、立地協定というものを締結いたしますが、これは新しく企業が宇城市に進出する際に、企業の操業開始時期、設備投資や雇用の予定人数等の計画を明らかにし、市及び企業で、互いの協力事項、努力義務につ

いて取決めをするものです。

立地協定は、宇城市外からの企業進出だけでなく、地元企業の新たな設備投資も対象になります。企業誘致とは、これらの企業の設備投資と雇用の拡大を進める事業になります。

これまでの誘致実績についてですが、宇城市では、合併前の旧町のと時から、製造業に限らず多様な企業を誘致しております。

平成17年の合併後、令和4年2月末までのおよそ17年間で、新しい工場など事業所の新設が16件になります。また、既存の事業所での増設、設備投資が19件、合わせて35件の立地協定を締結しております。

内訳としましては、食品関連産業、自動車・二輪等輸送機器関連産業、半導体関連産業などの製造業が27件、物流施設が3件、オフィス系・IT系企業が3件、その他2件となっております。

近年では、オフィス系企業、IT系企業の誘致を進めておりましたが、この1、2年はオフィス系企業の進出意欲は低くなっているようです。これは、新型コロナウイルス感染症により、在宅勤務、リモートワークが普及したことも影響として考えられます。

これまでは、決められた時間に、決められた場所に集まって仕事をするという働き方でした。そのため、企業が事業を拡大する場合は、新たに働く場所を確保、つまりオフィスを設置する必要があり、企業誘致の対象となっていました。

近年、働き方改革とITの普及により、働く場所、働く時間にとらわれない新しい働き方が示されていますが、新型コロナウイルスの影響でその動きが加速しています。結果として、オフィスの新設、増設の必要性が低くなっていると思われます。

一方、製造業、物流施設については、企業の投資意欲が高いこともあり、結果として、立地協定件数、投資予定額ともに増加傾向にあります。オフィスワークと異なり、物づくりはコロナ禍においても、つくる場所としての工場と保管場所としての倉庫、つまり物流施設が必要となります。

こうした情勢の下、令和2年度の企業誘致の実績は、立地協定6件、投資予定額19億円となり、令和3年度の実績は、立地協定6件、投資予定額26億円となる見込みで、2年連続で宇城市への投資が増加することになります。

宇城市は九州、熊本の中心に位置し、天草や県南地域のみならず、鹿児島県、宮崎県といった九州南部に通じる交通の要衝であります。加えて、松橋インターチェンジ、宇城氷川スマートインターチェンジと宇城市内に2つの高速インターチェンジを有し、さらには城南スマートインターチェンジにも近く、交通インフラが整備されています。

こうした地理的特性、交通利便性を企業に評価されていることと、担当職員の丁寧かつ粘り強い誘致活動が相まって、企業の進出が進んでいると考えられます。

○2番（永木 誠君） ただいまの説明で、宇城市は九州、熊本の中心に位置し、天草や県南地域のみならず、鹿児島県、宮崎県といった九州南部に通じる交通の要衝であり、加えて、松橋インターチェンジ、宇城氷川スマートインターチェンジと宇城市内に2つの高速インターチェンジがあり、さらには城南のスマートインターチェンジにも近く、こうした地理的特性、交通の利便性に評価されているとありました。今回TSMC進出に伴い、菊陽町だけでなく、近隣市町村への影響は当然ですが、宇土市でも推進本部を設置したとのことで、そのプラス効果を取り込む動きがあります。一方で、人材が県北地域に流出するのではないかという懸念もあります。

そこで、今回のTSMC進出について、メリット、デメリットを含め、宇城市への影響をどのように捉えているかお尋ねします。

○企画部長（西岡澄浩君） まず、1兆円という大規模投資、工場が建設、稼働されるということは、工場建設のための資材はもちろんですが、半導体製造のための材料や製造装置も必要とされます。そうした材料、製造装置を供給するサプライヤーと呼ばれる企業の受注が増え、売上げの増加が期待できます。

さらに、受注が増えたことに対応するため、生産能力を增強するための新たな設備投資と人手が必要となります。

先日も、地元の半導体関連企業と新工場建設について、立地協定を締結いたしました。こうした受注増に対応するものと捉えています。加えて、地元企業の設備投資だけではなく、宇城市外、県外からの新たな企業進出も期待できます。

また、製造業だけでなく、TSMCだけでも1,700人もの雇用が見込まれますが、従業員とその家族の受け皿となる住宅需要に加え、消費、物流、道路等のインフラ整備も含め、多方面にわたる波及効果、経済活性化が期待できます。

そして、先の半導体関連企業の新工場建設のように、その影響は宇城市にも少なからず及ぶものと思っております。

一方で、議員御指摘のとおり、関連産業も含めた雇用創出効果は、逆に人手不足に拍車をかけるおそれがあります。

今年度、宇城圏域における製造業の有効求人倍率は2.5前後から3弱で推移していましたが、直近では3.5に近い状況になっております。いわば、求職者1人に対し求人が3倍以上あるという状況で、人材確保に加え、生産性の向上も併せて図る必要があります。

○2番（永木 誠君） TSMCの進出は、経済活性化の期待と同時に人手不足のおそれがあるとのことですが、企業の設備投資が進むにしても、工場を新設あるいは増

設するためには土地が必要と考えます。ただし、工場用地確保においては、むやみな開発がなされるのではなく、宇城市の主要産業である農業の重要性にも配慮し、農地や山林といった環境や景観の保全も含め、自然と調和した開発であるべきと考えます。また、新しく工場が建設される場合にも、やはりそこで働く人手が必要です。

そこで、工場用地の確保、人手不足について、どのように対応するのかお尋ねします。

○企画部長（西岡澄浩君） 工場を建設するための用地の確保については、市としましても課題と考えています。そこで、本議会において、用地を確保するために2本の条例を上程しています。

まず、企業振興促進条例を改正し、用地取得補助金を新たに創設いたします。企業が工場を新設あるいは増設するために、新たに用地を取得する場合、その取得費用の30%を補助金として交付するものです。

宅地を取得するにしても、あるいは農地を取得し造成するにしても、コストが掛かります。今回、補助率30%という、県内トップクラスの補助金を設けることで、宇城市での用地取得のハードルを下げることになります。

また、工場立地法により定められている緑地面積規制を緩和する条例も提出しております。これまで、工場敷地のうち緑地面積を20%確保する必要がありましたが、これを10%から5%まで緩和することで、既存敷地内における企業の増設余地を確保するものです。

これらの条例においても、周辺地域の生活環境への配慮を求めるものであり、その適用においては、市長が必要な条件を付することができるものとなっております。

これら2つの条例で企業の用地確保を支援したいと考えております。

また、人材確保につきましては、小川工業高校、松橋高校と連携して、3月に高校生を対象とした合同企業説明会を開催する予定です。

新型コロナの感染拡大を防止するため、オンラインでの実施も検討しておりますが、現在、多くの企業から参加の申込みがっております。参加企業に対してアンケートも実施しており、企業側のニーズ、状況把握を図る予定です。

また、最近の傾向として、新卒高校生の就職先は、県外ではなく、県内、地元での就職が増えております。加えて、一旦県外に就職しても、Uターン等で熊本県内での就労を希望する方もおり、就職地として宇城市を希望される方も多いと聞いております。

こうした新卒生、中途採用の地元就職のニーズを捉えて人材確保に努めてまいります。

○2番（永木 誠君） 企業誘致といっても製造業だけでなく、社会情勢の変化に伴い、新しい産業、ビジネスも生まれています。また、先ほどの答弁にもありましたように、宇城市の地理的特性、インターチェンジを有する交通の要衝としての利便性を活かした企業誘致もあると考えますが、今後、宇城市としての企業誘致をどのように進めるのかお尋ねします。

○企画部長（西岡澄浩君） 今回、企業振興促進条例を改正する中で、物流施設に対する補助要件を緩和し、貸倉庫業も用地取得補助金、設備投資補助金の対象としています。

近年、ネット通販、eコマースの進展により、実店舗がなくてもインターネットを通じて売り買いができるようになり、その商品を保管する場所のニーズが増えております。また、小売り事業者や製造業も自前で倉庫を持たず、倉庫は他の事業所から借りるようになり、そうした企業を対象とした大型貸倉庫の建設も増えております。

これまでは、自社で物流施設、倉庫を持ち、運輸業を営む者を補助対象としていましたが、今回の条例改正では、物流施設を建設し、企業に貸し出す企業も対象としています。

熊本県には、物流施設を借りる事業者に対し、その家賃を補助するという借り手側の補助金がございます。反対に宇城市は物流施設を建設、所有する貸し手側に対して補助金を交付いたします。

今回の条例改正の目的の1つとして、県の企業立地促進補助金との連動、相乗効果を図ることがあります。物流施設を貸す企業、借りる企業、それぞれで県と市の補助金を使えるというメリットが宇城市にあることで、宇城市での物流施設の立地が期待できます。

こうしたビジネスの現状に合った支援措置により、誘致を進めてまいります。

また、コロナ禍での在宅勤務、オンライン会議の普及等により、データセンターの需要も増えております。こうした施設の誘致にも挑戦していきたいと思っております。

宇城市としては、従来の製造業にとらわれず、こうした新しい産業も含め、幅広く誘致に取り組んでまいります。

○2番（永木 誠君） 宇城市が社会環境、産業構造の変化に応じた誘致を進めようとしているのは分かりました。

最後に市長にお尋ねします。先日、熊本県による工業団地整備が、熊本都市圏東部と中九州横断道路の周辺に検討されているとの報道がございました。補助金だけでなく、市として工場用地を確保していくことも必要ではないでしょうか。

そこで、宇城市として今後どのように企業誘致を進めるのか、市長のお考えをお

尋ねします。

○市長（守田憲史君） 熊本県による新たな工業団地整備については、先日、自らトップセールスとして県に出向き、宇城市にこそ工業団地を整備していただきたいと申入れをいたしました。

その後、中九州横断道路周辺で検討されていると報道されましたが、工場用地の確保につきましては、今後も自ら先頭に立って取り組んでまいります。

また、先ほど、議員からの製造業における人手不足の御指摘もありましたが、工業団地の整備にあたっては、そこで働く従業員の確保も必要になります。

企画部長からも、本市の交通利便性として、インターチェンジについて申し上げましたが、宇城市には鹿児島本線、三角線と5つの鉄道駅がございます。特に松橋駅、小川駅は複線化されており、通勤、通学にも便利です。インターチェンジが物流、産業のインフラであるなら、鉄道駅は人の移動、人流のインフラと言えます。

宇城市とその周辺市町村を合わせた人口は40万人を超えます。宇城市への通勤圏で県内人口のおよそ4分の1を有しており、こうしたメリットを活かすことも必要です。

駅近隣での住宅地開発を促すなど、鉄軌道、鉄道駅の可能性を活かしたまちづくりを進めることで、定住人口の増加、つまり働き手の確保をしていきます。

今、企画部でも企画課長を県から招へいしております。また今回、企画部はプラン、そして市長政策室が実行ならば、この企画部と市長政策室を合体して、プラン・アンド・ドゥでしっかりと実行してまいりたいと考えております。

今後も、自らのリーダーシップを発揮し、産業振興と移住・定住施策が連動した宇城市のグランドデザインを描きながら、政策を進めてまいります。

○2番（永木 誠君） ありがとうございます。企業誘致は定住促進のみならず、教育・福祉の面においてもメリットがあると考えます。未来の宇城市の発展のために、是非強力なリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

最後になりますが、県からの出向で亀井課長があと1年おられますが、企画部には素晴らしい職員がおられますので、今後も是非御指導いただければと思います。また、今回、西岡企画部長をはじめ、退職される職員の皆様、長い間宇城市の発展のために御尽力いただき、誠にありがとうございました。退職されましても、体に気を付けられ、今後の宇城市発展のために御指導いただきますようよろしくお願いし、時間は大分余りましたが、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（園田幸雄君） これで、永木誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、豊田紀代美さんの発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。ロシアによるウクライナへの侵攻によって、世界中の人々が深い悲しみと怒り、大きな不安を抱いております。一日も早くウクライナに平和を、そして世界平和を強く願っております。

さて、私は松橋町議会議員時代から、一般質問は数多く行ってまいりましたが、宇城市議会議員として初当選させていただいて以来、休むことなく連続して47回の一般質問の登壇となります。令和2年第1回の定例会でも通告を申し上げておきましたが、コロナ禍で中止になりました。宇城市民の皆さんの声を議会へ、これまでもこれからも現場主義を貫き、頑張ってまいる所存でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、大きくは3点について質問をいたします。質問の前に2点目と3点目の入替えをお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

本議会開会日の2月15日、守田市長の令和4年度施政方針演説の中で、2点目の「育てる」まちづくり分野で、子どもは地域の宝であり、本市の将来を担う大切な人財です。子育て・教育の支援制度・環境・施設の充実は、定住人口の増加にもつながることから、子育てするなら宇城市を念頭に、継続して取り組んでいくと力強い御発言をいただきました。

そこで、大きな1点目、子育て支援について、小さな1点目、子ども未来課設置について。令和4年4月1日より、行政組織改正に伴い子ども未来課を設置予定とお聞きをいたしました。まず、設置理由や目的についてお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて、社会経済に多大な影響を与えます。少子化の主な要因は、未婚化、晩婚化、有配偶出生率などありますが、その背景には結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因がある中で、本市におきましても少子化の進行に歯止めをかけるためには、市民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を持ち、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要だと考えております。

こうした環境づくりには、福祉分野に加え、保健医療や産業労働、教育など多くの部署の取組が関係しますので、どう対策していくのかとして、令和4年4月1日

より少子化対策係の設置を行います。

係を設置するにあたり、現在の保育園係がある保育園課、子育て支援係・児童福祉センター係がある子育て支援課を統合し、新たに子ども未来課の新設を行います。

課設置の目的は、課の名称のように市民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見出せる環境づくり、取組を行うために設置するものであります。

第2次宇城市総合計画の将来都市像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」として、育てるまちづくりを進めてまいります。

- 19番（豊田紀代美君） 総務部長御指摘のとおり、本市におきましても少子化対策は喫緊の課題と捉えております。少子化対策係の設置、さらには保育園課と子育て支援課を統合され、新たに子ども未来課が新設されるとの総務部長の御答弁で、課の設置目的についても理解ができました。ワンストップで子育て支援が可能な、子育てするなら宇城市の推進に大きな期待を寄せております。

小さな2点目、子ども子育てに関する総合的な拠点施設整備について、結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見出せる環境づくりの取組を行うと、新たに子ども未来課の設置をされると、今総務部長から御報告をいただきました。本市の次代を担う子どもたちは貴重な人財です。輝かしい本市の未来に希望が持てるような子育て世代への支援策として、令和4年度の重点施策である子育て・教育の支援制度・環境・施設の充実として、子ども子育てに関する総合的な拠点施設整備の計画についてどのような施設なのかを概要についてお尋ねいたします。

- 健康福祉部長（岩井 智君） 子育てに関する総合的な拠点施設の概要についてお答えいたします。

本市では、第2期すこやか宇城っ子プランの基本理念であります「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）・宇城」の実現のために、これまでの間、乳幼児から高校生までの子どもたちが、遊びや学びの場として過ごせる居場所づくりの検討を進めてまいりました。

第2期すこやか宇城っ子プラン策定時であります令和元年度に実施しました、子ども・子育てに関するアンケート調査では、児童館や公園などの子どもの遊び場や居場所の確保を望む市民の声が多く寄せられていたことから、幅広い年齢層の子どもたちに対応した居場所づくり、併せて子育て支援に関する業務の集約による市民の利便性向上を目的に、様々な子育て支援事業を集約して、子ども・子育てに関する総合的な拠点施設として、今回、施設の整備を行うものであります。

施設の設置場所は、不知火支所の2階部分で、既存施設の空きスペースを改修して利用いたします。開所時期は、令和5年4月を予定しております。

- 19番（豊田紀代美君） 健康福祉部長の御答弁で、不知火支所の2階部分を改修し、

拠点施設として整備されるということをございますけれども、この施設は、どのような機能を有するのか、どういう計画であるのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 施設の有する機能についてですが、現在、宇城市保健福祉センター内と本庁の子育て支援課内で実施している事業を集約移転し、大きく4つの機能を有した総合的な子育て支援施設として事業展開を予定しております。

まず1つ目として、現在、市保健福祉センターの中で実施しております、地域において子育て親子の交流を進める中で、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを応援する子育て支援拠点センター事業、並びに子育て援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となり、育児について助け合う相互援助組織のファミリーサポートセンター事業の機能を移転予定しております。

2点目として、現在子育て支援課内にあります、子ども及びその保護者または妊娠されている方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする利用者支援事業を移転予定です。

3点目ですが、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、必要な支援や相談業務を行い、要支援児童等への支援を強化する子ども家庭総合支援拠点事業で、子育て支援課内から機能移転を予定しています。その中の支援業務として、子育て短期支援事業や産後ホームヘルパー派遣事業等についても、移転を予定しております。

加えて4点目としまして、子どもたちが遊びの場として利用できるプレイルーム、また中学生、高校生も利用できる学習ルームの設置も予定をしております。

○19番（豊田紀代美君） 幅広い年齢層の子どもたちに対応した居場所づくり、子育て支援に関する業務の集約による市民の利便性向上を目的に、子育て支援に関する様々な機能を有する施設となるとの御答弁でございますが、総合的な拠点施設の設置により、どのような子育て支援の効果が期待できるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 総合的な拠点施設設置の期待される効果ですけれども、今回、不知火支所の2階部分を生子育てに関する総合拠点として整備することにより、同一フロア内で各種事業における連携が円滑に行われ、ワンストップかつ多面的なサービスの実施が可能になると考えています。

また、子育て世代が抱える日々の悩みや不安など、きめ細かく対応できるよう施設内に相談業務を設置いたしますが、今後、国が進めております母子保健・児童福祉一体的相談支援についても、より一層の連携強化を図り、拠点施設においても一元的なマネジメント体制の構築が図っていけるよう今後検討を進めてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 子育てに関する総合拠点として、同一施設内での各種事業のワンストップかつ多面的なサービス、さらには母子保健・児童福祉の一体的相談支援についても、一元的なマネジメント体制の構築が図れる事業に、今後大きな期

待を寄せております。子育て支援の核になる事業として頑張っていたきたいと思います。

小さな3点目について、市長の施政方針の中に3期目の公約の1つとして、給食費の無料化を掲げてございました。以前にも一般質問を取り上げました。昨日の渡邊議員、五嶋議員からも一般質問がありました。給食費の無料化をされることを待ち望んでいる保護者の声もあり、さらには、子育て支援のみならず、定住人口の増加にも期待ができると考えておりますが、教育部長のお考えをお聞きいたします。

○教育部長（豊住 章君） 前日の答弁と重複いたしますが、無料化を実現するにあたり、毎年約2億円の財源が必要となります。

給食費無料化は、市の重要政策として位置付けていますが、子育て支援や教育関連の政策としては、副食費の無償化や子育て支援関連施設の整備、子ども医療費やICT教育の推進、学校施設の建て替え整備などもあります。

未来を担う大切な子どもたちに必要な政策について、今後も積極的に取り組んでいく中で、給食費無料化や公会計化の制度設計や安定した財源確保の検討・研究は、とても重要なことであり、丁寧に対応していくところです。

無料化を実施するために必要な継続的・恒久的な財源を見出し、実現できますよう、今後も取り組んでまいります。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長の公約でもあり、給食費の無料化実施のために必要な継続的・恒久的な財源の確保、大変重要なことです。市長の公約に党派を超えて議員が実現を期待をし、支持をし、応援をしているわけですので、1億8,100万円の財源の捻出をふるさと納税のみならず、財源確保のために執行部の英知を結集されて、何とか早急に取り組んでいただきますように、強く、強く要望をいたしておきます。

次に、2点目の豊福小学校校舎・体育館についてでございますが、小さな1点目、昭和45年に建設されました豊福小学校は、校舎の至る所に不具合が出てきおり、早期に耐力度調査が必要と思いますがお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 耐力度調査は、学校施設における建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価します。

調査の結果、所要の耐力度に達しない建物が半数を超えた場合は、老朽化した学校施設を建て替える事業、いわゆる補助事業の対象になります。また所要の耐力度に達した場合は、老朽化による改修として、補助事業で大規模改修工事により長寿命化を図ることになります。

豊福小学校は、校舎が昭和45年に建設され、児童数の増加に伴い、昭和56年

及び平成元年に増築されています。建設から51年経過した校舎は、不具合が年々多くなり、児童の増加による教室不足も懸念しています。

教育委員会としましては、現在多くの建て替え事業を行っていますので、今後検討していきたいと考えています。

○19番（豊田紀代美君） 不知火小学校、小川中学校、それから松橋中学校と建て替えが続いている中、一番古い豊福小学校が取り残されております。児童の日々の学習の場である教室の不足、教室や廊下の狭さ、校舎の老朽化による雨漏り、校舎の破損など児童数も令和元年455人、令和2年470人、令和3年457人、令和4年459人と推移をしており、特別支援学級数も令和元年5教室、令和2年7教室、令和3年8教室、令和4年7教室が必要となっております。学校・保護者・地域の方々から建て替えの強い要望がなされておりますが、お考えをお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 熊本地震が発生する前は、昭和45年に建設された小川中学校と豊福小学校を大規模改修するように計画していました。しかしながら、老朽化と熊本地震で著しく被災した松橋中学校体育館と不知火小学校校舎等を優先し、建て替えを行いました。

その後、地震の影響や老朽化が著しく、天井の落下事故があった小川中学校及び外壁等の落下が懸念される松橋中学校校舎の建て替えに着手しました。

これらの建て替え事業に際しましては、設計期間が約2年強、建設はケースにより異なりますが約2年から5年ほどかかっています。

豊福小学校校舎は議員御指摘のように、雨漏りをはじめ、多くの場所に不具合が生じています。また、教室不足により図工室やパソコン室を他の教室に転用したり、特別支援教室に間仕切りを設置するなど、その都度対処してきました。

一方で、昭和49年に建設された体育館は、平成27年に大規模改修工事を行いましたので、今のところ不具合等は報告されておりませんが、熊本地震において、鉄骨ブレースが破断するなどの被害がありましたので、体育館も耐力度調査の対象と考えています。

現在は、先ほども申しましたが、不知火小学校及び小川中学校の建設と松橋中学校校舎建て替えの設計業務に取りかかっておりますので、まずは、これらの事業に集中したいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 教育部長の御指摘のとおり、学校・保護者・地域の皆さんから強い要望があっており、2月24日、豊福小学校に教育部次長、係長とともに豊福小学校校舎の現状視察にまいりました。校長先生、教頭先生から御案内をいただきました。校舎をくまなく調査をいたしました。写真で御紹介いたしたいと思

ます。

モニターをご覧ください。また、議長のお許しをいただきまして、豊福小学校校舎の現状についての資料を机上配布させていただいております。

雨漏りについて、1点目の昨年8月の特別支援学級教室の雨漏りについて、お盆の頃の大雨が続き続いた際に、特別支援学級教室の多数の場所で雨漏りが発生、床板のめくれ等もありまして、屋根は部分的に補修を繰り返しております。今年1月に床補修は完了しておりますがひいらぎ3教室、令和4年度には4年生教室の予定になっております。

2点目の今年1月のパソコン教室の雨漏りについてですが、これまで数回雨漏りが発生。8月の屋根補修後にまた違う場所、パソコン室のほか図工準備室などからも雨漏りがたびたび発生しております。令和4年度は特別支援の教室の予定になっています。

それから3点目、屋上でございますが、屋上の数か所で亀裂、補修、亀裂、補修の繰り返しを続けているところでございます。これも亀裂して補修を重ねている屋上の様子です。

それから、次に壁の塗装が剥がれ破片がよく落下して、手が届くところは処理しているが、破損箇所が多く子どもが剥いでしまうこともあるので、また手が届かないところもあるので処理しきれていないというのが、この壁の剥がれで、何か所もこういうことがあっております。

それから、階段床面の端がめくれているので、危険防止のためにガムテープで補修がされております。ご覧いただけますでしょうか。

それから、高学年の靴箱、床との接地面にぐらつきがあるので、業者によって応急処置を施しております。これが応急処置をした後でございます。

それから6年のトイレ。6年生のトイレは男子と女子の入口が一緒になっておりまして、先の方が女子のトイレ、手前ののれんのところが男子トイレでございまして、お互いに入っている様子が垣間見られるということになります。

次は、給食の配膳室が狭いため、学級ごとに間隔をおいて取りに来る。牛乳やパンも廊下において配膳をしている。そのため給食の全学級配膳完了までは、15分以上かかることもあるということです。こういうふうに、子どもたちがすれすれの場で狭いので、配膳の準備をしているところです。

それから、特別支援学級8クラスに対し、教室は5つで教室を細かく間仕切って使用しておりますので、音に敏感な児童もおり、非常に苦慮をしているという先生のお話でございました。これは身体の子どもの部屋です。こういう間仕切りで授業をしております。

それから収納が少ないため、3、4年生は屋上へ行く階段の部分に絵の具道具などの荷物や図工で作った作品、こういうふうに階段のところを利用して、ランドセル以外はこういうふうな形でしているので、廊下も狭く、踊り場のところにこうやって荷物を置いている状況です。図工などの作品も置く場所がないので、階段を利用してこういうふうに置いてあります。

それから、各教室の水道についてですが、各学級35人から40人いるんですけども、蛇口が2つしかないんですね。そのために手洗いに非常に時間がかかります。右のところは、雑巾を洗う蛇口です。

それと職員室の件ですが、職員室は職員用の机で埋まっており、臨時職員等には共用机の使用もあります。これは教室の様子です。非常に煩雑で臨時職員などは共同で机を使っております。これが靴箱です。とにかく女子用トイレが、女性が校長先生を入れると34人なんですけれども、トイレが2つしかありません。休憩時間は10分です。用は足せませんので児童のトイレを使ってやることもあるというふうにおっしゃっておいででございました。着替えるときに、今画面にありますように、3坪ぐらいのところ33人分のロッカーがありまして、とても着替えができるような場所ではないし、換気もなければ窓もありません。そういう中で先生方が着替えをされているということです。これは男の先生方は8人ですので、物置きとしても使われているということです、狭いためにですね。非常に今申し上げるように、換気もできないし窓もない、職員の手洗い場もない、トイレは34人いるのに2つしかない女性トイレというようなことでございます。

今、申し上げたことに関しまして、豊福小学校の校舎のいろいろ御紹介をさせていただきました。これに関して、豊福小学校の建て替えに関する平岡教育長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○教育長（平岡和徳君） まず学校という場所ですけれども、子どもたちが1日の大半を過ごす学びの場であり、そして生活の場であると同時に、非常時には地域の皆様の拠り所となる施設でございます。

しかしながら、豊福小学校校舎は建設から50年以上が経過しておりまして、議員御紹介のとおり、老朽化が著しく、最適な学校運営が難しい状況であると認識しております。

今後は、安全面の不具合や機能面での不具合、こういったものを見定めまして、学校関係者の意見を幅広く集約し、子どもたちの安全確保はもちろんですが、地域の防災機能強化の観点からも、学校運営について総合的に検討してまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 今後は児童や教職員だけでなく、保護者や地域の皆さんの

意見を広く集約していただくということ、また豊福小学校の老朽化のことも十二分に教育長、御認識いただきましてありがとうございます。また一方、学校運営協議会を今度導入され、3月18日には事前説明会があると通知をいただきました。私も豊福小学校の運営委員の1人として、今後校舎、体育館の建て替えのためになお一層努力をしていきたいと思っております。

最後に、守田市長に豊福小学校の校舎、体育館の建て替えについて、お考えをお示しいただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 学校は、児童生徒が安心・安全に生活する施設であり、災害時には市民にとって、とても重要な施設であると考えております。

しかしながら、まずは松橋中学校校舎の新築を優先したいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長御指摘のとおり、まずは松橋中学校校舎の新築を優先されるということに何の異論もありません。現在、宇城市立の小中学校の中で一番古く、老朽化している豊福小学校の校舎と耐震が心配されている体育館については、再度この議場に登壇をして、守田市長に強く御要望を申し上げたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして3点目、市営住宅についてでございますが、小さな1点目、まず宇城市営住宅長寿命化計画の概要について土木部長にお尋ねをいたします。

○土木部長（梅本正直君） 市内には、市営住宅団地が、熊本地震後に建設した災害公営住宅を含めて市内一円に59団地あり、その管理戸数は1,400戸程度です。そのうちの大半が、日本の高度成長期と言われる昭和40年代、50年代に建築されたものです。昨年度末の入居率は74%程度で、約1,000世帯が入居されております。

本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会が到来し、市営住宅が更新期を迎える中、これらのストックの効率的・効果的な活用方法を定め、適切にマネジメントしていくための計画として、令和2年度に今後10年間の基本計画となる宇城市営住宅長寿命化計画を作成しました。

本計画では、市営住宅の管理戸数を、国が示す宇城市の人口規模に応じた標準的な戸数に合わせつつ、団地ごとに地域性や規模の検討も行き、現在の入居数である1,000戸程度までに減らす計画としております。

しかしながら、公営住宅は、住宅セーフティネットの重要な役割を担う存在として、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者の住生活の安定性を確保する責任を果たす必要がございます。そこで、住生活の安定性の確保には最大限の配慮をし、生活が激変しないよう注意を払う必要がありますので、長寿命化計画はおおむね5年ごとに見直し、検討を行っ

ているところでございます。

○19番（豊田紀代美君） 小さな2点目にまいります。豊福団地・両仲間団地に政策空き家の貼り紙が目立っておりますが、今後の管理運営の計画についてお尋ねをいたします。

○土木部長（梅本正直君） 松橋町にあります豊福団地は昭和54年から57年、両仲間団地は昭和46年から50年にかけて建築されたコンクリートブロック造、平屋建の長屋タイプの住宅です。

昨年末の入居状況は、豊福団地が戸数84戸、入居数70戸で、両仲間団地が戸数108戸、入居数68戸と市内では大型の団地となりますが、両団地ともに耐用年数の30年以上が経過しています。幸いにも先の地震では大きな被害はございませんでしたが、現在の基準では、耐震性も満たしておらず危険な状態であり、両団地とも政策空き家として指定しております。

管理上は、政策空き家に指定している団地については、新たな入居の募集はせず、機会があれば移転の交渉を行っておりますが、高齢である等の理由により現在大多数の世帯が残っておられる状態です。

先の質問にありました宇城市営住宅長寿命化計画では、豊福団地は集約し、両仲間団地は現地での建て替えとしておりますが、住民の動向を見ながらの計画ですので性急に移転交渉を行うのではなく、丁寧に居住者に向け市の計画の周知に努めてまいります。

今後は、通常の軽微な維持管理は行いますが、集約や建て替えに向けた準備中であり、住宅に大きな不具合が生じた場合は、住宅の安全性や長期計画等の説明をしながら御理解をいただくようお願いし、修理ではなく、市で引っ越し費用などを負担しまして、移転をお願いしたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 豊福団地については集約、両仲間団地については建て替え計画との御答弁でございました。居住者に向けた計画の周知を丁寧に努めていただくように要望いたしておきたいと思っております。今後、集約や建て替えに向けての準備として、住宅に大規模な不具合が生じた場合には、修理ではなく、本市で引っ越し費用等を負担していただくというような御答弁もいただきました。計画の周知を徹底していただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、そういう周知の件で地元の区長から御要望がありました。長寿命化計画の説明、あるいはその両仲間団地に関してはその建て替えの計画とか、その都度要望があった場合には、必ず要望に応じて出向いて説明をしていただきたいというふうに思います。今後は、政策空き家に指定している団地につきましては、入居者が今申し上げましたように不安感を持たないように、長寿命化計画の現状が

確認できる通知や要請があった場合には、繰返しになりますが、是非で出向いて説明をしていただきたいと思います。と思っております。

最後になりますが、本年度末をもって御退職をされる職員の皆様、私も議場のみならず、いろんな課に出向きまして大変お世話になりました。いろんなことを御教授いただきましたし、分からない点も本当に膝を交えながら、皆さんに御指導をいただきました。その一つ一つが今思い浮かべられて、胸がいっぱいになります。それぞれの旧町時代から宇城市の発展のために、さらには宇城市民のために、長い間御尽力をされた方々に敬意を表し、本当に大変お疲れ様でございました。今後は健康に留意をされ、ますますの御活躍をお祈りいたしております。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（園田幸雄君） これで、豊田紀代美さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、福永貴充君の発言を許します。

○9番（福永貴充君） こんにちは。9番、清風会、福永貴充です。まず初めに、過去何度も質問として取り上げさせていただいております水害対策についてお聞きしたいと思います。

昭和47年、私が生まれた年になりますが、この年、豪雨により大野川水系が氾濫し、水害による大きな被害が発生しております。その後、県により大野川水系の河川改修が進められておりますが、まだなお、河川改修の工事が続いている状況であります。また、宅地化・商業地化の振興により農地が減り、水の保水力・貯水能力も減り続けております。さらには近年のゲリラ豪雨の増加も相まって、内水対策も非常に重要な課題となってきております。福祉政策、教育政策、地域振興策など重要な課題は多々ありますが、市民が安心して暮らしていただくためには、治山治水は政治行政の基本だという思いから、過去何度もこの質問を取り上げさせていただきました。そのような中、守田市長の御英断により、現在、宇城市におきまして3か所の雨水ポンプ場の建設計画が進められております。市民の方々からも大変期待の大きな事業であり、宇城市にとりましても、多額の投資となる重要な大事業だと考えております。今回は、この中から私の地元になります曲野、大野の雨水ポンプ場を中心に、水害対策についてお聞きいたします。

まずは、曲野雨水ポンプ場について、進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。

○上下水道局長（木見田洋一君） それではまず、現在進めております雨水対策事業の概要について御説明します。

松橋不知火公共下水道区域内における雨水事業の整備方針としては、令和2年度に雨水管理総合計画を策定し、令和12年度までに高良地区・大野地区・曲野久具地区の3地区に、雨水ポンプ場を建設する予定としております。

ポンプ場を建設するにあたり、国庫補助事業を活用するために必要となる法手続きとして、令和2年度に、都市計画法に定める都市施設への位置付けを行い、また本年度には、下水道法による下水道事業計画の変更認可を受けております。

その後、高良雨水ポンプ場及び大野雨水ポンプ場については、建設に必要な測量・調査・設計に着手したところです。

御質問のありました曲野雨水ポンプ場については、事業を計画するにあたり、放流先河川の2級河川明神川の管理者である熊本県との放流協議を行った際に、大野橋の架け替え及び護岸の暫定断面整備が終わったのちに、ポンプ場の整備を行うよとの条件が示されているところです。

これは、ポンプ場からの排水により、川が溢れて、決壊してしまうようなことになれば、これまで以上に被害が大きくなることが想定されるためです。

このため、県の大野橋周辺工事が完了したのちに、現時点ではまだ暫定的ではありますが、令和8年度から約2か年をかけて基本設計・詳細設計を行い、令和10年度から3か年をかけて整備を行う計画としております。

また、ポンプの排水規模については、毎分約250トンの規模を計画しておりますが、今年度より、明神川及びその下流部である大野川におきまして、しゅんせつ事業が県事業として行われております。

しゅんせつによりまして、河川の流下能力がポンプの規模にも大きく影響してきますので、今後の曲野雨水ポンプ場の整備に向けては、県や関係機関との十分な協議・連携を図りながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 現状、3つの雨水ポンプ場につきましては、都市計画法、下水道法などの法的な手続きを行い、曲野雨水ポンプ場につきましては、県の大野橋周辺工事ですかね、こちらが完了したのちに行う計画ということで理解させていただきました。ただ、熊本県の工事になりますので、その工事が完了した後となりますと、工事が遅れば、その分今答弁いただきました予定よりも、ポンプ場の建設も遅れるということになるかと思いますが、そこで次の質問になりますけれども、明神川の河川改修及びしゅんせつについて、こちらは何度かお聞きしておりますが、

現状の進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。

○**土木部長（梅本正直君）** 明神川の改修及びしゅんせつ工事については、事業主体の県に確認を行いました。それによりますと、河川改修については大野橋の架け替えについて事業が進められており、現在はう回路の仮橋設置について、借地補償の交渉が進められているところと聞いております。

具体的に工事を行う年度はこれからの交渉の結果によりますが、全体的な工程としましては、仮橋が設置されたのち、現在の橋を撤去して、新設が行われる予定です。市といたしましても早期に事業が完了し、少しでも水害が軽減するよう県に引き続き要望しながら、連携して事業の推進を図ってまいります。

次に、しゅんせつについてですが、明神川については、今年度でウイングまつばせ西側までの区間は今年1月までに完了しております。本流の大野川も、松橋4区と東松崎区の地区境にある永代橋上下流が2月までに完了いたしました。3月にはウイングまつばせ西側から新大野橋の上流付近まで、大野川は永代橋上流付近でのしゅんせつ工事の発注を行い、今年度の出水期までには完了する予定と聞いております。

こちらにつきましても、しゅんせつ工事に必要な仮置き場や処分場の確保などを、引き続き県と連携して進めてまいりたいと考えております。

○**9番（福永貴充君）** 県の管轄になりますので、宇城市だけではどうしようもできない部分はもちろんあります。そういった中、これまで土木部より県に対しまして粘り強く要望活動を行っていただいているおかげで、しゅんせつも始まっているのだと思います。この点につきましては感謝申し上げます。河川改修が早急に完了しますよう、今後も今まで同様に粘り強く働き掛け、要望活動をしていただきますようお願いしておきます。

それでは次に、3番目の大野雨水ポンプ場についてお聞きしますが、こちらにつきましましては、当初の計画に対しまして、地元大野区より早急なポンプ場建設の要望を受け、市長の御判断により、当初計画よりも前倒しで計画を進めていただいているかと思えます。そういった中での現状の進捗状況と今後の計画予定につきましてお聞きします。

○**上下水道局長（木見田洋一君）** 大野雨水ポンプ場については、先ほど御説明しました曲野雨水ポンプ場や高良雨水ポンプ場と同様に、令和2年度から本年度にかけて法手続きを行い、本年度、ポンプ場の測量・地質調査及び基本設計を地方共同法人日本下水道事業団と協定を結び、建設に向け取り組み始めたところです。

日本下水道事業団は、豊富な経験と高い技術力を持つ専門的な技術者集団で、地方公共団体を支援・代行する機関として設立された地方共同法人であり、日本国内

において雨水ポンプ場を約370か所建設している機関となります。

大野雨水ポンプ場の排水規模としましては、毎分約280トン程度の規模で計画しており、詳細設計を経たのちに、令和5年度から3か年をかけて整備を行う予定としております。

○9番（福永貴充君） 現在、大野につきましては測量・地質調査そして基本設計を行っているところで、令和5年度から3か年をかけて建設予定ということで安心をされましたけれども、この高良を含めた3か所、こちらの雨水ポンプ場建設計画につきましては、冒頭にも申しましたけれども、市民の方々にとりまして大変期待の大きい事業でもありますし、宇城市にとりまして多額の事業費を投資する大事業でもあります。この雨水ポンプ場につきまして市長の思いをお聞かせください。

○市長（守田憲史君） 福永議員におかれましては、これまで雨水ポンプ場の整備事業の実施に向けて、多大なる御尽力をいただきことに対し感謝申し上げます。

今後とも、水害から市民の生命・財産を守るため、福永議員の要望に沿った整備計画に基づき、宇城市では全力で取り組んでまいります。

福永議員におかれましては、安心して見守っていただければと思います。今後とも御指導よろしく願いいたします。

○9番（福永貴充君） 市長の力強い答弁をいただきまして、私も大変安心いたしました。市民の安心・安全な暮らしを守っていくためにも、今後も引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、4番目の浦川内地区の水路についてお聞きしたいと思います。まずこの水路の場所についてですけれども、熊本県の農業研究センター、一般的には果樹試験場と言った方が分かりやすいかもしれませんが、その西側にあり、そして県道中小野浦川内線や工業団地、山崎パンの工場がある工業団地になりますけれども、その東側に位置しております窪地の部分と言ったらいいかと思いますが、南から北へ南北に水が流れ、大野川水系につながっている水路になります。水路の上流部では果樹試験場からの雨水の流れ込み、また工業団地や県道からの雨水の流れ込みがあり、豪雨で雨量が多くなると水路から水が溢れ、水田に水が流れ出し、畔やのり面を削り取っていくということが近年何度も起きております。地域からは、何とかこの問題を解決してほしいといった強い要望が出ております。これまでも私も参加をしましたが、現地確認会や意見交換会が行われております。この問題につきまして、行政としての考えをお聞かせください。

○経済部長（黒崎達也君） 浦川内棚田地区は、先ほど議員がおっしゃったとおり扇状地の先端にあります。農地は周囲の道路等より低い位置にあります。平成元年度に土地改良総合整備事業で整備した農地でございますが、上流の東側に熊本県農業研

究センター、西側に県道中小野浦川内線がございますので囲まれておりまして、雨水が集まりやすい、すり鉢状の地形になっております。豪雨時には、排水路の能力を超える雨水が農地へ流れ込んでいきます。畔を越えて、のり面を洗い流してしまいます。

地元におきましても、この問題を解決したいとの思いから、令和3年12月26日に、地元受益者、熊本県農業研究センター果樹研究所、経済部、土木部などの関係者で意見交換会を開催しております。その中で、隣接する施設の排水状況や豪雨時の被災状況と被災農家の要望等が挙げられ、参加者で検討を行いました。

農地災害復旧事業の要件や団体営土地改良事業の採択基準などを検討してまいりましたが、地元受益者からの申請や地元分担金が必要になることなどから、結論には至っておりません。しかしながら、今後も関係各所と意見を交わしつつ、最適な方法を検討していくことを確約いただいておりますので、随時会議を開催し、浦川内地区の農地の維持に努めてまいりたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 今説明いただきましたように、豪雨時の雨水の流れ込みの問題があり、この流れ込みを減らすという方法、そういったことも1つの考えであろうかと思えますし、また水路を改良して流量を増やすということ、こういったことも1つの方法として考えられるかと思えます。先ほど説明もありましたけれども、県の果樹試験場や県の土木部、あるいは宇城市では経済部や土木部、そういったところが関わってくる事業になるのかなという思いがしておりますが、答弁の中でも随時会議を開催し、何とか解決に向けて取り組んでいきたいということでありましたけれども、それぞれの部署の方で連携を取っていただきながら、地域住民の方々の意見を今後もしっかりと聞いていただき、早急な問題解決につながることを期待しております。よろしく願いしておきます。

続きまして最後の質問になりますが、当尾市民グラウンドの今後の復旧予定についてお聞きいたしたいと思えます。熊本地震の発生からもうすぐ6年になろうとしております。震災後からグラウンドには仮設住宅の建設が進み、利用されてきました。そして入居者の方々も既に引っ越しをされ、仮設住宅の移設も進み、あとはグラウンドへの復旧ということになってくるかと思えますが、現在の進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。

○土木部長（梅本正直君） 当尾グラウンドは、平成28年の熊本地震発生以来既に5年が経過していますが、現在グラウンドとしての利用ができない状態となっております。

復旧にあたっては、日本体育施設協会の定める野外体育施設の建設指針により設計を行いました。令和3年12月には復旧工事を発注しておりまして、1月末まで

の工事進捗状況は順調で、住宅は解体を完了しております。2月に電柱を撤去しまして、3月にはグラウンドの整備に入っております。

3月は雨天の日が多いことから工事工期に若干の不安要素はありますが、6月の答弁で述べましたとおり、新年度には改良された水はけのよいグラウンドとして、再利用できるようになる予定でございます。

○9番（福永貴充君） 私も近くを通ったときにはどんな状況かなということで立ち寄ってみるようにはしておりますけれども、目に見える形で進んでいけば地域の方々も安心されると思います。答弁の中で3月は雨が多いということもありましたけれども、そういった中、無理な日程を組んで工事がかえって雑になってはいけませんので、その点しっかりとした工事が進んでいくようよろしくお願いしておきます。

時間が残りましたけれども、最後になりますが、宇城市の更なる発展と執行部、議員各位のますますの御活躍を祈念申し上げまして、私の最後の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（園田幸雄君） これで、福永貴充君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午前11時46分

第 6 号

3月9日 (水)

令和4年第1回宇城市議会定例会（第6号）

令和4年3月9日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問
日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木誠君	3番 山森悦嗣君
4番 三角隆史君	5番 坂下勲君
6番 高橋佳大君	7番 高本敬義君
8番 大村悟君	9番 福永貴充君
10番 溝見友一君	11番 園田幸雄君
12番 五嶋映司君	13番 福田良二君
14番 河野正明君	15番 渡邊裕生君
16番 河野一郎君	17番 長谷誠一君
18番 入江学君	19番 豊田紀代美君
20番 中山弘幸君	21番 石川洋一君
22番 岡本泰章君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 桑田祥一君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 天川竜治君
企画部長 西岡澄浩君	市民環境部長 杉浦正秀君
健康福祉部長 岩井智君	経済部長 黒崎達也君

土木部長	梅本正直君	教育部長	豊住章君
総務部次長	元田智士君	企画部次長	坂本優子君
市民環境部次長	森下功治君	健康福祉部次長	植野修君
経済部次長	浦田敬介君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	井住寿宏君	三角支所長	梅田徳久君
不知火支所長	岩竹泰治君	小川支所長	竹口則和君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂井明人君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	井澤ふさ子君
監査委員事務局長	松川弘幸君	農業委員会事務局長	白木太実男君
財政課長	米田年宏君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、4番、三角隆史君の発言を許します。

○4番（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、会派彩里の三角隆史でございます。世界を見渡すと、ロシアのウクライナ侵攻により両国に多数の犠牲者が出ており、泥沼の様相を呈してきております。世の中の関心事がウクライナ情勢に注目が集まり、国内の情勢に気持ちが向かないのが正直なところではないでしょうか。日本において、まだまだ新型コロナウイルス感染は終息の気配を見せず、飲食店を中心に大変な状況は変わりません。さらに石油をはじめとした物価高が雪崩のように起こっており、最近株価まで下がってきております。ウクライナ侵攻による影響が長引くことで、今後日本経済はどうなっていくのでしょうか。熊本県の経済、宇城市の経済はどう影響していくのでしょうか。非常に気になる場所でございます。早く平和な世界に戻ることを心から願うばかりです。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく2点、地域振興、スポーツ振興について質問させていただきます。まずは大きな1点目、地域振興について質問をさせていただきます。

先日、花の学校の廃止方針が示されました。これまで昭和37年戸馳中学校が廃止・統合され、平成17年に戸馳小学校が廃止・統合され、また、戸馳保育園の民営化に向けての公募も2度実施されましたが、受入先も見つからず、閉園の見通しということで、教育施設がのきなみなくなる事態となっております。三角において子どもたちの数が減少し、閉校・閉園せざるを得ない事情は理解できますが、みんな力で力を合わせ、島を守ってきた方たちの心情を思うと、いたたまれない気持ちになります。少子高齢化の波にのまれ、過疎化していくまちは全国各地どこにでもあつては分かっておりますが、この風光明媚で温暖な戸馳には、まだ振興についてやるべきことが残っていると思います。民間がやるべきなのか、行政がやるべきなのか迷うところでもありますが、あえて聞かせていただきます。市として、今後の戸馳地区の振興をどのように考えているのでしょうか。

○三角支所長（梅田徳久君） 戸馳地区の振興についてお答えいたします。

まず、近年の戸馳地区の状況について申し上げます。宇城市誕生当初の人口は、平成17年3月末で1,579人でしたが、令和3年3月末で1,167人となり、

15年間で412人、率にして約26.1%減少しています。

次に、宇城市誕生以降に戸馳地区で実施した主な事業を申し上げます。道路関係では、平成31年3月に開通した新戸馳大橋は、市の五大事業の1つとして約43億円もの巨費を投じており、戸馳地区の令和3年度末の人口一人当たりで換算すると約368万円となります。また、平成28年度には田井ノ浦本村線の拡幅、県営戸馳2期一般農道も整備しています。

農業関係では、県営戸馳地区土地改良事業を現在推進し、令和6年度からの事業採択を見込んで、関係機関及び地元関係者と準備を進めています。

漁港関係では、今年度、田井ノ浦漁港の護岸補修及び内潟片島物揚場の改修のための測量設計を実施しています。工事の完成は、田井ノ浦漁港が令和6年度、内潟片島漁港が令和5年度を予定しています。

交通関係では、平成22年4月から路線バス廃止に伴う乗合タクシーの運行を開始しています。

このように、近年では今申し上げたような事業を実施し、また実施中であり、これらは戸馳地区の振興に大きく寄与するものと考えています。しかし、宇城市戸馳花の学校は、令和4年3月末で廃止する案を今議会に上程し、先日可決していただきました。今後は、当該施設及びその周辺の若宮海水浴場などと一体的・有効的な活用方法を研究してまいります。

○4番（三角隆史君）　これまで、戸馳地区に投資していただいていることは十分理解しています。戸馳大橋に関しては、道路幅も広く、貴重な交通手段であり、歩行者、自転車も安心して通行できる橋になり、住民の皆様も大変喜んでおられます。ただ、この戸馳小学校閉校、花の学校の廃止、受入先のない戸馳保育園という現状から、住民の皆様はどこに希望を抱いて進むことができるのか、心の拠り所の場所はどこになるのか先行きが見えず、不安になるものであります。少しでも希望の光が見えるのであれば、地域のリーダーや若くてやる気に満ち溢れた方たちが、将来について語り合い、この島のビジョンがつけられるのだと思います。閉校になっている旧戸馳小学校である戸馳地区生涯学習センターや花の学校は、立地条件の良さに加え風光明媚な場所にあり、戸馳地区の振興には欠かせない場所であります。民間を含めた効果的な活用方法も協議する必要があると思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

○三角支所長（梅田徳久君）　まず、宇城市戸馳地区生涯学習センターの状況について申し上げます

現在、地元の子ども会が活動場所として施設の一部を使用しているところです。当該施設は、昭和57年に建築され老朽化が著しく、雨漏りの修繕に3,000万

円から4,000万円を見込み、現在の耐震基準を満たしていない施設となっております。

行政において、以前は施設整備などハード面に主眼を置いた事業が多くを占めていましたが、近年では人材活用などソフト面に主眼を置いたものも増加し、三角地域では地域活性化のための協議会が幾度となく開催されてきました。これからは人材投資、人材支援の時代だと考えています。

この戸馳地区花の学校と戸馳地区生涯学習センターの2つの施設を有効に活用していく方策を考えるには、まず、この地域を愛し、どうにかしたいという地元の熱意、思いが大事だと思います。戸馳地区におきましても、農家ハンターや若手のラン農家など優秀な人材がたくさんいらっしゃいます。市としては、地元の熱意、思いに耳を傾け、しっかりとサポートしていくため、地元有志による活性化のための協議会等を発足させていただき、施設の有効な利活用方法を研究してまいります。

○4番（三角隆史君） 協議会を発足していただけるのは、非常にありがたいことだと思います。協議会を足がかりに、戸馳地区が今後活気のあるフラワーアイランドになることを祈るばかりです。戸馳地区の方々は以前より住民同士の仲が良く、非常に結束力があり、方針が決まれば、一致団結して取り組まれます。自分たちでゼロから島をつくってきたんだという自負があらわれます。そういう戸馳地区の方々の結束力を活かし、戸馳島の活性化へ向けて住民の皆様と行政が手を取り合っていけば、住民の皆様も将来に希望を持ちながら、日常を過ごしていけるのではないかと期待をするところであります。今後も、戸馳地区に対する市のサポートをよろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。何度か一般質問で取り上げさせていただきましたが、空き家・耕作放棄地について、令和4年になって状況はどういうふうになっているのか、いま一度お尋ねをさせていただきます。

また、地域を巡回していると、壊れかけている空き家、まだ住めそうな空き家、また隣の畑は作物がなっているけど、荒れ果てている耕作放棄地だったり、一面耕作放棄地などをよく見かけます。亡くなられたり、農業に限界を感じ手放されたのだらうと思います。耕作放棄地に関しては、令和3年3月より空き家・空き地バンク制度に登録された空き家に付随する農地が、空き家とともに取得できるようになりましたが、どのくらい成果があったのかを併せてお尋ねをいたします。

○企画部長（西岡澄浩君） まず、空き家の現状と取組についてお答えいたします。

本市の空き家の現状としましては、平成27年度に実施しました空き家実態調査において、1,635戸の空き家があることが判明しました。その後、令和元年度に実態調査を行い、結果は1,533戸と平成27年度より戸数は減少しております。

すが、平成28年熊本地震の際に200戸程度公費解体を行っております。その分を勘案しますと、実質、空き家は増加傾向にあります。

そのような中、空き家の減少に向けた対策として、今年度から老朽化し、危険な状態の空き家の解体を促すため、解体費用の補助を開始いたしました。

実績としましては、相談が19件、そのうち6件が補助金の交付申請に至り、現時点において、全て解体工事が完了しております。

また、空き家の利活用を促進するため、空き家の改修に係る費用の補助を平成27年度から開始しております。現在までの7年間の実績は16件、このうち6件は直近2年間の実績であり、空き家改修の需要が高まっていることが伺えます。

令和3年度における空き家を利用したいという空き家バンクの新規利用登録者数は、令和4年2月末現在で過去最高の90人、空き家の新規登録件数も過去最高の21件となっております。

なお、令和3年版熊本県推計人口調査結果報告によりますと、令和3年10月1日時点における過去1年間の人口の動きでは、本市は86人の社会増となっており、転出者よりも転入者、宇城市に移転してくる方が多くなっています。

こうした状況を受けて、令和4年度からは空き家活用をさらに促すため、空き家改修補助金について、補助対象の拡大、補助上限額の引上げを行います。

今後も、引き続き補助制度等を活用し、空き家の減少につなげてまいります。

○農業委員会事務局長（白木太実男君） それでは、空き家・耕作放棄地についてお答えします。

まず、耕作放棄地とは、農林業センサスで定義されている用語ですので、今回は農地法で定義されている遊休農地という用語で御説明いたします。

全国的に農家の高齢化、後継者及び担い手不足、土地持ち非農家の増加等により遊休農地が解消されず、本市でも同様に遊休農地が年々増加しています。

市における農地面積は、令和3年3月末現在で、田が3,433ヘクタール、畑が3,976ヘクタール、合計の7,409ヘクタールで、そのうち遊休農地等の占める割合は、499ヘクタールの6.7%となっております。農地法に基づく遊休農地に関する措置として、農業委員会が毎年1回、農地の利用状況調査を行い、その後、遊休農地の所有者等に対して農地の利用意向について調査を実施します。その情報を農地中間管理機構へ提供し利用調整を行うなど、遊休農地の発生防止と速やかな解消を図っています。

また、新規就農者の受入れの促進及び遊休農地の解消・発生防止を目的に、先ほど議員がおっしゃられました、令和3年3月に宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準を策定しました。農地の取得にあたり、面積要件は30ア-

ル（3反）でございますが、空き家・空き地バンク制度に登録された空き家に付随する農地につきましては、別段の面積を1アール（1畝）です。1アール未満の場合はその面積と定め、農業委員会がその農地を指定することになります。ただし、農地の全部または一部が遊休農地であり、かつ賃借権や利用権が設定されていない農地であること、空き家・空き地バンクに登録されていることなどが指定の条件となりまして、条件が全て満たされれば空き家とともに農地が取得できるようになります。この実績としまして令和4年2月末現在、5件の9筆が空き家に付随する農地の指定を受け、そのうち3件の6筆が農地を既に取得されております。

今後、空き家に付随する農地が有効に活用されていくことで、遊休農地の解消の一因となり、また定住促進につながるものと考えております。

○4番（三角隆史君） 空き家に対しても遊休農地に対しても、少しずつかもしれませんが、効果が出ているということは素晴らしいことだと思います。空き家に関しては補助対象の拡大、補助上限額の引上げが行われるということで、期待をするところであります。今後空き家、遊休農地が有効に活用され、減少していくよう期待をし、次の質問に移ります。

宇城市の課題の1つでもあります鳥獣被害対策ですが、最近の被害状況、捕獲頭数についてお尋ねをいたします。また、長年続いております鳥獣被害対策において、有効な捕獲手法は出てきていないのかを併せてお尋ねいたします。

○経済部長（黒崎達也君） 有害鳥獣による農作物被害額は、令和2年度におきましては6,000万円を超えておりました。依然として高い水準にありますが、農業者の自衛意識の向上と捕獲技術の向上によりまして、令和元年度に比べれば被害額は500万円ほど減少しております。

また、被害に占める割合が最も多いイノシシの捕獲頭数で見ますと、令和2年度は2,400頭だったものが、令和3年度の見込みとしましては1,900頭と、500頭ほど減少していることから、イノシシ個体群の増加を抑える一定の成果は出ているものと推測しています。

市では、平成21年度から鳥獣害防止対策協議会を関係機関とともに立ち上げ、効果的に駆除するための取組を進めてきました。現在まで、猟具としては、箱型の檻の内側に撒き餌を置いておびき寄せる箱わなを251基、ワイヤーで足首を括るくくりわなを1,166基貸与しております。また、さらには、箱わな95基に対して、作動したときにスマートフォンに通知を送るセンサーを取り付けております。生息状況調査のためのセンサーカメラを17基配置するなどしております。IoTの活用も積極的に行い、捕獲の効率化を図ってまいりました。

そのほかとしましては、ワイヤーメッシュ柵や電気柵などの侵入防止柵の設置も

行っております。現在までに設置した侵入防止柵の総延長は、268キロメートルにも及んでいるところです。

今後も引き続き、耕作放棄地等野生鳥獣のひそみ場となる環境を地域ぐるみで改善していくことを基本といたしまして、野生鳥獣が生息しにくい環境整備と管理、農地への侵入・被害防止、有害鳥獣の捕獲を組み合わせた対策を推進していかねなければならないと考えております。

○4番（三角隆史君） 被害額が減少したとはいえ、高い水準にあるということですが、猟友会の御協力、農家の方々の努力また行政の支援で、対策はかなり進んできていると感じます。農家ハンターの頑張りで三角町はイノシシがかなり減ったとも聞いています。今後も引き続き対策強化をお願いし、被害が最小限に食い止められるようお願いしまして、次の質問に移ります。

地域の公役で草刈りをよくされると思うのですが、三角町において草・木の処分において非常に悩ましい現実があります。草を刈ったのですが処分はどういうふうにするか、可燃ごみの袋に入れてクリーンセンターまで運ぶか、ごみステーションの横にでも置いておいてくださいとの返事がほぼです。多いときは1トントラック5台分ぐらいの量かそれ以上出ます。こういった状況を打開するために、一体、三角の方たちはどうすればいいのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 草・木の処分についてお答えします。

基本的に草・木の処分については、その土地の所有者または管理者の責任において処分することになります。しかしながら、公共の土地や管理者不在の土地など地区のボランティア活動で管理していただいているところも多数ございます。

処分方法としましては、そのまま切り倒しで自然に返す方法であったり、宇城クリーンセンター等への直接搬入または業者に依頼しての処分が一般的です。

ボランティア活動の一環で処分する場合は、無料の搬入許可証の発行を受けて宇城クリーンセンターへの搬入や、可燃物ごみ袋の提供がございます。また、堆肥の原料として農家の遊休地への搬入も考えられます。

平成24年4月には国の第4次環境基本計画が策定され、持続可能な社会の構築を目指し、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成することが目標として掲げられました。市としましても、環境基本計画に則り、環境負荷低減や循環型社会の構築に向け取り組んでいるところです。

そのようなことにより、できるだけ環境負荷をかけない方法で処分に御協力いただくとともに、道路敷や河川等のボランティア活動で出る草・木の処分についてお困りのときは、管理する部署と事前に処分方法を協議の上、実施をお願いしたいと

思います。

- 4番（三角隆史君） 処分する場所、近くに草ステーションみたいなところがあれば、そこに捨てに行きますが、そういうところもなかなかありません。暖かくなると草は次から次へと生えていきます。刈っても刈っても追いつきません。草・木の処分がスムーズにできる方法を考えていかなければ、先ほど質問しました遊休農地、空き地は増えるばかりではないでしょうか。どうか良い方法を共に考えて、ちょうどいい、住みやすい宇城市を目指していきましょう。

次に、再質問に移ります。こういった公役の作業中、もしけがをした場合、市として保険等の対応があるのかをお尋ねいたします。

- 総務部長（天川竜治君） 市では、行政区が行う道路及び河川等の清掃作業や除草作業でのけが等に対応するため、全国町村会総合賠償補償保険に加入しております。

保険が適用されるには、各行政区において事業計画書の事前提出が条件となりますので、毎年3月に各行政区長へ事業計画書の提出依頼を行っております。

補償内容につきましては、事故によって死亡または身体障害、若しくは入院・通院を伴う障害を被った場合に保険金が支払われることとなります。

- 4番（三角隆史君） 再び再質問をさせていただきます。公役の作業において、草刈りをしていて、もし小石が駐車していた車の窓ガラスを破損させた場合とかも、保険の対象となり得るのでしょうか。

- 総務部長（天川竜治君） 最高1事故1億円の財物賠償保険の対象となっております。

- 4番（三角隆史君） 保険適用になるのは、安心して公役に臨むことができるのでよかったですと思います。くどいようですが、草・木の処分は明確な指針があった方が、まち自体がきれいになり、宇城市のイメージアップにつながることでと思いますので、調査研究していただきたいとお願いいたしまして、次の質問に移ります。

今、三角保健センターの解体作業が行われていると思います。軟弱地盤であるが故に、解体自体に疑問は持っておりませんが、今後どういうふうになっていくのかをお尋ねいたします。

- 健康福祉部長（岩井 智君） 旧三角保健センターは、平成10年に供用を開始しまして、20年以上が経過しております。また、供用開始当初から小規模ではありますが継続的に地盤が沈下傾向にあり、その影響で建物が傾きはじめ、利用者の安全が保てないと判断したため、令和2年第1回市議会定例会において用途廃止の議決をいただき、その後施設の解体事業を行っております。

解体工事の進捗状況ですが、令和3年11月22日に着工し、本年3月25日にしゅん工の予定であります。

建物解体後の土地については、更地に戻し、行事等の臨時駐車場や資材置き場と

して利用できるよう整地をいたします。

将来的な土地の利用計画については、庁舎内で情報を共有しながらその安全面も考慮しつつ、効果的な利用について協議する予定であります。

○4番（三角隆史君） 三角保健センターはJR波多浦駅の近くにあります。この駅の近くにあるということは、人を呼ぶ、たくさんの人にお越しいただくという絶好の場所になり得ます。そのためには目的となり得る場所にならなければなりません。そういった場所に、三角保健センター跡地を生まれ変わらせてほしいのです。どうかこの場所を人の集える場所になるよう協議していただきますようお願いをして、次の大きな2番、スポーツ振興についての質問に移ります。

スポーツ振興において欠かせないのが、各スポーツ協会ではないでしょうか。宇城市において、こういった種目の協会があるのかをまずお尋ねいたします。

また、先日Vリーグ加盟のフォレストリーヴズ熊本と連携協定を結ばれ、旧豊野中体育館を練習場として提供するということになりました。宇城市のスポーツ振興の口火を切ったと言えます。そこでバレーボールも含めた各種目が、今後スポーツ振興を目指す宇城市において、こういった展望を持っているのかを重ねてお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 各種目協会につきましては、陸上競技・水泳・サッカー・軟式野球・バスケットボール・バレーボール・ソフトテニスなどのほか、合わせて30の種目協会がございます。これらは、県の各種目協会の下部組織となる一方で、体育協会の加盟団体としての一面も持ち合わせています。

競技スポーツの振興については、各種目協会を中心とした取組が行われていますが、競技力を見極める1つの指標として、県民体育祭での成績があります。合併後、宇城市では上位入賞の成績を維持しておりますが、好成績を続けていくことは容易ではありません。

市としましては、体育協会への補助金交付を通して、各種目協会への支援を続けておりますが、まずは、喫緊の課題でもあります高齢化に伴う競技団体の組織力衰退が懸念されるため、競技人口の拡大や組織強化に向けた各団体による自主的かつ主体的な取組を尊重したいと考えます。また、各種目協会による大規模なイベント・大会等とも連携し、将来的には数多くの種目において競技人口が拡大し、衰退することなく充実することを目標に、引き続き支援してまいります。

○4番（三角隆史君） 宇城市議会には、県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会を設置しています。そういった中で、各種目のスポーツ協会は、誘致に向けてとても重要な役割を担っております。議会と協会と行政が力を合わせてこの誘致が実現できるよう願い、次の質問に移ります。

宇城市におけるスポーツの大会は、ほぼ旧町単位の大会を引き継いでいるように感じますが、宇城市独自の大会を今後コロナが終息してから開催しないのか。また種目によっては、有名選手などを招待することで大会の盛り上がりを図り、宇城市にたくさんの人を呼べるのではないかと期待をするのですが、そのようなお考えはないのかお尋ねをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 市を挙げてのスポーツ大会ということでは、この3月に開催予定でありました宇城市民駅伝大会が記憶に新しいところですが、旧町ごとに開催されている駅伝・マラソン大会と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら開催中止となりました。

また、2月に開催が予定されておりました郡市対抗熊日駅伝大会も中止となり、県民体育祭に至りましたは、昨年度に引き続き2年連続の中止となり、非常に残念な状況となりました。

そのほか、大小様々な大会・イベント等も、コロナ禍の影響により軒並み中止となり、憂慮する事態が続いております。

今後においては、コロナ感染症の拡大状況ひいては終息状況を踏まえまして、まずは、各種大会等における充実を念頭に置き、とりわけ第1回目としての開催を控えております宇城市民駅伝大会につきましては、主催者である体育協会としても、是非成功させたいという強い思いでおられますので、市としましても協会の意向を尊重し、可能な限り協力させていただきたい思いでございます。

また、有名選手がそうした各種大会にオープン参加していただけるような話など、一部で話題になったことも聞き及んでおりますが、そうした機会があれば、是非実現できるよう協会との連携を密に行い、更なる支援を続けてまいります。

○**4番（三角隆史君）** スポーツで人を呼ぶということにこだわりを持って、この4年間の中で数回スポーツ振興について質問をさせていただきました。宇城市は地理的優位な場所にあり、十分可能性がある立地です。その気になればどこにも負けない環境にあります。そこで教育長に、宇城市のスポーツ振興に対してどうのお考えかお尋ねいたします。

○**教育長（平岡和徳君）** それでは、スポーツ振興についてお答えいたします。

私は、スポーツは社会を動かすエンジンの1つというふうに考えております。本市ではその排気量を上げるために、著名な監督や選手など、スポーツ講演会において講師を務めていただいたことは、記憶に新しいところでございますが、三角議員が今言われているように、各地で開催される大会等におきましても、そうした有名なアスリートなどから何らかの形で参加や協力をいただき、話題をつくり、スポーツ振興をより発展させていくことは、大変有意義なことだと考えるところです。

今後は、コロナ禍における状況を踏まえながらではありますけれども、子どもたちやアスリートは本物を見て、本気になって、本物に変わっていくというふうには考えております。市教育委員会としましても、チャンスを見極めながら性別や年齢、障害の有無にかかわらず、可能な限り支援と改善を続けてまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 貴重な御答弁をありがとうございました。今年度2つのオリンピックを見ました。選手たちの懸命な姿は感動を呼び、心を震え上がらせました。スポーツの力はみんなを元気にします。元気をつくる宇城市になれば、なおすばらしいことではないでしょうか。元気を呼べる宇城市になれるよう、スポーツ振興に力を入れていただきますようお願いをいたします。

最後に3月いっぱいをもちまして定年退職をされる職員の皆様、今まで宇城市のために御尽力され、誠にお疲れ様でございました。また大変お世話になりました。今後も何かしら宇城市に関わってこられると思います。今後も共に宇城市発展のために頑張っていきましょう。ありがとうございました。

これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、高本敬義君の発言を許します。

○7番（高本敬義君） 皆さん、こんにちは。7番、高本です。早速ですが、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

まずは大きな1点目、市民病院についてお伺いをいたします。宇城市民病院は、これまで長きにわたり市民の健康と命を守り、地域医療に大いに貢献をしてきたと思っています。またそこで働いてこられた歴代医療関係者の方々の御苦勞に敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。ところで、その市民病院が今回病院の在り方検討委員会の答申を受けて、宇城市は定例会冒頭に市長の施政方針として民間譲渡やむなしという公表をされました。

そこで1点目に、検討委員会に係る経過等についてお尋ねをしたいと思います。

○副市長（浅井正文君） 近年の宇城市民病院の変化を交えて、市の対応について説明いたします。平成24年6月に消化器外科医師、野澤医師が退職されて、3人の常

勤医師が2人になりました。それと平成25年度には、地域医療が時代の流れとともに変化する中、宇城市民病院の現状分析及び経営改善支援業務により、回復期機能が地域に不足することから、地域包括ケア病床への転換を病院へ提案いたしました。しかし、その提案は受け入れられませんでした。

その後、病院の経営については、公立病院に対する国からの赤字補填の減少や熊本地震の影響なのか、平成28年度から赤字に転じており、平成28年4月14日が前震、16日が本震です。ですから、年々の経常損益の赤字幅が大きくなっておりま

す。令和元年9月の熊日新聞に、再編が必要な公立病院及び公的病院のリストが厚生労働省から掲げられました。熊本県内では、熊本市民病院を含む7施設があり、宇城市民病院もその1つになります。

その後、副院長が令和3年3月に退職をされました。この退職を前提とした病院の立て直しについても、事務長らと協議を複数回進めましたが、改善策と言えるものではありませんでした。これが、在り方検討が必要となる大きな要因になりました。

医師の確保については、平成29年度から私を含め、大町院長、坂井事務長と熊大医局へお願いしてまいりました。しかし、県内一円の医師不足の状況からも、常勤医師の確保はかなり難しかったと言えます。

市民病院については、平成25年度から9年の歳月はかかりましたが、私自身、常に改善が必要だと考えておりました。

職員との話し合いについての質問は、在り方検討委員会については、存続を前提とした議論の場であり、病院の事務長が事務局に在席していましたので、情報の共有や市民病院における重大な課題は職員自らが認識されていると思っております。

なお、答申書提出後の2月7日月曜日において、院長へ答申内容の説明を行っております。

○7番（高本敬義君） 一番最後に、2月になってから院長へ答申内容の説明ということで、そのこともやや問題があるなというふうなところは感じております。

そこで、医師確保が困難というお話ですが、これまでの一般質問等々での私のやり取りと重複する部分はあるかもしれませんが、お答えをいただきたいと思っております。宇城市として熊本大学病院だけでなく、例えば相談相手としてはほかの自治医大とか、地元の医師会とか熊本県とか、いろいろ相談先はあるんじゃないかと、そういうところの具体的な取組、努力をどうやってこられたのかというのをまず明らかにしないと、ただただ確保できなかったということだけでは、この民間移譲とかいう議論が成り立っていかないような、住民としてはですよ、住民

の心情としては成り立っていかないような気がします。医師確保ができないという原因とか理由を市としてきちんと捉え、分析・解析をした結果ということであればそれを明らかにするべきであって、自治体の市がそういう医師の確保ができないということであれば、今回の答申若しくは市長の施政方針の中で、民間譲渡もやむなしと言いながらも、公立が医師確保が難しいのであれば、民間はなおさらこの国内の現状の医療専門職の確保が難しいという中で、それも民間にいても医師の確保は難しいのではないかというふうなところを思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（浅井正文君） 熊大医局にはお願いをしておりますけれども、それ以外にはお願いはしていません。

○7番（高本敬義君） 今の点でいくと、いつも副市長の答弁は少し紋切りで、自治医大には例えばこの本議会でない場面でも自治医大とかもできるのではないですかと言っても、いや、それはできないという紋切りで、これまでのその熊大との関係は大事にしたい、その綱、糸は大事にしたいというお気持ちは分かりますが、最終的にこういう宇城市民病院をもう廃止をして、民間に譲渡をせざるを得ないというそこに至るまでの過程としては、それは自治医大とかほかの、例えば市民病院の予算の中に、負担金として公立病院の協議会とかそういうのがありますよね。自治体立病院協議会みたいな、そういうところとのネットワークもまた模索をしてみるとか、そういう手立て、手練手管の対応が見えてこない。だから、単純に熊大が駄目だったからということでは、市民感情としてはいかがなものかという問題意識を持っています。いかがでしょうか。

○副市長（浅井正文君） 現実申しますと、熊大以外にはお願いはしていません。自治医大とか何とか、高本議員が言われるようなことをすれば、熊大からの医師が来なくなるという不安があります。ですから、一本に絞ってというようなところです。

○市長（守田憲史君） 副市長が述べましたとおり、熊大医学部でも医局の先生方もいろいろいらっしゃると思いますので、それをまたがってお願いするのもまたなかなかセンシティブなところではありますが、そこもいろいろな関係の中でお願いはしているところがございます。先日ですが、熊本県健康福祉部の幹部ともお話、情報交換をする中、現在も宇城市民病院は、7人ほどの非常勤の先生を医局から派遣していただいております。今後、やはり医師不足の中、この常勤医師もですが、この非常勤で派遣していただいているお医者さんも、今後医局としては大学としては、派遣できなくなるであろうことは考えておかなければなりませんということ、健康福祉部からも教えていただいたところがございます。極めて医師不足で、今後の医師確保は難しいと考えます。

また、大町先生は立派な先生でございます。土曜、日曜も出てきていただいております。

ります。この立派な先生がやはり院長としておられても、赤字幅もかなり大きくなっている中で65歳の定年を70歳まで延長させていただきました。大町先生は、70歳まであと2年間でございます。大変頑張ってくださいておりますが、もし、その先生が病気にでもなられようものならば、もう完全に宇城市民病院の機能が止まってしまいます。そういう危機管理も含めて、極めて厳しい医師確保をしなければならぬ中での総括的な今回の判断でございます。

○議長（園田幸雄君） 高本議員に議長から申し上げます。要旨の項目を踏まえた質問をしてください。

○7番（高本敬義君） 小さな2点目の在り方検討委員会の答申についてということに移りたいと思いますが、この答申は1月20日だったのですかね、報告をされました。マスコミに公表されるのが15日の本議会の後だったと思うのですが、現場の病院職員に話すのを後に回して、マスコミ公表を先にされたという、そこはいかがなものかというのがありますが、現場職員にとってみれば、結果的にこういう民間に譲渡されるということであれば、後でまた話題になります。職員に対する説明とかもされてはいるようですが、ある意味職員にとってみれば死活問題というか、そういうことになってくるわけですが、あえてマスコミを先にしなければならなかったのは何かあるのでしょうか。

○市長（守田憲史君） 在り方検討委員会から答申書を1月20日にいただきました。

答申の内容は、「市民病院の経営形態は、民間への譲渡が最も適切であることを結論とした」という内容です。発表の時期は、遅くとも2月15日の施政方針までに決めたいと考えていましたが、決断までには時間がかかりました。

熟考した結果、まずは議会、職員組合にも同日に説明しました。

また、翌日には病院職員に対しても説明をしております。あくまでも、方針決定をしてから説明することが筋ですから、公表をストップしたわけではございません。

実際、今後この方針を出したからには、まずは議会に御報告するのが一番です。その次に、その日の午後3時にマスコミに発表させていただきましたが、我々はマスコミに発表したというよりも、市民に対してお伝えするのにマスコミの方々を呼んで、そしてマスコミの方々に公表することをもって、まず市民の方々に報告をしたというところでございます。そして職員組合、病院職員の人に説明が遅かったではなくて、その日のうちに職員組合には御報告しまして、翌日には病院職員の人にも説明をいたしました。ここに時間差があったとは思っておりません。

○7番（高本敬義君） 今市長の答弁でいきますと、小さな3点目への現場関係者への対応についてという、その部分もやや含まれていたような気がいたします。現場の方への説明もされております。基本的には病院職員の雇用、任用の継続、そうい

うのには責任を果たすということのようですが、組合も含めて今答弁がありましたけれども、十分に話し合いを持たれて、良い結論を出されるように最大限の努力をしていただくよう、市長に再度その確約というか答弁をお願いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 病院職員及び職員組合へ情報を提供し、話し合いを行いながら努力してまいります。

○7番（高本敬義君） 御存じのように、医療専門職というのはその技能とか経験、私たち通常の間には経験のないような、そういう技量を持っておられる方ですので、逆に言うと市役所というこの職場の中で、大きい市役所という枠の中で任用を継続していくということになると、非常に大変な人事の苦勞も出てくるかと思えます。具体的な配置先とかそういうのも検討はされていると思いますので、十分御配慮いただきますよう、この場ではまずは要望をしておきたいと思えます。

小さな4点目、住民とか市民、利用者の方への対応についてということで、これまでの対応をお尋ねいたします。

○市民病院事務長（坂井明人君） 2月15日の施政方針において、宇城市民病院を民間に譲渡する方針が発表されました。2月16日の新聞などでも報道されました。

病院利用者からの問合せに対応できるよう、事務・窓口・看護師などで打ち合わせをして対応に備えていましたが、そのことについての問合せはほとんどありませんでした。2月25日に松橋町豊福校区の各行政区長、松橋町の各校区の代表区長、松橋町の老人クラブ連合会役員、婦人会役員等に集まっていただき、宇城市民病院説明会を開催しました。

その中で市民病院の概要、現在の状況等を市民病院から説明し、在り方検討委員会からの答申内容については、市長政策室から説明を行いました。

その後、意見交換の場では、「市民の安心のために公立病院として残していくことが必要ではないか」「医師不足で仕方ないと思う」「何とか継続してほしいが今の現状では仕方ない」などの意見が出されました。

現在は方針が示された状態で、今後の引受け先など不透明な部分もありますが、病院の利用者が無用に不安がられないように丁寧な説明を心がけてまいります。

○7番（高本敬義君） 2月下旬に住民への説明会というか、といっても今御説明がありましたのは、いろんな各種団体の役員の代表者ということで、その方々への説明ということではありますが、それだけで十分というふうには受け取れません。一般の市民に対してどう対応していくか、説明をしていくか、経過を説明するか、そういったことが非常に大事だと思います。広くこの自治体の行政が重大な案件を持って住民に説明をしたり、意見を拝聴したいというときには、幅広く市民全体に周知をして集まっていただいたり、こちらから出向いて回っていったりという、そう

いうことをしていくのが一般的な自治体、行政の手法だろうというふうに思います。これは必要であれば、こういう決定がなされる前であっても、検討中であっても、遅かれども今からであっても、それはすべきだろうというふうに思います。市民への説明懇談会、意見交換などはこれで終わりでしょうか。市民の中には、新聞は見たけども、私は何もこういうことは聞いていなかったという方もおられます。市民への説明、意見交換等々はこれで終わりでしょうか。改めてお聞きします。

○市民病院事務長（坂井明人君） 実際、今病院に来られる方についてお問合せ等があった場合には、病院の方で丁寧に説明を行ってまいりたいと思います。今現在では、今後引受け先等がはっきりしておりません。その辺がはっきりしていないと、なかなか説明をうまくすることができませんので、ある程度引受け先等が決定しましてから、今後の病院の運営について説明を重ねていきたいと思います。

○7番（高本敬義君） それは違います。絶対違います。それだったら結論が決まったから、市民の皆さんこれでいきましょうということにしかありません。しかも、病院に来られる方にはというお話ですが、医療機関は決まった方が来られるわけではないのです。今日、明日病気になる方も来られるかもしれないんです。ですから、広く一般市民にというこのことを言っているんです。そういう行政の対応がないままに、この行政サービスの大きな宝、柱であることを廃止する、民間へ譲渡するという結論を出すこと自体が間違っていると思います。プロセスを大事にしてください、決定するプロセスを。もう一度お尋ねします。

○市長（守田憲史君） 先日、地区の区長さん方には御説明をさせていただきました。広く宇城市民の方々へ説明しなければならないところですが、現在コロナもあり、その段階ではないと考えますが、しっかりと市民の方々に御理解いただけるよう、今後対応を考えたいと思います。

○7番（高本敬義君） 今、市長の答弁を受けてですが、小さな5点目の執行部の対応についてというところに移っていきたくと思いますが、冒頭にも言いました、長年市民の健康と命を守ってきたこの市民病院の経営から、宇城市が手を引くというそういう判断は、非常に重いものだろうと思います。軽くはなかったと思います。それは、首長である市長に対しても、大変だったろうというふうに感じております。ただ、改めてその検討委員会の皆さんにも、御苦労さまでしたというふうには言いたいのですが、改めて市長そして私たちこの議会、議員も、こういう1つの提案、方針を提起されたわけですので、状況が変わってきたところがあります。ありますが、そういう状況も踏まえて、そして市民病院も含めて、今回のことに関して院長の考えとか顔が見えてこないんですね。これまでもずっと言っていました。どれだけの回数、度数で、市長とか含めて院長との意見交換などあったか分かりません

が、それはもうあえて言いませんけども、市民病院も含めて、市長も含めて、議会も含めて、その主体的に責任を持った議論と検討を継続する、そのことを先ほどの市長の答弁も重複するかもしれませんが、そういうことを強く要望したいと思えます。市長の答弁をもう一度お願いします。

○市長（守田憲史君） 御指摘は分かりますが、何度も言いますが医師の確保がもう限界に来ているというところがございます。その中でその点を重々御理解いただく中、今後市民の方々や関係者の方々にも、御説明をさせていただきたいと考えます。

○7番（高本敬義君） 先ほど申しましたように、議論と検討を主体的に行うということで、改めてまた要望しておきます。ちなみに、第2次宇城市総合計画後期基本計画、市長も当然御存じですが、1年前です。1年前に後期が私たちの手元に来ました。46ページ、地域に根差した病院事業の充実、宇城市民病院というのがあります。これは、概略見ていただければ分かりますが、推進する文言です。少し立ち止まって考えようとかいう話はありません、1年前です。あえて答弁は要りませんが、総合的にこういうことも市民に対しては表明しているわけですので、そのことに対する釈明なり説明も、当然必要になってくるというふうに思います。

時間がありませんので、次の質問に移りたいと思います。2点目は、子育て支援についてであります。昨日豊田議員が、子どもセンターに関連してもう質問されましたので、重複する部分はもう割愛をしていきたいというふうに思います。前回12月もお聞きしましたが、豊田議員への答弁をいろいろお聞きしている中で、いろいろ事業を保健センターから移転させたり、子育て支援から移転させて集中・集約をさせる、そういう構成を答弁されました。そういうことであれば、やや人員のことも少し概要が分かるかなということを感じましたので、その点をお尋ねします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 子ども子育てに関する総合的な拠点施設における人員配置計画についてお答えします。

昨日の豊田議員の質問でも答弁したところなのですが、子ども子育てに関する総合的な拠点施設では、現在、宇城市保健福祉センター内と子育て支援課内で実施している事業を集約移転し、総合的な子育て支援施設としての事業展開を予定しております。

この集約予定事業の中には、保育士などの専門職を配置した方がより効率的かつ効果的な事業、例えば利用者支援事業や子ども家庭総合支援拠点事業、子育て支援センター事業などがあります。また、会計年度任用職員の配置により補助金交付対象となる事業もあるため、人員配置については、事業内容とともに今後具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○7番（高本敬義君） いろいろ配慮しながら是非検討いただきたいと思います。豊

野保育園の民間移譲に伴う保育専門職の配置、それとこれまで少しやり取りをしてきました、先ほどの市民病院に係る医療専門職などの配置などが可能なかどうなのか、そういったことも人事配置の課題としてありますので、総合的に勘案していただきたいというのが要望として出しておきたいというふうに思います。

それと、これは少し心配な点で一応問題提起だけしておきます。事業集約型で不知火支所に行くことは、それはよしとしながらも、少し単独施設ということで、ややそこに弊害が生まれてきはしないかなど。行政はどちらかという職場というか水平的な連携を取りながら、事業をスムーズに円滑に進めていくという場面がよくよくあります。そういったことでいくと少し場所的に離れていくということで、事業が完全に、完璧に実行できるようなところが心配されますので、そういったところは体制づくりとしては是非御配慮をお願いしたいということで、今日は要望をしておきたいと思います。

それから子どもセンターあたりに、保育士とかそういう専門職も一部必要になるだろうという答弁も12月にはありました。それに関連してですが、補正予算のところでもお尋ねしましたけれども、今回、国の方で保育士や放課後児童支援員、学童の支援員の処遇改善補助事業が提起をされました。今実際いろんな申請とかももう行われているようでありますが、宇城市は公立の施設の職員の賃金は、私立に比べてやや高めであるという認識を示されて、だからこの事業は、公立には適用しないということで答弁をいただいたかと思います。どれだけ高いか安いかは、どういうふうに認識されているか分かりませんが、1つの指標として、よく使われる指標ですが、全国的に全ての職種の平均賃金35万2,000円、保育士の平均30万3,000円。これは宇城市の広報から出てくるあれですが、宇城市の人事管理上、職員は平均で41歳、31万6,800円。会計年度任用職員、保育士初任給は1級の1号で14万6,100円。これが3年経過したとしても1級の9号、15万4,900円。最大いったとしても保育士は1級の37号、20万2,200円。こういう比較の数字を出したときに、どういう根拠をもって公立が高いから適用しないというふうに判断されたのか、その点をお願いします。

○議長（園田幸雄君） 高本議員、今の質問は通告にありますか。

○7番（高本敬義君） 子どもセンターに保育士が行くという可能性はあります。その保育士の処遇改善もこれに含まれています。

○議長（園田幸雄君） いえいえ、補助金関係は通告にありませんので許可いたしません。1回目の注意をいたします。次の項目に進んでください。

○7番（高本敬義君） それでは3点目、最後の質問ですが、地方創生連携中枢都市圏への対応ということで、私は、建設経済常任委員会に所属をしているわけですが、

令和4年度の一般会計当初予算の林業総務の負担金の中に、熊本連携中枢都市圏アライグマ生息状況調査事業負担金259万9,000円というのが計上をされておりました。経済部の説明でいくと、熊本市、宇土市、宇城市、玉東町がこの事業に参加をして、監視カメラ80台、そのうち宇城市には25台が配置されるという、こういう事業の説明はありましたが、予算書の全体を見るとこの連携中枢都市に係る予算が金額的にはそんなに大きくない場合もありますが、点、点、点と混在をしております。ですから総括的にどういったこの中枢都市圏の構想の事業、現状、展望などをお尋ねしたいと思います。

○企画部長（西岡澄浩君） 本市は、平成28年3月に熊本市と熊本連携中枢都市圏の形成に係る連携協約書を締結し、現在、熊本市及び圏域の16市町村とともに、人口減少社会にあっても持続可能で魅力的な圏域の形成を目的として、連携協約に掲げた多種多様な事業に取り組んでいます。

昨年9月に改定した熊本連携中枢都市圏ビジョンでは、目指すべき圏域の姿を、圏域市町村がそれぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、ひとつとなって大きな力となり、九州中央の交流拠点を目指していくこととし、圏域全体の経済成長とけん引及び高次の都市機能の集積・強化に関する取組は、近隣市町村と連携しながら主に熊本市が担い、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組は、熊本市と構成市町村が共同して担うこととしています。

近年の主な取組としましては、連携中枢都市である熊本市では桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業が完了し、中心市街地ににぎわいを創出しております。市民の生活に身近なところでは、病児・病後児保育における圏域住民の相互利用や、自殺対策強化と災害等への対応を目的としたSNSによる相談業務など、連携市町村のネットワークを活かした事業に取り組み、利用実績も年々向上しているところです。

また、熊本連携中枢都市圏では、令和2年1月に、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言、令和3年3月に、地球温暖化対策実行計画を策定し、18市町村共同で脱炭素化に向けた取組を始めています。

このほか食品ロス削減の機運を高めるフードドライブや令和4年度からは、SDGsパートナー事業、オンライン合同就職説明会の共同実施など、新たな時代のニーズに沿った取組を展開しています。

熊本連携都市圏を形成する市町村が、連携協約に沿った取組を推進することによって、人々が集い、暮らしやすい圏域の維持が可能となり、将来にわたる人口減少のダムの役割を果たすものと考えます。

○7番（高本敬義君） この中枢都市圏構想というのは、経済成長のけん引とか工事の

都市機能の集約は熊本市、中枢都市です。そのほかの生活関連機能サービスの向上は、そこに入っている宇城市みたいな連携市町村が担うという、やや差別的な役割分担というのがよく言われます。その結果、熊本市などの中枢都市にヒト・モノ・仕事が集約促進されて、その周辺の連携市町村はやや限定されていくということでもあります。こういった圏域内の自治体を少し差別化されるということという問題・課題についてどう思われるかお聞きをして、最後にします。

○企画部長（西岡澄浩君） 連携協約の協議・変更・廃止は、地方自治法の規定により、議会の議決事項となります。また、協約に基づく具体的な事業は、首長会議において連絡・報告を行うこととされております。

圏域市町村が連携して取り組むことで一層の効果が期待できる事業については、今後も連携中枢都市圏の枠組みで進めてまいります。

○7番（高本敬義君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（園田幸雄君） これで、高本敬義君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、長谷誠一君の発言を許します。

○17番（長谷誠一君） 皆さん、こんにちは。会派彩里、議席番号17番、長谷誠一でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

小川町町議を含めて6期24年、長いようで昨日のごとく感じるこの頃でございます。歳取って80歳、今限りでお世話になった市議会議員にピリオドを打つことにいたしました。万感胸に迫るとはこのことであり、お世話になった議員諸氏並びに守田市長をはじめ、職員の皆様に厚く、厚くお礼を申し上げます。ふと文豪夏目漱石の草枕の一文を思い出しました。「山路を登りながら、こう考えた。智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。とかくに人の世は住みにくい。住みにくさが高じると、住みやすいところに住みたくなる。住みやすいところに住んでも、住みにくいと悟ったときに、詩が生れ、画ができる。この世を作ったのは神でもなければ鬼でもない。そこらあたりにちらちらするただの人である。ただの人が作った国が住みにくいからと言って、越す国はあるまい。越す国が無いとしたら、しばしの間でも住みやすい国を作らねばならぬ」明治の文豪夏目漱石先生は、現代の世の

中を鋭い感覚で指摘をされました。この一文に出会ったのが55歳のときであります。当時、私は九州産業交通の社員として、バス運転手として、また全九州産業交通労働組合の執行委員として、部門別のバス部会長として、また松橋営業所の運行管理者として働いておりましたが、心ある方々の励ましをいただき、これからの新しいまちづくりに微力ながらもお手伝いできたらと思い、旧小川町議会議員として町政に関わり、町村合併により市議会議員としてお世話になりました。

令和4年度施政方針が提示されました。御承知のとおり、令和元年12月、降ってわいた中国・武漢の肺炎集団発生を端に、令和2年1月国内感染1号が確認され、検疫感染症に指定、感染防止のために様々な厳しい対応がなされました。一向に収まる気配はありません。熊日新聞2月19日掲載、国内感染者434万5千人、死亡者2万1,500人、九州においては福岡県の20万人、次いで沖縄県9万人、3位熊本県4万3,200人に及ぶ感染者、県内感染者は熊本市300人、八代市77人、次いで宇城市・合志市の35人、阿蘇郡市・球磨郡市ゼロに近い、山紫水明、自然の力強さを感じるこの頃でございます。宇城市新型コロナウイルス対策本部発行の接種関連情報第6号、市民意識に役立つ内容に頭が下がりました。一日も早い終息を願うものであります。

ここで、気になるのが災害は忘れた頃にやってくるということであります。いや、必ず近き将来に起こるであろう日奈久直下型活断層地震、第2の益城町ではならないと思います。施政方針の2番目に熊本地震から6年目、復旧・復興には1つめどが付いたとされています。ひと安心でしょうか、携帯の警報音に飛び起きた先月末の日向灘沖の震度5強、熊本地震と同じ地震や当時の恐怖心が蘇りました。南海トラフ巨大地震が発生すれば、想像に絶します。天災は忘れた頃にやってくる、改めて歴史の教訓を刻みました。

毎日のように全国各地で発生する地震情報、布田川本震における(聴取不能)をした豊野、松橋、小川山麓の日奈久直下型活断層の動き、執行部の方も議員の皆さん方も、投影で当時の益城町の災害の写真を流しております。目を通していただければ幸いです。平成17年6月13日、合併後の2回目の議会で行いました。第2回議会におきまして、私は布田川・日奈久活断層直下型地震について質問をいたしました。天災は避けられませんが、それによって引き起こる人災はあってはならないと思います。また、海岸線を持つ県下31の市町村の中の宇城市、海岸線の延長、防災マップは作られているのか。熊本県防災計画の総点検から6年後には見違える市町村の対応、遅きに失する期待もありますが、津波・高潮・停滞前線降雨水害と市民の命を守る、避けては通れない最重要課題であります。日本列島は地震王国、地震エネルギーの滞る中で日奈久直下型断層は、発生確率6%、100

0年に1度と指摘され、県下市町村はその地域に対する防災計画が整備されたと聞きました。

ここで、宇城市の具体的な各町の防災センターについてお尋ねいたします。5町防災拠点センターの完成による維持管理について、懸案事項はありませんか。各センターの耐震強度は。水害については。避難退避の備蓄の現状と耐用年数含めて更新計画は。また、各行政区の避難箇所の定期点検は。市民58,000人の緊急災害対策に対応できるのか。災害対策に100点満点はありません。災害心理学に正常化の偏見という言葉があります。被害が予想される状況で、自分はまだ大丈夫という過小評価をすることあります。それは、宇城市民が全て心の中で思っている事実であります。これが最大の人災につながる正常化の偏見ではありませんか。避難指示に市民がどれだけ動くか、そのためにも災害に対するシンクタンクが必要になります。総務部長、今までのところの答弁をよろしいですか。

○総務部長（天川竜治君） 令和元年12月議会で、三角議員の一般質問でも地震対策について答弁しておりますが、熊本地震で日奈久断層のひずみは解消されておらず、日奈久断層帯は、豊野町を含む高野・白旗区間など4区間に分かれ、地震の規模は全4区間が連動し動いた場合、市の一部では震度7も想定されております。また、海底にある日奈久区間南部や八代海区間で活断層が動いた場合、内海の特有の対岸の跳ね返り津波も想定されております。

このような想定される災害や熊本地震からの教訓も踏まえ、市では日頃からの備えとして、備蓄計画に沿った物資等の確保に努めております。主食用として、1日3食のうち3分の2食分、22,000食を準備し、主食以外にも、高齢者食や乳幼児用粉ミルクなど重要品目も備蓄倉庫に保管しています。これは、熊本地震時の最大避難者数11,000人余を想定した1日分で、2日目からは熊本地震の実績により、流通や支援物資の供給が見込める計算で行っています。物資の調達は、5か所の備蓄倉庫や防災拠点センターの備蓄庫から、避難者へいち早く提供できる体制も整えております。不測の場合に備え、飲食料等の供給についての災害協定も結んでおります。そのほか、物資調達・避難所の提供・ライフラインなど、42の各種団体等と災害協定を結び、災害時に様々な支援をいただくことになっております。また、他自治体との応援協定においては、市独自での協定は結んでおらず、非常時にお互いが迅速な支援等を受けられるよう、応援協定も今後の課題として考えていきたいと思っております。

最後に災害対策として、市民の皆様がいざというときに、どう行動できるか、命をどう守るか、日頃から災害に備えた避難行動計画など、各地域の家庭へ周知を図り、1人でも多く市民の命を救うことにつながる対策に取り組んでいきたいと思っ

ております。

- 17番（長谷誠一君） いろいろ多方面から答弁をいただきました。しかし、やはり阪神淡路大震災のときを振り返ると、そのときに出てきた言葉が自助・共助・公助なんですね。そういうことで、やはり自分たちの身は自分で守るという大きな市民へのアピール、植え付けが一番大事ではないかと思えます。そういうことを念頭にしながら、必ずくるという想定というよりも、きますというような強い言葉の中で、市民の安全を守っていただきたいと思えます。

次に、ちょっと提案したいことがございます。次に提案するのは、姉妹都市の締結であります。共にふるさとづくりに励む各種の団体、産業交流・文化交流・青少年交流等を共にして、相互扶助の施策が取れないか。私はこれまで数回の地震に関する議会質問を行い、警鐘を鳴らし続けてまいりました。私にとっては市議会議員最後の質問であり、万感胸に迫る思いがいたします。忘れた頃にやってくる自然災害に対するビジョン及び啓発推進に対する、守田憲史市長の思いをお聞かせください。

- 市長（守田憲史君） 異常気象による災害も今までの常識が通用いたしません。今回のロシアのウクライナ侵攻を考えても、朝鮮半島または台湾有事となれば、大量の避難民の方々がこの九州に流れ込むこともあり得ます。熊本地震も、市民の皆様と協力してどうにかここまで乗り越えることができました。このコロナも一体となって乗り越えなければなりません。今後のいろいろな大災害にも、議会と執行部の両輪の軸として頑張っていきたいと考えております。

長谷議員におかれましては、声も大きく健康そのものです。顔色もいいですし頭もピカピカでございます。私は、来期の80代の市議会議員の経験に裏打ちされた御指導を期待しております。

- 17番（長谷誠一君） 曇っても雨が降らない、災害がきても安心だという、先行き透明なところで、今後の宇城市民の安心・安全を守っていただく答弁と思えました。市長、今後ともよろしく願いをいたしておきます。

次に、企業誘致については、スマートインターを起点とした広域的な発想と工業団地の用地買収を真剣にお取組いただきたいということですが、昨日、永木誠議員の質問、答弁で、非常に私も担当部の姿勢も分かりましたので、この質問についてはこれで終わります。ただ、私も通告をいたしておりましたので、小川工業高校の進路指導の先生とちょっと話をお互いにさせていただきました。その中で、合同企業説明会があるそうです。担当部は御存じですか。小川工業高校が3月11日、30社からオンラインなのでしょう。それと松橋高校が3月16日、16社ということで、そういう情報を得てまいりました。ただ、担当の先生の中でこっちからち

よっとボールを投げたんですけども、生徒さん方の大体の思考というのはどうなんでしょうと聞いたところが、地元に残りたいと、やはりお父さん、お母さんと一緒に通勤できるのは、やはり地元に残って頑張っていきたいというような子どもの思いが伝わっているのを、先生は感銘しながら話していただきました。そのようなことでやはり松橋高校にしろ、小川工業高校にしろ、子どもさんと学校の先生だけではなくて、担当部もやはりたまには出かけて、宇城市のことも話していただきたい。それがちょっと話は飛びますけれども、人口減少の中で人口減少の底上げにもつながっていくのではないかと思いますので、今後の大きな課題として取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。これは後で差し上げますので。

議長、答弁書はそれぞれいただいているんですよ。ただ、もう答弁書は私の宝と思って、最後の24年間の質問の答弁書は、全部家に今まで綴っております。そのようなことで、やはり過去、現在、未来振り返りながら、宇城市の現在、そして今後を大きく見つめていきたいと思っております。

○議長（園田幸雄君） 議長から申し上げます。一般質問事項の通告がありますので、その通告に沿って質問をお願いします。

○17番（長谷誠一君） 海東小学校までの上水道の件ですけれども、地下水の水質悪化を踏まえ、海東の区長会9人で2020年1月17日、市長へお願いをしているところでございます。海東地区の生活課題として上水道給水ができますことを、さっき申しましたようにもう答弁は要りません。これを大きく切望いたしておきます。

最後の質問として、竹崎季長公の顕彰について、行政が可能な範囲で真剣にお取り組んでいただきたいと思うのであります。現在の海東地区の地域性は、七百年数十年前の季長公の全盛にあると思えます。これまで維持された区民の皆様の善良奉仕にほかなりません。今日あることを思うと、老人会を先頭に区民のお力に改めて頭の下がる思いがいたします。蒙古襲来絵詞、巻物2巻、昨年7月16日、宮中御物が国宝に指定とされました。教育委員会は市行政に対しどのような取組をされ、市民に対してはお祝いと同時に、どのような情報提供をされたかお尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 議員、今申されましたとおり、令和3年9月に、蒙古襲来絵詞が国宝に指定されました。現物は宮内庁の三の丸尚蔵館に所蔵してございます。

本市立郷土資料館では、蒙古襲来絵詞のレプリカを常設展示しております。学校などからの依頼があれば、市職員（専門員）が資料館や学校に出向き、子どもたちへ説明を行うなど、その功績を伝えています。

今後も、竹崎季長公ゆかりの地として、その顕彰を後世に伝えていく取組や文化財として保護を行っていきたいと考えております。

○17番（長谷誠一君） ありがとうございます。よろしく願いしておきます。平

原公園の維持管理について、もっと具体的な支援は考えられないか。まず管理費の再検討、次に正面石段の危険防止のための手すり及び記念碑正面の石段の手すりの設置、いかがでしょうか。余りにも急であります。また先の議会で質問しました平原公園に括弧書きでもよろしいです、元寇歴史公園の名称について平野区に話をされましたか。これについてはいかがでしょうか。

○**教育部長（豊住 章君）** 先ほど申されました施設の整備に関しましては、今後現地等を確認しまして、検討してまいりたいというふうに思っております。なお、元寇歴史公園については、今のところまだ地元の区長等とは、話合いの方は行っておりません。

○**17番（長谷誠一君）** 全部で公園の数は56だったのですかね。そういう中で、今平原公園だけを強調しておりますけれども、やはり定期的な全部の総点検も必要ではないかと思えます。政教分離、厳しい問題もあろうとは思いますが、何とか糸口は見つからないものか、海東区の地頭として50年、小川・海東の良き故郷は季長公のおかげであると思えます。旧海東中卒業生2,200人、毎年200人近い同窓生が集まり、来年は第6回季長公顕彰グラウンドゴルフ大会を催し、季長公の遺徳を顕彰します。郷土の偉人を偲び大切にすることが、郷土に残す、忘れてはならない郷土の文化的遺産にお力をいただきたいと、最後のお願いを申し上げる次第でございます。

いよいよ懐かしい議場とお別れでございます。長い間、議員諸氏そして職員の皆様お世話になりました。ありがとうございました。

それから議長、贈り物がございます。というのは、冒頭、布田川・日奈久断層熊本地震のことについてお話をさせていただきました。ただ、そのときですね、議員がどういう行動をせねばならないかということが、県庁の地下でありました守田市長もお出でだったのですけれども、トップセミナーの中でやはり議会の動きもというような中で綴った大事な大事な災害に対する教科書、そのとき議会はどうかということ綴った指令書なんです。是非、皆さん改選ではありますけれども頑張ってください、この教材を活かしていただきたいと思えます。

○**議長（園田幸雄君）** 長谷議員の貴重な資料をいただきましたので、議長として次の議長に、またこれを継続して申し送りしたいと思いますので、ありがとうございました。

○**17番（長谷誠一君）** よろしく願いしておきます。坂本次長にはこれをあげておきます。皆さん、お世話になりました。

○**議長（園田幸雄君）** これで、長谷誠一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日10日は議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、明日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時13分

第 7 号

3月11日 (金)

令和4年第1回宇城市議会定例会（第7号）

令和4年3月11日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		行政報告
日程第2	議案第12号	宇城市工場立地法地域準則条例の制定について
日程第3	議案第42号	令和4年度宇城市一般会計予算
日程第4	議案第43号	令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第44号	令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第45号	令和4年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第7	議案第46号	令和4年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第8	議案第47号	令和4年度宇城市水道事業会計予算
日程第9	議案第48号	令和4年度宇城市下水道事業会計予算
日程第10	議案第49号	令和4年度宇城市民病院事業会計予算
日程第11	議案第50号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第11号）
日程第12	同意第1号	教育委員会委員の任命について（今泉 京子氏）
日程第13	同意第2号	教育委員会委員の任命について（桑村 紀雄氏）
日程第14	同意第3号	教育委員会委員の任命について（城本 憲章氏）
日程第15	発議第3号	ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議
日程第16		委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永 木 誠 君	3番 山 森 悦 嗣 君
4番 三 角 隆 史 君	5番 坂 下 勲 君
6番 高 橋 佳 大 君	7番 高 本 敬 義 君
8番 大 村 悟 君	9番 福 永 貴 充 君
10番 溝 見 友 一 君	11番 園 田 幸 雄 君
12番 五 嶋 映 司 君	13番 福 田 良 二 君
14番 河 野 正 明 君	15番 渡 邊 裕 生 君
16番 河 野 一 郎 君	17番 長 谷 誠 一 君

18番 入江 学 君
20番 中山 弘 幸 君
22番 岡本 泰 章 君

19番 豊田 紀代美 君
21番 石川 洋 一 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康 明 君 書 記 桑 田 祥 一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	天 川 竜 治 君
企 画 部 長	西 岡 澄 浩 君	市 民 環 境 部 長	杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長	岩 井 智 君	経 済 部 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 長	梅 本 正 直 君	教 育 部 長	豊 住 章 君
総 務 部 次 長	元 田 智 士 君	企 画 部 次 長	坂 本 優 子 君
市 民 環 境 部 次 長	森 下 功 治 君	健 康 福 祉 部 次 長	植 野 修 君
経 済 部 次 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	井 住 寿 宏 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	岩 竹 泰 治 君	小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君
豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
上 下 水 道 局 長	木 見 田 洋 一 君	会 計 管 理 者	井 澤 ふ さ 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君
財 政 課 長	米 田 年 宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第11、議案第50号から、日程第14、同意第3号までであります。

-----○-----

日程第1 行政報告

○議長（園田幸雄君） 日程第1、行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。

○教育長（平岡和徳君） 議長のお許しをいただきましたので、お手元にA4版の資料をお配りし、宇城市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の状況と対策について報告いたします。

令和3年度の市内小中学校における児童生徒の感染者は、昨年9月9日に感染が確認されてから、約4か月間は新規感染者の確認はありませんでした。

しかし、1月10日以降から感染者が急速に増加し、3月6日までの児童生徒の感染報告数は、小学校が180人、中学校が65人、合計245人となっております。

現在の各学校における新型コロナウイルス感染症防止対策については、国が発出しています、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、家庭と学校が連携をしながら、感染防止対策に取り組んでいるところであります。

特に児童生徒の出席停止及び臨時休業等につきましては、本日お配りしました文書の最後に添付しています、別紙オミクロン株対応運用版に基づき、各学校が丁寧に対応しています。

その一例として、児童生徒や保護者が、感染について不安を持ち、その相談内容に合理的な理由があると判断する場合には、出席停止としております。

以上のように、各学校において、児童生徒等の健康と学びを保障するため、校長のリーダーシップの下、学校医等と連携しながら、教職員が一丸となって、教育活動の推進と感染症対策の両立に、大変な御尽力をいただいております。

新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながら、いつ終息するのか予測の立たない状況です。

教育委員会としましては、安全・安心な教育環境の確保のため、子どもを中心に

学校・家庭・地域・行政の5者が連携・協働した信頼の空間を醸成し、かん難に負けない教育体制の構築を目指します。

以上、学校における新型コロナウイルス感染症の状況と対策についての報告いたします。

○議長（園田幸雄君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

- 日程第2 議案第12号 宇城市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第3 議案第42号 令和4年度宇城市一般会計予算
- 日程第4 議案第43号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第44号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第45号 令和4年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第46号 令和4年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第8 議案第47号 令和4年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第9 議案第48号 令和4年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第49号 令和4年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（園田幸雄君） 日程第2、議案第12号宇城市工場立地法地域準則条例の制定についてから、日程第10、議案第49号令和4年度宇城市民病院事業会計予算までを一括議題とします。

去る2月25日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。

総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件2件、条例案件1件の合計3件であります。委員会を2月28日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第12号宇城市工場立地法地域準則条例の制定について、委員から「条例の基になったものは何か。また、関連する企業はあるのか」との質疑に対し、執行部から「工場の敷地において、環境に配慮した面積を一定割合以上確保しなければならない工場立地法という国の法律が基になっている。本市が条例を制定する

ことでその割合を増減させることができるようになるが、本市には敷地に余裕がない工場・事務所が多くあり、投資意欲がある事業所もあるので、条例制定の効果はあると考えている」との答弁がありました。

次に、議案第42号令和4年度一般会計予算、総務費の行政事務等業務委託料について、委員から「嘱託員報酬から委託料になったが、額の算出方法に変更はあるか。また、区長の職務内容は、戸数の多少にかかわらず余り変わらないので、見直しは考えていないか」との質疑に対し、執行部から「以前の算出方法との変更はなく見直しも考えていないが、戸数の多い区と少ない区の差があるので、行政区の在り方を検討している」との答弁がありました。

次に、企画費の空き家改修事業補助金について、委員から「市外から来て定住していただくための事業だと思うが、何件分の補助を想定しているのか」との質疑に対し、執行部から「1件当たり100万円の7件分を想定している」との答弁がありました。これに対し、委員から「非常にすばらしい事業と考える。本市の人口増につながるよう頑張ってください」との意見がありました。

最後に、学校におけるコロナ対策について、委員から「小中学校のコロナ対策がよく分からない。市民の安心と安全をつくり出すのが行政の役目と思うが、どう考えているのか」との質疑に対し、執行部から「県教育委員会で策定した県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準を準用している」との答弁がありました。これに対し、委員から「県の基準を準用するのはよいが、現状と今後の対策を市民に向けて速やかに発信すべき」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件1件の合計3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。委員会を3月2日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第42号令和4年度一般会計予算のうち、農業振興費の農業経営収入保険加入促進事業補助金について、委員から「この補助金の内容は」との質疑に対

し、執行部から「農業の保険は、生産するための経費を補填する共済保険から、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険へと転換が図られている。県も、コロナ禍で経営への影響が長期化すると考え、収入保険への加入促進の予算を9月に補正した。掛金の一部を補助するもので、新規加入は上限6万円、継続加入は上限1万円を負担するものである。本市もこのような背景から収入保険の加入を促進すべく、加入者全てに上限1万円を補助するものである」との答弁がありました。

次に、林業総務費の森林環境譲与税について、委員から「本会議でも質疑があったが、基金の積立額と今後の取組について」との質疑に対し、執行部から「令和3年度末で2,695万6千円の積立額となる。令和4年度に林地台帳整備及び森林経営管理制度意向調査を行い、他自治体の動向も注視しながら今後について考えていきたい」との答弁がありました。

次に、商工振興費の地域商社機能強化推進事業委託料について、委員から「どのような事業内容なのか」との質疑に対し、執行部から「地方創生の交付金を活用し令和2年から3か年の事業であり、宇城市の物産の振興及び販路拡大を目的としたもので、令和3年度については、福岡市内のデパートで展示販売を行っている。令和4年度については、コロナ禍で制限はあると思うが、関東・関西方面への販路拡大を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、道路維持費の道路維持工事費について、委員から「舗装工事箇所はどのように決めているのか」との質疑に対し、執行部から「路面性状調査により、路面の劣化及び凹凸の調査を行い、傷み具合を判断し、社会資本整備総合交付金を用いて工事を行っている。令和4年度は、松橋町2か所、小川町1か所、豊野町1か所を予定している」との答弁がありました。また、委員から「地区要望の舗装に関してはどのようにしているのか」との質疑に対し、執行部から「道路維持費の単独費により対応している」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました予算案件3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） おはようございます。

民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件5件であります。委員会を2月28日に、

第三委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第42号令和4年度一般会計予算のうち、児童福祉費について、委員から「結婚新生活支援事業補助金の内容の詳細は」との質疑に対し、執行部から「結婚に伴う新生活支援事業で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、新規に結婚した夫婦で、共に39歳以下、なおかつ世帯収入が年間400万円以下の世帯が対象。補助上限額は夫婦ともに29歳以下であれば60万円、それ以外ならば30万円である」との答弁がありました。

次に、議案第43号令和4年度国民健康保険特別会計予算について、委員から「一人当たりの高額療養費負担額が1万円程度上がるとのことだが、理由は何か」との質疑に対し、執行部から「令和4年度は被保険者数の1%減少を見込んでいることと、コロナ禍による受診控えが重症化へつながるのではないかと懸念を考慮したため」との答弁がありました。討論では「予算の組み方としてはよく分析されているとは感じるが、国保税を払いたくても払えないという市民感情もある。地方自治体だけの責任ではないが、何かしらの方法を探らないと市民が大変な苦しみに遭うような予算になっているので反対する」との反対討論がありました。

次に、議案第45号令和4年度介護保険特別会計予算について、委員から「介護保険事業計画では介護予防費を増額していくことになっているが、逆に減額されているのはなぜか」との質疑に対し、執行部から「全体としては計画に則り増額の予算措置をしているが、地域支援事業費については、第8期介護保険事業計画審議会にて体系図が変更され、元気が出る学校など一部の介護予防事業費が一般介護予防事業費へ移行・統廃合されたことにより、約500万円の減額となった」との答弁がありました。討論では「介護保険の被保険者は年金受給者が大部分である。低所得者層に負担が集中するようになっているため、難しいかもしれないが、できるだけ負担を少なくすることが必要。そういった施策がないこの予算には反対する」との反対討論がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件5件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第12号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第12号宇城市工場立地法地域準則条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第42号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題となっております、議案第42号令和4年度宇城市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

この予算には、市民の知識や文化の向上を図り、より豊かな人間生活を送ることを目的とし、利益を求めて運営するにはそぐわない図書館を、利益を出さないと評価されない民間業者に委託する予算が組まれています。私は、子育てや教育はそれを受ける側に立って、多様性に応え、専門性を高めてより丁寧に国の将来を担う人材を育成するものであり、まさしく国民全体に責任を持ち、奉仕する公的機関である国や自治体が責任を持って行わなければならない事業の典型だと考えています。ところが、この予算には、青海保育園や豊野保育園の民営化に向けた予算が組まれています。一般質問でも取り上げましたが、市長が市民に約束した給食費の無料化は、恩恵を受けるであろうと期待をした子どもたちは卒業してしまうのに、今回の予算にも計上されていません。民間委託などで人件費の節減をしているにもかかわらず、市民にとって必要性が明確ではないと思われる警察幹部職員を依然として受け入れ続けています。

以上のような理由を含め、この予算は市民の暮らしと福祉を守る要望に応える予算にはなっていないと判断して反対をいたします。議員諸氏の賛同をよろしく願います。

○議長（園田幸雄君） これで、討論を終わります。

これから、議案第42号令和4年度宇城市一般会計予算を採決します。採決は、

押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第43号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第43号令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第44号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第44号令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第45号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第45号令和4年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決

です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第46号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第46号令和4年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第47号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第47号令和4年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第48号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第48号令和4年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、

反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第49号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第49号令和4年度宇城市民病院事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第11 議案第50号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第11号）

日程第12 同意第1号 教育委員会委員の任命について（今泉 京子氏）

日程第13 同意第2号 教育委員会委員の任命について（桑村 紀雄氏）

日程第14 同意第3号 教育委員会委員の任命について（城本 憲章氏）

○議長（園田幸雄君） 日程第11、議案第50号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第11号）から、日程第14、同意第3号教育委員会委員の任命について（城本憲章氏）までを一括議題とします。

市長から、一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出しますのは、予算案件として一般会計補正予算が1件、同意案件として教育委員会委員の任命同意が3件、合計4件です。

一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大対策の関連で、飲食店等に対する営業時間短縮要請への協力金を追加支給するものなどです。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。当案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（園田幸雄君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第50号から同意第3号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 詳細説明に入ります前に、議長のお許しを得まして、お手元にA4版の資料1枚をお配りしております。後ほど繰越明許費補正の説明の際にご覧ください。

それでは、議案第50号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第11号）について説明します。別紙で配布しております令和3年度各会計補正予算書1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,362万9千円を追加し、予算総額を378億3,364万2千円としております。また、第2条で繰越明許費を補正しております。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に係る第6波を抑え込むため、熊本県がまん延防止等重点措置区域の指定を行った県内全域の飲食店に対し、営業時間短縮要請を3月21日まで延長し、要請に応じていただいた事業者に対し協力金を追加で支給することに伴い、既存の予算を増額して対応する必要性が生じたため、早急な予算措置を行うものです。

予算書の4ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。款5農林水産業費、項1農業費で、亀松排水機場適正化工事2,904万円を追加しております。追加の理由につきましては、昨年9月30日に契約を締結している亀松排水機場適正化工事において、1号水中ポンプのオーバーホールのため、ポンプの分解整備を進めていたところ、今年2月に水中ポンプ本体の一部に部品交換が必要になることが新たに発覚し、部品製作に8か月を要することが判明しました。

配布しております繰越明許費資料をお願いいたします。水中電動機と中間ケーシングの写真部分に補足してありますとおり、ポンプの一部に亀裂等の破損が発見され、材質が鉄と鉛で铸造した铸物であるため再使用不可と判断されました。各部品の製作には約8か月を要するため、年度内の工事完了が見込めない状況です。本工事は補助事業となりますが、予算を繰り越して実施できることが今回確認できましたので追加するものです。

続いて、款6商工費、項1商工費で、飲食店等時間短縮要請協力金事業負担金を

追加しております。県から負担金要求が4月以降になることが見込まれますので、追加するものです。

続いて、歳出の予算について説明をいたします。

8ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費で飲食店等時間短縮要請協力金事業負担金5,362万9千円を補正しております。県が実施主体として行う営業時間短縮要請に伴う事業者支援の協力金事業に必要な経費を市が10分の1負担するもので、今回の補正は第6波分になります。財源については、財政調整基金を繰り入れることで財源調整をしております。

以上で、詳細説明を終わります。

続きまして、同意第1号、第2号、第3号教育委員会委員の任命について説明します。議案集は2ページから4ページ、説明資料も2ページから4ページをお願いします。

本案は、現教育委員会委員のうち1人が、令和4年2月28日付けで辞職したことに伴い、その補欠として今泉京子氏の新任の任命同意、また現教育委員会委員のうち2人が、令和4年3月31日をもって任期満了することに伴い、桑村紀雄氏、城本憲章氏の新任の任命同意をお願いするものです。

3人は、経歴、人格、教育行政に関する識見が共に優れた方であり、教育委員会委員として申し分ない方と考えております。教育委員会委員の任命につきましては、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものです。

以上で、同意第1号、第2号、第3号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第50号から、同意第3号までの詳細説明が終わりました。

これから、議案第50号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第50号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第11号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第50号は、原案のと

おり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

次に、同意第1号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号教育委員会委員の任命について（今泉京子氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（園田幸雄君） 起立多数です。したがって、同意第1号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第2号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号教育委員会委員の任命について（桑村紀雄氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（園田幸雄君） 起立多数です。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第3号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号教育委員会委員の任命について（城本憲章氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（園田幸雄君） 起立多数です。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第15 発議第3号 ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議

○議長（園田幸雄君） 日程第15、発議第3号ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（長谷誠一君） ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議。趣旨説明は決議の朗読をもって、これに代えたいと思えます。

2月24日、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を開始した。このことは、力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土を侵害する明白な国際法違反で、国際秩序の根幹を揺るがす行為として、断じて許容できず、我が国の

安全保障の観点からも決して看過できない。

国際社会ひいては我が国の平和と安全を著しく損なう、明らかに国連憲章に違反する行為であるとともに、ウクライナに拠点を持つ日本企業や現地在留邦人が緊迫した状況に置かれており、断じて容認できない暴挙である。

ここに、宇城市議会は、ロシアに対し一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するものである。

また、政府においては、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議し、即時に完全かつ無条件でのロシア軍の撤退と、世界の恒久平和の実現に向けた国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるべきである。

併せて、現地在留邦人の確実な保護や我が国経済社会に生じる影響への対策を講じるとともに、国際社会と連携し制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応をとるよう強く訴えるものである。

以上、決議する。

○議長（園田幸雄君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第3号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第16 委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（園田幸雄君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和4年第1回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第620号
令和4年2月21日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第3号	令和3年度宇城市一般会計補正予算(第10号)	原案可決
議案第7号	令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第11号	宇城市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について	原案可決
議案第14号	宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第15号	宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第16号	宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第18号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第20号	宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第 2 1 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 2 号	宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 3 号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 3 0 号	宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 3 1 号	宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 3 2 号	宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 3 5 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事（第2期））	可 決
議案第 4 1 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	可 決

宇城市議第641号
令和4年3月2日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第12号	宇城市工場立地法地域準則条例の制定について	原案可決
議案第42号	令和4年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第46号	令和4年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決

宇城市議第620号
令和4年2月21日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

建設経済常任委員長 福田 良二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第3号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第8号	令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第9号	令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第13号	宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定について	原案可決
議案第27号	宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第28号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第29号	宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第33号	宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第34号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（菟尾隧道（用水路）災害復旧工事）	可 決
議案第36号	財産の無償貸付けについて	可 決

議案第 37 号	権利の放棄について（市営住宅の損害賠償請求金）	可 決
議案第 38 号	権利の放棄について（水道料金）	可 決
議案第 39 号	市道の路線の廃止について	可 決
議案第 40 号	市道の路線の認定について	可 決
発議第 1 号	宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	原案可決

宇城市議第641号
令和4年3月2日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

建設経済常任委員長 福田 良二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第42号	令和4年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第47号	令和4年度宇城市水道事業会計予算	原案可決
議案第48号	令和4年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第3号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第4号	令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第5号	令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第6号	令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第10号	令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第24号	宇城市税特別措置条例の制定について	原案可決
議案第25号	宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第26号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
請願第1号	シルバー人材センターに対する支援を求める請願書	採 択

宇城市議第641号
令和4年3月2日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第42号	令和4年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第43号	令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第44号	令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第45号	令和4年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第49号	令和4年度宇城市民病院事業会計予算	原案可決

令和4年第1回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名											審議結果	賛成	反対											
	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司				13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章	
議案第2号 令和3年度宇城市一般会計補正予算(第9号)	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第3号 令和3年度宇城市一般会計補正予算(第10号)	○	○	○	○	欠	棄	欠	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	16	1
議案第4号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第5号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第6号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第7号 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第8号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第9号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第10号 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第11号 宇城市まち・ひとしご創生推進基金条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第12号 宇城市工場立地法地域準則条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第13号 宇城市国営緊急農地再編整備事業基金条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第14号 宇城市行政組織改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	○	欠	棄	欠	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	16	1
議案第15号 宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第16号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第17号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
議案第18号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	棄	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	17	0
議案第19号 宇城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章				
議案第20号 宇城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	17	0	
議案第21号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	棄	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	17	0	
議案第22号 宇城市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第23号 宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第24号 宇城市税特別措置条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第25号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	●	欠	○	○		●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	14	4	
議案第26号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第27号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第28号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第29号 宇城市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第30号 宇城市生涯学習施設条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第31号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第32号 宇城市民館条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第33号 宇城市戸馳花の学校条例を廃止する条例の制定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0	
議案第34号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(萩尾隧道(用水路)災害復旧工事)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18	0	
議案第35号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事(第2期))	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	17	0	
議案第36号 財産の無償貸付けについて	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18	0	
議案第37号 権利の放棄について(市営住宅の不法行為に基づく損害賠償請求金)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18	0	

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章				
議案第38号 権利の放棄について(水道料金)	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18	0
議案第39号 市道の路線の廃止について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18	0
議案第40号 市道の路線の認定について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18	0
議案第41号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	18	0
議案第42号 令和4年度宇城市一般会計予算	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	原案可決	17	1
議案第43号 令和4年度宇城市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	1
議案第44号 令和4年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	1
議案第45号 令和4年度宇城市介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	1
議案第46号 令和4年度宇城市奨学金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第47号 令和4年度宇城市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	1
議案第48号 令和4年度宇城市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○		棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第49号 令和4年度宇城市民病院事業会計予算	○	○	○	○	○	棄	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第50号 令和3年度宇城市一般会計補正予算(第11号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
請願第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める請願書	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	18	0
発議第1号 宇城市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	○	○	○	○	欠	棄	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	17	0
発議第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書	○	○	○	○	欠	○	欠	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	0
発議第3号 ロシアによるウクライナ侵攻に対する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0